

令和 4 年度川崎市水道事業会計補正予算

(総 則)

第 1 条 令和 4 年度川崎市水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第 2 条 令和 4 年度川崎市水道事業会計第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
水道事業	33,890,810 千円	206,164 千円	34,096,974 千円
第 1 款 費用			
第 1 項 営業費用	32,954,972 千円	206,164 千円	33,161,136 千円

支 出

令和 4 年 1 月 2 8 日提出

川崎市長 福田 紀 彦

令和 4 年度川崎市水道事業会計
補正予算に関する説明書

水道事業

水道事業

令和 4 年度 川崎市水道 事業会計補正予算実施計画
収益的 収入 及び 支出

支 出

(単位: 千円)

款	項	目	既定予定額	補正予算額	計	備 考
1 水道事業費用	1 営業費用		33,890,810	206,164	34,096,974	
		2 浄水	32,954,972	206,164	33,161,136	
	4 配水	費	1,846,979	34,407	1,881,386	浄水設備の維持・作業に要する費用の増
		費	2,147,742	171,757	2,319,499	配水設備の維持・作業に要する費用の増

水道事業

令和 4 年度 川崎市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで)

(単位 千円)

1	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	当年度純利益 (△は損失)	173,802
	減価償却費	6,658,686
	貸倒引当金の増減額 (△は減少)	693
	退職給付引当金の増減額 (△は減少)	4,347
	賞与引当金の増減額 (△は減少)	25,710
	長期前受金戻入額	△ 774,560
	受取利息及び配当金	△ 181
	支払利息及び企業債取扱い諸費	875,246
	固定資産売却費	576,289
	未収金の増減額 (△は増加)	53,116
	破産更生債権等の増減額 (△は増加)	△ 221
	未払金の増減額 (△は減少)	182,036
	預り金の増減額 (△は減少)	37,596
	たな卸資産の増減額 (△は増加)	46,124
	小計	7,858,683
	利息及び配当金の受取額	181
	利息及び企業債取扱い諸費の支払額	△ 870,495
	業務活動によるキャッシュ・フロー	6,988,369
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 14,280,815
	有形固定資産の売却による収入	20
	無形固定資産の取得による支出	△ 206,854
	国県補助金の返還による支出	△ 96

水道事業

県補助金による収入	278,235
一般会計補助金による収入	133,381
工事負担金による収入	185,681
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 13,890,448

3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	一時借入れによる収入	2,000,000
	一時借入金の返済による支出	△ 2,000,000
	リース債務の返済による支出	△ 264,765
	建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	6,448,000
	建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 3,567,612
	財務活動によるキャッシュ・フロー	2,615,623

資金減少額	4,286,456
資金期首残高	20,719,875
資金期末残高	16,433,419

水道事業

令和4年度 川崎市水道事業予定損益計算書
(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位 千円)

1	営業収益	
(1)	給水収益	24,593,760
(2)	受託給水工事収益	3,078
(3)	其他受託工事収益	23,633
(4)	その他の営業収益	<u>4,210,759</u>
		28,831,230
2	営業費用	
(1)	原水費	889,064
(2)	浄水費	1,759,546
(3)	受水費	8,188,293
(4)	配水費	2,180,213
(5)	給水費	4,512,196
(6)	受託給水工事費	3,040
(7)	其他受託工事費	21,968
(8)	業務費	2,291,449
(9)	総係費	1,876,814
(10)	減価償却費	6,658,686
(11)	資産減耗費	<u>2,887,621</u>
		31,268,890
	営業損失	2,437,660
3	営業外収益	
(1)	受取利息及び配当金	181
(2)	他会計補助金	29,231
(3)	分担金	28,429
(4)	水道利用加入金	1,610,204

水道事業

(5)	長期前受金戻入	770,271	
(6)	雑収益	<u>1,103,402</u>	3,541,718
4	営業外費用		
(1)	支払利息及び 企業債取敢諸費	875,246	
(2)	雑支出	<u>41,716</u>	<u>916,962</u>
	経常利益		187,096
5	特別利益		
(1)	固定資産売却益	10	
(2)	過年度損益修正益	212	
(3)	長期前受金戻入	4,289	
(4)	その他特別利益	<u>178</u>	4,689
6	特別損失		
(1)	固定資産売却損	10	
(2)	過年度損益修正損	<u>7,973</u>	<u>7,983</u>
			△ 3,294
7	予備費		
(1)	予備費	<u>10,000</u>	<u>10,000</u>
	当年度純利益		173,802
	前年度繰越利益剰余金		4,294,320
	その他未処分 利益剰余金変動額		<u>0</u>
	当年度未処分 利益剰余金		<u>4,468,122</u>

水道事業

令和 4 年度 川崎市水道事業予定貸借対照表

(令和 5 年 3 月 31 日)

(単位 千円)

1 固 定 資 産	資 産 の 部	
(1) 有 形 固 定 資 産		
ア 土 地	3,349,922	
イ 建 物	8,127,709	
ウ 構 築 物	281,370,515	
エ 減価償却累計額	△ 4,441,285	3,686,424
オ 機 械 及 び 装 置	24,580,541	145,816,602
カ 工 具 器 具 及 び 備 品	862,492	
キ 車 両 運 搬 具	121,091	25,130
ク 減価償却累計額	△ 95,961	
コ 減価償却累計額	△ 586,982	275,510
カ 減価償却累計額	1,422,957	
キ 減価償却累計額	△ 565,987	856,970
ク 減 設 仮 勘 定	5,156,348	
コ 有 形 固 定 資 産 合 計		170,273,424
(2) 無 形 固 定 資 産		
ア 地 上 権	38,425	
イ 施 設 利 用 権	1,441,799	
ウ 電 話 加 入 権	5,392	
エ ソ フ ト ウ エ ア	804,488	
オ リ ー ス 資 産	83,538	
カ 無 形 固 定 資 産 仮 勘 定	371,406	
コ 無 形 固 定 資 産 合 計		2,745,048

水道事業

(3) 投 資 そ の 他 の 資 産		
ア 出 資 金	11,597,894	
イ 破 産 更 生 債 権 等	4,795	
ウ 貸 倒 引 当 金	△ 4,795	0
エ 投 資 そ の 他 の 資 産 合 計		11,597,894
コ 固 定 資 産 合 計		184,616,366
2 流 動 資 産		
(1) 現 金 預 金	16,483,419	
(2) 未 収 金	2,895,272	
ウ 貸 倒 引 当 金	△ 25,774	2,869,498
エ 貯 蔵 品	471,417	
オ (4) 前 払 金	2,376,289	
カ 流 動 資 産 合 計		22,150,622
コ 資 産 合 計		206,766,989
3 固 定 負 債	負 債 の 部	
(1) 企 業 債		
ア 企 業 債		
イ 建 設 改 良 費 等 の 財 源 に 充 て る た た め の 企 業 債	72,441,681	
ウ 一 ス 債 務	745,876	
エ 引 当 金		
オ 退 職 給 付 引 当 金	4,660,799	
カ 引 当 金 合 計		4,660,799
コ 固 定 負 債 合 計		77,848,356

水道事業

4	流 動 負 債				
(1)	企 業 債 負				
ア	建設改良費等の 財源に充てる ための企業債	3,477,487			
	企業債合計	3,477,487			
(2)	リ ー ス 債 務	288,183			
(3)	未 払 金	5,627,580			
(4)	預 り 金	2,451,436			
(5)	未 払 費 用	50,918			
(6)	引 当 金				
ア	賞 与 引 当 金	421,011			
	引当金合計	421,011			
	流動負債合計			12,316,615	
5	繰 延 収 益				
(1)	長 期 前 受 金				
ア	受贈財産評価額	6,465,468			
	収益化累計額	△ 3,310,999	3,154,469		
イ	国 県 補 助 金	3,110,984			
	収益化累計額	△ 805,929	2,305,055		
ウ	一 般 会 計 補 助 金	2,357,452			
	収益化累計額	△ 1,945,542	411,910		
エ	工 事 負 担 金	17,625,296			
	収益化累計額	△ 10,654,867	6,970,429		
オ	そ の 他 長 期 前 受 金	129,778			
	収益化累計額	△ 65,751	64,027		
	長期前受金合計			12,905,890	
	繰延収益合計				103,070,861
	負債合計				

水道事業

6	資 本 剰 余 金				
7	(1) 資 了 受贈財産評価額	199,405			
	イ 国 県 補 助 金	751			
	資本剰余金合計		200,156		
(2)	利 益 剰 余 金				
ア	当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金	4,468,122			
	利益剰余金合計		4,468,122		
	剰余金合計			4,668,278	
	資本合計			103,696,128	
	負債資本合計				206,766,989

令和 4 年度川崎市工業用水道事業会計補正予算

(総 則)

第 1 条 令和 4 年度川崎市工業用水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第 2 条 令和 4 年度川崎市工業用水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
工業用水道 第 1 款 事業費用	7,456,268 千円	219,643 千円	7,675,911 千円
第 1 項 営業費用	7,290,293 千円	219,643 千円	7,509,936 千円

令和 4 年 1 月 28 日提出

川崎市長 福田 紀彦

令和4年度川崎市工業用水道事業会計
補正予算に関する説明書

工業用水道事業

工業用水道事業

令和 4 年度 川崎市工業用水道 事業会計補正予算実施計画

収 益 的 収 入 及 び 支 出

支 出		補 正 予 算 額		計		備 考	
款	項	目	既定予定額	既定予定額	既定予定額		
1 工業用水道事業費用	1 営業費用	1 原水	7,456,268	219,643	7,675,911	水道事業からの受水に要する費用、水源地 ^等 涵養及び 原水設備の維持・作業に要する費用の増 浄水設備の維持・作業に要する費用の増 配水設備の維持・作業に要する費用の増	
		2 浄水	7,290,293	219,643	7,509,936		
		3 配水	3,752,520	50,363	3,802,883		
			1,224,203	139,791	1,363,994		
			383,251	29,489	412,740		

工業用水道事業

令和4年度 川崎市工業用水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位 千円)

1	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	当年度純利益	86,410
	減価償却費	1,113,882
	退職給付引当金の増減額 (△は減少)	12,704
	賞与引当金の増減額 (△は減少)	6,015
	長期前受金戻入額	△ 114,470
	受取利息及び配当金	△ 96
	支払利息及び企業債取扱諸費	90,508
	固定資産除却費	18,048
	未収金の増減額 (△は増加)	△ 55,047
	未払金の増減額 (△は減少)	93,420
	預り金の増減額 (△は減少)	443
	たな卸資産の増減額 (△は増加)	165
	小計	1,251,982
	利息及び配当金の受取額	96
	利息及び企業債取扱諸費の支払額	△ 90,700
	業務活動によるキャッシュ・フロー	1,161,328
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 1,171,602
	有形固定資産の売却による収入	20
	無形固定資産の取得による支出	△ 131,601
	国庫補助金による収入	9,300
	一般会計補助金による収入	149,341
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,144,542

工業用水道事業

3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	一時借入れによる収入	500,000
	一時借入金の返済による支出	△ 500,000
	リース債務の返済による支出	△ 23,733
	建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	627,000
	建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 639,749
	財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 36,482
	資金減少額	19,696
	資金期首残高	8,971,763
	資金期末残高	8,952,067

工業用水道事業

令和 4 年度 川崎市工業用水道事業予定損益計算書
(令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで)

(単位 千円)

1	営業収益	
(1)	給水収益	6,975,542
(2)	受託工事収益	20,520
(3)	その他の営業収益	14,379
		<u>7,010,441</u>
2	営業費用	
(1)	原水費	3,466,171
(2)	浄水費	1,260,440
(3)	配水費	386,285
(4)	給水費	106,533
(5)	受託工事費	20,338
(6)	総係償却費	342,733
(7)	減価償却費	1,113,832
(8)	資産減耗費	299,326
		<u>6,995,658</u>
	営業利益	14,783
3	営業外収益	
(1)	受取利息及び配当金	96
(2)	他会計補助金	18,600
(3)	長期前受金戻入	114,460
(4)	雑収	39,329
		<u>172,485</u>
4	営業外費用	
(1)	支払利息及び企業債取扱諸費	90,508

工業用水道事業

(2)	雑支出	360	90,868	81,617
	経常利益			96,400
5	特別利益			
(1)	固定資産売却益	10		
(2)	長期前受金戻入	10	20	
6	特別損失			
(1)	固定資産売却損	10	10	10
7	予備費			
(1)	予備費	10,000	10,000	10,000
	当年度純利益			86,410
	前年度繰越利益剰余金			1,140,333
	その他の未処分利益剰余金変動額			639,749
	当年度末処分利益剰余金			<u>1,866,492</u>

工業用水道事業

令和4年度 川崎市工業用水道事業予定貸借対照表

(令和5年3月31日)

(単位 千円)

1 固定資産	資産の部	
(1) 有形固定資産		
ア 土地	571,702	
イ 建物	3,299,606	
ウ 構築物	<u>△ 1,510,632</u>	1,788,974
エ 機械及び装置	<u>△ 20,551,301</u>	12,052,127
オ 減価償却累計額	11,828,996	
カ 車両運搬具	<u>△ 7,683,108</u>	4,145,888
キ 工具器具及び備品	1,063	
ク 減価償却累計額	<u>△ 916</u>	147
コ リース資産	112,215	
ク 減価償却累計額	<u>△ 69,836</u>	42,379
コ リース資産	125,502	
ク 減価償却累計額	<u>△ 28,863</u>	96,639
ク 建設仮勘定	<u>1,005,338</u>	
有形固定資産合計		19,703,194
(2) 無形固定資産		
ア 地上権	5	
イ 施設利用権	1,530,108	
ウ 電話加入権	297	
エ ソフトウェア	112,131	
オ リース資産	<u>9,456</u>	
無形固定資産合計		<u>1,651,997</u>
固定資産合計		21,355,191

工業用水道事業

2 流動資産		
(1) 現金	8,952,067	
(2) 未収金	1,234,167	
(3) 貯蔵品	3,612	
(4) 前払金	<u>48,052</u>	
流動資産合計		<u>10,237,898</u>
資産合計		<u>31,593,089</u>

負債の部

3 固定負債		
(1) 企業債		
ア 建設改良費等の財源に充てるための企業債	<u>6,388,996</u>	6,388,996
企業債合計		6,388,996
(2) リース債務		86,561
(3) 引当金		
ア 退職給付引当金	<u>569,892</u>	569,892
引当金合計		<u>569,892</u>
固定負債合計		7,045,449
4 流動負債		
(1) 企業債		
ア 建設改良費等の財源に充てるための企業債		619,716
企業債合計		619,716
(2) リース債務		30,093
(3) 未払金		1,082,635
(4) 預り金		6,154
(5) 未払費用		3,195

川崎市告示第652号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づいて、生田緑地及び川崎市岡本太郎美術館の指定管理者を次のとおり指定しましたので、川崎市都市公園条例（昭和32年川崎市条例第6号）第18条の2第3項及び川崎市岡本太郎美術館条例（平成11年川崎市条例第25号）第5条第3項の規定により告示します。

令和4年12月22日

川崎市長 福田紀彦

管理を行わせる施設の名称及び所在地	生田緑地 川崎市多摩区枳形7丁目地内ほか（川崎市藤子・F・不二雄ミュージアム、川崎国際生田緑地ゴルフ場等の区域を除く。）
	川崎市岡本太郎美術館 川崎市多摩区枳形7丁目1番5号
指定管理者	(所在地) 東京都千代田区 内幸町一丁目1番1号 (名 称) 生田緑地共同事業体 (代表者) 株式会社日比谷花壇 代表取締役 宮島 浩彰
指定期間	令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

※ 上記施設のほか、川崎市教育委員会が管理する次の施設についても、横断的に管理を行わせることとします。

- ・川崎市立日本民家園
(川崎市多摩区枳形7丁目1番1号)
- ・川崎市青少年科学館
(川崎市多摩区枳形7丁目1番2号)

川崎市告示第653号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和4年12月22日から令和5年1月12日まで一般の縦覧に供します。

令和4年12月22日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市 道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	南加瀬第209号線	川崎市幸区南加瀬2丁目107番2先	2.73	7.78	
		川崎市幸区南加瀬2丁目107番2先			
新	南加瀬第209号線	川崎市幸区南加瀬2丁目107番4先	3.36	7.78	関係図面のと

川崎市幸区南加瀬2丁目107番4先	おり
-------------------	----

川崎市告示第654号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和4年12月22日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和4年12月22日から令和5年1月12日まで一般の縦覧に供します。

令和4年12月22日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市 道

路線名	供用開始の区間	備考
南加瀬第209号線	川崎市幸区南加瀬2丁目107番4先	関係図面のと
	川崎市幸区南加瀬2丁目107番4先	

川崎市告示第655号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和4年12月22日から令和5年1月12日まで一般の縦覧に供します。

令和4年12月22日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市 道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	小杉菅線	川崎市高津区下作延6丁目1158番2先	23.77	16.80	関係図面のと
		川崎市高津区下作延6丁目1158番2先	26.11		
新	小杉菅線	川崎市高津区下作延6丁目1158番1先	22.42	16.80	関係図面のと
		川崎市高津区下作延6丁目1157番1先	24.42		
旧	下作延第247号線	川崎市高津区下作延6丁目1157番2先	4.33	82.01	
		川崎市高津区下作延5丁目1180番7先	6.51		

新	下作延 第247号線	川崎市高津区 下作延 6 丁目 1157 番 2 先	16.85	16.85	立体的 区 域 〔関係図面 のとおり〕
		川崎市高津区 下作延 6 丁目 1182 番 2 先			
		川崎市高津区 下作延 6 丁目 1158 番 2 先	4.47 、 6.51	81.84	隅きり を含む
		川崎市高津区 下作延 5 丁目 1180 番 7 先			
川崎市高津区 下作延 6 丁目 1158 番 2 先	16.83	16.83	立体的 区 域 〔関係図面 のとおり〕		
川崎市高津区 下作延 6 丁目 1182 番 2 先					

川崎市告示第656号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和4年12月22日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和5年12月22日から令和5年1月12日まで一般の縦覧に供します。

令和4年12月22日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市 道

路線名	供用開始の区間	備 考
小杉菅線	川崎市高津区下作延 6 丁目 1158 番 2 先	関係図面 のとおり
	川崎市高津区下作延 6 丁目 1157 番 2 先	
下作延 第247号線	川崎市高津区下作延 6 丁目 1158 番 2 先	隅きり を含む
	川崎市高津区下作延 5 丁目 1180 番 7 先	
	川崎市高津区下作延 6 丁目 1158 番 2 先	立体的区域 〔関係図面 のとおり〕
	川崎市高津区下作延 6 丁目 1182 番 2 先	

川崎市告示第657号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関の指定並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の医療機関の指定を行いましたので、同法第55条の3第1号の規定に基づき告示します。（別表省略）

令和4年12月22日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市告示第658号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関の廃止並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定医療機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき告示します。（別表省略）

令和4年12月22日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市告示第659号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項の規定により指定医療機関の辞退による廃止並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定医療機関の辞退による廃止を行いましたので、同法第55条の3第3号の規定に基づき告示します。（別表省略）

令和4年12月22日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市告示第660号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関の変更並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定医療機関の変更を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

令和4年12月22日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市告示第661号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により施術機関の指定並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の施術機関の指定を行いましたので、同法第55条の3第1号の規定に基づき告示します。（別表省略）

令和 4 年12月22日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市告示第662号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により指定施設機関の変更並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定施設機関の変更を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき告示します。（別表省略）

令和 4 年12月22日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市告示第663号

住居表示を実施すべき区域について、街区符号及び住居番号を次のように付けたので、住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第3条第3項の規定により告示する。

- | | |
|--------------|--|
| 1 区域 | 川崎市高津区上作延1丁目
川崎市高津区上作延2丁目
川崎市高津区上作延3丁目 |
| 2 実施期日 | 令和5年1月23日 |
| 3 住居表示の方法 | 街区方式 |
| 4 街区符号及び住居番号 | 別添住居表示新旧対照案内図のとおり |

令和 4 年12月23日

川崎市長 福 田 紀 彦

（別添新旧対照案内図省略）

川崎市告示第664号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、高津区上作延地区で、別図のとおり町区域の設定をしたので、同条第2項の規定により告示する。

なお、この町区域の設定の効力は、令和5年1月23日から生じるものとする。

令和 4 年12月23日

川崎市長 福 田 紀 彦

（別図省略）

川崎市告示第665号

令和4（2022）年度版かわさき環境白書の
公表について

川崎市環境基本条例（平成3年川崎市条例第28号）第9条の2第1項の規定に基づき、令和4（2022）年度版かわさき環境白書（年次報告書）を次のとおり公表しま

す。

令和 4 年12月26日

川崎市長 福 田 紀 彦

（別紙省略）

川崎市告示第666号

議決された予算の公表について

別紙の予算は、令和4年11月28日招集の令和4年第5回川崎市議会定例会において、令和4年12月21日に原案のとおり可決されましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により公表します。

令和 4 年12月26日

川崎市長 福 田 紀 彦

令和4年度川崎市一般会計補正予算

令和 4 年度川崎市一般会計補正予算

令和 4 年度川崎市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,781,673 千円を追加

し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 909,727,676 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 1 2 月 1 9 日提出

川崎市長 福田 紀 彦

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
17 国 庫 支 出 金		188,379,052	1,191,768	189,570,820
	2 国 庫 補 助 金	58,409,609	1,191,768	59,601,377
18 県 支 出 金		43,763,911	294,952	44,058,863
	2 県 補 助 金	13,105,987	294,952	13,400,939
21 繰 入 金		95,347,937	294,953	95,642,890
	1 基 金 繰 入 金	92,350,337	294,953	92,645,290
歳 入	合 計	907,946,003	1,781,673	909,727,676

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
4 こ ど も 未 来 費		139,883,282	1,781,673	141,664,955
	1 こ ど も 青 少 年 費	51,438,406	1,781,673	53,220,079
歳 出	合 計	907,946,003	1,781,673	909,727,676

補正予算に関する説明書

1 歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳入歳出補正予算事項別明細書

入

(単位:千円)

款 項	科 目		既 定 額	補 正 額	計
	目	目			
17	国	庫 支 出 金	188,379,852	1,191,768	189,570,820
	2	国 庫 補 助 金	58,409,609	1,191,768	59,601,377
	3	こども未来費国庫補助金	9,941,934	1,191,768	11,133,702
18	県	支 出 金	43,763,911	294,952	44,058,863
	2	県 補 助 金	13,105,937	294,952	13,400,939
	3	こども未来費県補助金	3,586,041	294,952	3,880,993
21	繰	入 金	95,347,937	294,953	95,642,890
	1	基 金 繰 入 金	92,350,337	294,953	92,645,290
	1	総務費基金繰入金	90,386,256	294,953	90,681,209
歳 入 合 計			307,946,003	1,781,673	309,727,676

区 分	節		説 明
	分	額	
1	こども青少年費補助	1,191,768	出産・子育て応援交付金 (補助率2/3,10/10)
1	こども青少年費補助	294,952	出産・子育て応援事業費補助 (補助率1/6)
1	総務管理費基金繰入金	294,953	財政調整基金繰入金

科 目		既 定 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		節 分		目 の 説 明
					特 定 財 源	一 般 財 源	区	金 額	
4	こ ども 未 来 費	138,883,282	1,781,673	141,664,955	1,486,720	294,953			
	1 こ ども 青 少 年 費	51,438,406	1,781,673	53,220,079	1,486,720	294,953			
	2 子 育 て 支 援 事 業 費	3,732,638	1,781,673	5,514,311	国 庫 支 出 金 1,191,768 県 支 出 金 294,952 計 1,486,720	294,953	10 備 用 費 11 役 務 費 12 委 託 料 19 扶 助 費	200 5,554 108,119 1,667,800	母子保健事業費 出産・子育て応援事業費 1,781,673
	歳 出 合 計	907,946,003	1,781,673	909,727,676	1,486,720	294,953			

(単位 千円)

歳 出

公 告

川崎市公告第1309号

一般競争入札について次のとおり公告します。
令和4年12月16日

川崎市長 福 田 紀 彦

競争入札に付する事項	件 名	初度調弁 (文具・事務機器)
	履行場所	中部児童相談所
	履行期間	令和5年3月23日
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和3・4年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「文具・事務機器」種目「事務用器具」に登載されており、かつ、A又はB等級に格付けされていること。 (4) 令和3・4年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者 (5) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (6) 平成24年4月1日以降に、この購入(製造)物品についての類似の契約実績があること。 なお、契約実績については、1契約につき1,000,000円以上とします。 また、川崎市以外の他官公庁、民間企業との契約実績でもかまいません。 (7) この購入(製造)物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し、確実に納入できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階 電話番号 044-200-2092	
入札日時等	令和5年1月27日11時00分 (川崎市役所入札室 砂子平沼ビル7階)	
入札保証金	要	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は契約課ホームページ「入札情報 かわさき」を御覧ください。	

川崎市公告第1310号

二ヶ領せせらぎ館運営等業務委託及び大師河原水防センター運営等業務委託に係る公募型プロポーザルの実施について、次のとおり公告します。

令和4年12月16日

川崎市長 福 田 紀 彦

1 目的

「二ヶ領せせらぎ館」(平成11年3月開設)及び「大師河原水防センター」(平成20年1月開設)は、「多摩川エコミュージアムプラン」の運営拠点及び情報発信センターであり、国が推進する「多摩川流域リバーミュージアム」の情報発信の拠点です。

また、市民・企業・学校・行政の協働によりその魅力を最大限に活用し、多くの市民が楽しく憩える環境を目指す「川崎市新多摩川プラン」を推進する拠点としています。

これらの計画を推進するため、「二ヶ領せせらぎ館」

及び「大師河原水防センター」に係る受付・案内業務、多摩川の魅力発信に係る広報業務、環境学習推進業務等を委託します。

この要領は、高い業務意識に加えて、多摩川に関する必要な能力を保有し、豊富な経験を活かせる非営利の事業者(公共的団体)を公募型プロポーザル方式により特定することを目的とします。

2 業務の概要

(1) 件名

ア 二ヶ領せせらぎ館運営等業務委託

イ 大師河原水防センター運営等業務委託

※ 企画提案、契約は、上記ア、イの委託業務案件ごとに実施し、締結します。

(2) 履行期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(3) 履行場所

ア 二ヶ領せせらぎ館運営等業務委託の履行場所

- 川崎市多摩区宿河原 1 丁目 5 番 1 号
ニヶ領せせらぎ館地内
- イ 大師河原水防センター運営等業務委託の履行場所
川崎市川崎区大師河原 1 丁目 1 番 15 号
大師河原水防センター地内
- (4) 主な業務内容
- ア ニヶ領せせらぎ館運営等業務委託の主な業務内容
- (ア) 施設等の維持及び安全管理業務
施設の施錠、片付け、館内清掃及び軽易な空調清掃、水槽の清掃と飼育、消防用設備機器(消火器具等)等の点検、自動体外式除細動器(AED)の貸出及び簡易な点検、軽微な修繕等
- (イ) 受付及び案内業務
来館者への対応、多摩川に関する説明及び利用案内等
- (ウ) 会議室利用調整業務
施設利用者への案内、会議室の申込受付及び調整等
- (エ) 多摩川に関するパネル、クラフト等の企画展示業務
1 階展示スペースを利用した企画展示(参考: 1 か月ごと)、その他のスペースを利用した多摩川に関する情報展示、水槽での生きもの展示
- (オ) 多摩川の魅力発信等の広報業務
ホームページの作成と更新、広報誌等による多摩川に関する情報発信
- (カ) 多摩川を生かした市民等への環境学習推進業務
教育機関、市民団体等の環境学習への対応及び資料作成
- (キ) 多摩川流域団体等とのネットワーク推進業務
かわさき水辺の楽校の活動支援と協力、国土交通省京浜河川事務所、多摩川流域関係団体との事業連携と協力
- イ 大師河原水防センター運営等業務委託の主な業務内容
- (ア) 施設等の維持及び安全管理業務
施設の施錠、片付け、館内清掃及び軽易な空調清掃、水槽の清掃と飼育、消防用設備機器(消火器具等)の点検及び総合点検、自動体外式除細動器(AED)の貸出及び簡易な点検、軽微な修繕等
- (イ) 受付及び案内業務
来館者への対応、多摩川に関する説明及び利用案内等

- (ウ) 多摩川に関するパネル、クラフト等の展示業務
1 階河川情報室を利用した多摩川に関する情報展示、クラフト作成コーナーの設置及び展示、水槽での生きもの展示
- (エ) 多摩川の魅力発信等の広報業務
ホームページの作成と更新、広報誌等による多摩川に関する情報発信
- (オ) 多摩川を生かした市民等への環境学習推進業務
教育機関、市民団体等の環境学習への対応及び資料作成
- (カ) 防災意識の啓発及び大師河原河川防災ステーションの訓練利用調整業務
水防を中心とした防災意識の啓発、行政機関等の訓練利用に係る近隣住民や来館者への案内及び注意喚起等
- (キ) 多摩川流域団体等とのネットワーク推進業務
だいち水辺の楽校の活動支援と協力、国土交通省京浜河川事務所、多摩川流域関係団体との事業連携と協力
- (5) 事業委託料(参考)
事業委託料は、それぞれ次の金額を上限とします。なお、本件の予算金額及び契約金額の決定の効果は、令和 5 年第 1 回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。
- ア ニヶ領せせらぎ館運営等業務委託
4,765,750 円(消費税額及び地方消費税額を含む。)
- イ 大師河原水防センター運営等業務委託
4,536,620 円(消費税額及び地方消費税額を含む。)
- 3 参加資格
参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。
- (1) 川崎市契約規則(昭和 39 年川崎市規則第 28 号)第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと
- (2) 川崎市競争入札参加資格指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと
- (3) 令和 5・6 年度の川崎市業務委託有資格者名簿の業種「その他」、種目「イベント」に登録予定であること
- (4) 公共的な活動を行うために設立された特定非営利活動法人等の公共的団体であること
- (5) 川崎市暴力団排除条例(平成 24 年川崎市条例第 5 号)第 7 条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有することのない者であること

(6) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者であること

4 参加意向申出書等の配布・提出場所及び問い合わせ先

川崎市建設緑政局緑政部みどり・多摩川協働推進課
担当 緒方、佐藤
〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町12番1号
川崎駅前タワーリパーク17階
電 話 044-200-2268(直通)
F A X 044-200-3973
電子メール 53mikyo@city.kawasaki.jp

5 実施手順(概要)

公募後の受託候補者選定までの実施手順(概要)は次表のとおりです。

内 容	期 間 等
参加意向申出書提出期間	受付期間：令和4年12月16日(金)～令和4年12月27日(火)の午前9時～午後5時(閉庁日及び正午～午後1時を除く。) 郵送の場合：令和4年12月27日(火)必着
提案資格確認結果通知発送	令和5年1月6日(金)
質問の受付及び回答	受付期間：令和5年1月10日(火)～令和5年1月17日(火)午後5時まで 回答日：令和5年1月24日(火)予定 ※質問の受付は、電子メールのみとし、質問に対する回答は、全ての参加事業者に対し電子メールで送付します。
企画提案書等提出期限	令和5年1月31日(火)午後5時まで 郵送の場合：令和5年1月31日(火)必着
書類審査	令和5年2月1日(水)～令和5年2月8日(水) ※ヒアリング審査を行う事業者を選定し、審査結果を速やかに通知します。なお、企画提案書提出者が5者以内であった場合、書類審査とヒアリング審査を同日に行います。
ヒアリング審査	令和5年2月15日(水)を予定
受託候補者選定結果の通知	令和5年2月下旬を予定

6 プロポーザル実施要領及び仕様書等の公表

(1) 公表方法

プロポーザル実施要領及び仕様書の公表については、建設緑政局緑政部みどり・多摩川協働推進課の所管するホームページ及び「入札情報かわさき」へ掲載します。なお、参加意向申出書(様式2)及び質問書の様式についても併せて掲載します。

(2) 公表開始日

令和4年12月16日(金)

7 参加意向申出書の提出

本プロポーザルに参加を希望する事業者は、「3参加資格」を確認のうえ、次の書類を提出期限までに、

持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残る場合に限る。)により各1部を提出してください。

(1) 提出期間

受付期間：令和4年12月16日(金)から令和4年12月27日(火)まで(郵送の場合は令和4年12月27日(火)までに必着)

受付時間：午前9時から午後5時まで(閉庁日及び正午～午後1時を除く。)

(2) 配布・提出場所

4に同じ

(3) 提出書類

参加意向申出書(様式2)

(4) その他

参加意向申出書の提出を受け、参加資格を確認した後、提案資格確認結果通知書を送付します。なお、参加資格を有する場合には、企画提案書等の様式を令和5年1月6日(金)に、原則として電子メールにより送付します。

8 質問書の受付・回答

(1) 受付方法

参加意向申出書を提出した案件について、質問書に質問内容を記載し、「4参加意向申出書等の配布・提出場所及び問い合わせ先」の電子メールアドレス宛てに電子メールで送付してください。

(2) 配布・受付場所

4に同じ

(3) 受付期間

令和5年1月10日(火)から令和5年1月17日(火)午後5時まで

(4) 回答方法

参加意向申出書を提出した案件に対する質問の回答は、令和5年1月24日(火)までに、全ての参加事業者に対して電子メールにて回答します。

9 企画提案書等の提出

次の期日までに、必要書類を持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残る場合に限る。)により提出してください。

(1) 提出期限

令和5年1月31日(火)午後5時まで
(郵送の場合は令和5年1月31日(火)までに必着)

(2) 提出場所

4に同じ

(3) 提出書類

参加資格を有する場合には、令和5年1月6日(金)に企画提案書等の様式を原則として電子メールで送付します。

ア 企画提案書

イ 団体概要書

- ウ 業務計画書
- エ 提案業務年間計画書
- オ 見積書
- カ 法人の定款、役員名簿(任意帳票)
- キ 団体の活動がわかる実績報告書(任意帳票)

(4) 留意点

- ア 提出書類は、正本 1 部と副本 8 部をそれぞれ製本し、提出してください。
- イ 用紙は A 4 判横書きとし、左上 1 か所とじてください。また、企画提案書の表紙を除いて 20 ページ程度で作成し、ページ番号を下部に記載の上、片面印刷で提出してください。
- ウ 提出された提案書類は返却しません。
- エ 提出後、提案書類の差し替え及び追加はできません。
- オ 提案書類は、あくまでも業務を委託する者を選定するための資料であり、企画提案書の内容の全てが契約に反映されるとは限りません。
- カ 提案書類の提出後、本市が必要と判断した場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

10 審査方法

(1) 書類審査

提出された企画提案書等に対し書類審査を実施し、書類審査通過者を選定します。書類審査の結果は、審査終了後、速やかに提案のあった全ての事業者へ通知します。なお、書類審査通過者に対して、ヒアリング審査の日程等を併せて通知します。ただし、応募した事業者が 5 者以内であった場合は、書類審査及びヒアリング審査を同時に実施します。その場合には、書類審査の前に提案のあった全ての事業者に対して、審査の日程等を通知します。

(2) ヒアリング審査

受託者を特定するため、必要に応じて提案内容を説明(プレゼンテーション)していただき、その後、質疑応答を行います。

- ア 日時(予定)
令和 5 年 2 月 15 日(水)
※ 時間は調整の上、個別に連絡します。
- イ 会場(予定)
川崎駅前タワーリパーク 17 階
建設緑政局会議室
- ウ 提案時間
事前に提出いただいた企画提案書等に基づいて、15 分程度で提案を行っていただきます。その後、15 分程度で質疑応答を行っていただきます。
- エ 出席者
ヒアリング審査への出席者は各参加事業者につき 3 名以内とし、説明はいずれかの者が行うこと

とします。

(3) 受託候補者選定結果通知(予定)

令和 4 年 2 月下旬

11 プロポーザル参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、プロポーザル参加資格を喪失します。

- (1) 契約日前に「3 参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき
- (2) プロポーザル参加意向申出書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき
- (3) 提出期限、提出先、提出方法に適合しないとき
- (4) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき

12 その他留意事項

- (1) 書類作成及び提出に係る一切の費用は、参加事業者の負担とします。
- (2) 提出書類及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (3) 契約書作成の要否
市指定の契約書により、作成を要します。
- (4) 契約保証金

業務受託に係る契約保証金については、川崎市契約規則(昭和 39 年川崎市規則第 28 号)第 33 条第 5 号の適用により納付を免除します。

13 業務に関する参考資料

次の URL を参照してください。

- (1) 川崎市新多摩川プラン
(<https://www.city.kawasaki.jp/530/page/0000020806.html>)
- (2) 多摩川流域リバーミュージアム
(<https://www.ktr.mlit.go.jp/keihin/keihin00469.html>)
- (3) 多摩川エコミュージアムプラン
(<https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-5-16-1-7-0-0-0-0.html>)
- (4) ニヶ領せせらぎ館
(<https://www.city.kawasaki.jp/530/page/0000115802.html>)
- (5) 大師河原水防センター
(<https://www.city.kawasaki.jp/530/page/0000020773.html>)
- (6) みんなの公共サイト運用ガイドライン(2016 年版)
(https://www.soumu.go.jp/main_content/000439213.pdf)
- (7) 水辺の楽校
(<https://www.city.kawasaki.jp/530/page/0000020703.html>)
(https://www.mlit.go.jp/river/press_blog/past)

[press/press/200301_06/030205/030205_ref5.html](https://www.ktr.mlit.go.jp/keihin/keihin00123.html))

- (8) 多摩川流域懇談会
(<https://www.ktr.mlit.go.jp/keihin/keihin00123.html>)

川崎市公告第1311号

令和 4 年度中小企業間連携・物価高騰対策モデル創出事業業務委託の業者選定に関する公募型企画提案の実施について、次のとおり公告します。

令和 4 年 12 月 19 日

川崎市長 福田 紀彦

1 公募型企画提案に関する事項

- (1) 件 名 令和 4 年度中小企業間連携・物価高騰対策モデル創出事業業務委託

(2) 業務事項

ア 中小企業間連携・物価高騰対策モデル創出事業
イ 伴走型支援フォローアップ事業

- (3) 委託期間 契約締結日から令和 6 年 2 月 29 日(木)

2 提案書の提出者の資格

- (1) 次の条件をすべて満たしていること。

ア 本業務に類似する業務に関するノウハウと官公庁における実績がある者

イ 法人格を有する者

ウ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更正手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立がなされていない者

エ NPO 法人においては、特定非営利活動促進法第 2 条別表 19(前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動)に該当する活動を行う者、その他の法人においては定款等により同様の事業目的が確認できる者

オ 川崎市契約規則第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でない者

カ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと

キ 令和 3・4 年度川崎市業務委託有資格業者名簿において、業種「99 その他業務」種目「99 その他」に登録がある者

ク 団体又はその代表者が市民税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者

ケ 川崎市暴力団排除条例(平成 24 年川崎市条例第 5 号)第 7 条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有することのない者

コ 神奈川県暴力団排除条例(平成 22 年神奈川県条例第 75 条)第 23 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反

しない者

3 提案者を特定するための評価基準

- (1) 企画提案の視点・内容
- (2) 事業実施体制
- (3) 提案内容の工夫
- (4) 取組意欲・積極性
- (5) 提案内容の実行可能性
- (6) 経済性・効率性

4 担当部局

川崎市経済労働局労働雇用部

〒210-0007 神奈川県川崎市川崎区駅前本町 11-2

川崎フロンティアビル 6 階

電 話(直通) 044-200-1732

F A X 044-200-3598

メールアドレス: 28roudou@city.kawasaki.jp

5 公募型企画提案実施要領の交付の期間、場所

- (1) 配布期間 令和 4 年 12 月 19 日(月)～令和 5 年 1 月 10 日(火)

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

- (2) 配布場所 4 の担当部局と同じ

6 参加意向申出書の提出の期限、場所及び方法

- (1) 受付期限 令和 4 年 1 月 10 日(火)午前中必着

- (2) 受付場所 4 の担当部局と同じ

- (3) 提出方法 事前連絡の上、原則として郵送(書留郵便等の配達記録が残る場合に限る。)

7 企画提案書の提出の期限、場所及び方法

- (1) 受付期限 令和 4 年 1 月 31 日(火)午前中必着

- (2) 受付場所 4 の担当部局と同じ

- (3) 提出書類 企画提案書、提案者概要(企業パンフレット等)、業務実施体制、類似業務の実績、所要経費・概算見積書 各 8 部

- (4) 提出方法 事前連絡の上、原則として郵送(書留郵便等の配達記録が残る場合に限る。)

8 企画提案書に使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語

- (2) 通貨 日本国通貨

9 契約書作成の要否

要する。

10 関連情報を入手するための照会窓口

4 と同じ

11 その他必要と認める事項

- (1) 業務規模概算額 25,000,000 円(消費税及び地方消費税を含む。)

- (2) 提案書の作成及び提出に関する提出者の費用負担の有無

企画提案書の作成及び提出に係る一切の費用は、公募型企画提案参加者の負担とします。

- (3) その他

- ア 選考結果の通知の発送は令和 5 年 2 月 13 日(月)を予定しています。
- イ 詳細につきましては、本公募型企画提案の公募要領を御参照ください。

川崎市公告第1312号

道路位置の廃止について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定による道路を次のとおり廃止します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築審査課に備えて縦覧に供します。

令和 4 年 12 月 20 日

川崎市長 福田 紀 彦

建造主 住所・氏名	川崎市多摩区登戸3513番地 2 株式会社創建ライフ 代表取締役 工藤琴海		
道路位置の 地名・地番	川崎市高津区宇奈根字山野641番 3、641番 4、644番 3、無地番地の各一部 別図省略		
幅 員	4.00メートル	延 長	2.512メートル
	以下余白		以下余白
川崎市指令ま建指 第615号	廃止 年月日	令和 4 年 12 月 20 日	

川崎市公告第1313号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和 4 年 12 月 21 日

川崎市長 福田 紀 彦

(案件 1)

競争入札に 付する事項	件 名	東名長尾 7 丁目公園防球ネットほか施設更新工事
	履行場所	川崎市多摩区长尾 7 丁目 332-1 ほか
	履行期間	契約の日から令和 5 年 3 月 31 日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和 3・4 年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和 3・4 年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和 3・4 年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「とび・土工」で登録されていること。 (6) 令和 3・4 年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が 20 点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第 2 条第 1 項第 1 号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) とび・土工工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者（業種「とび・土工」）を配置できること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地） 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和 5 年 1 月 16 日 13 時 30 分（財政局資産管理部契約課土木契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件 2)

競争入札に 付する事項	件 名	平橋橋りょう長寿命化修繕工事
	履行場所	川崎市宮前区平 5 丁目 1 番地先
	履行期間	契約の日から令和 5 年 3 月 31 日まで

参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和 3・4 年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和 3・4 年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和 3・4 年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和 3・4 年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が 20 点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第 2 条第 1 項第 1 号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(10) 主任技術者（業種「舗装」）を配置できること。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和 5 年 1 月 16 日 13 時 30 分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件 3)

競争入札に付する事項	件名	久地樋管自動化改良工事
	履行場所	川崎市高津区溝口 6 丁目 6 番地先
	履行期間	契約の日から令和 5 年 3 月 31 日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和 3・4 年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和 3・4 年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「鋼構造物」種目「水門等の門扉設置」で登録されていること。</p> <p>(5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(6) 鋼構造物工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が 4,000 万円（建築一式工事の場合は 6,000 万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が 4,000 万円（建築一式工事の場合は 6,000 万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(7) 監理技術者資格者証（業種「鋼構造物」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p>	

参加資格	<p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和5年2月1日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	<p>本工事請負契約については、工期を変更（令和5年9月30日限り）することがあります。この場合、工期の変更には川崎市議会定例会における、繰越明許の予算の議決（令和5年3月頃）を要します。</p> <p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>

(案件4)

競争入札に付する事項	件名	大山街道ふるさと館外壁塗装改修工事
	履行場所	川崎市高津区溝口3丁目13番3号
	履行期間	契約の日から令和5年3月31日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「塗装」種目「塗装」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 塗装工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「塗装」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p>	

参加資格	<p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和5年1月25日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	<p>本工事請負契約については、工期を変更（令和5年9月29日限り）することがあります。この場合、工期の変更には川崎市議会定例会における、繰越明許の予算の議決（令和5年3月頃）を要します。</p> <p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>

(案件5)

競争入札に付する事項	件名	王禅寺余熱利用市民施設空気調和設備補修工事
	履行場所	川崎市麻生区王禅寺1321番地
	履行期間	契約の日から令和5年3月31日まで
参加資格	<p>(1)川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2)川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3)次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4)令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5)令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「空気調和設備」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6)「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7)有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8)管工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9)主任技術者（業種「管」）を配置できること。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和5年1月18日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	本工事請負契約については、工期を変更（令和5年7月31日限り）することがあります。この場合、	

そ の 他 工期の変更には川崎市議会定例会における、繰越明許の予算の議決（令和 5 年 3 月頃）を要します。
詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市公告第1314号

次の市有財産について、一般競争入札による貸付けを実施します。

令和 4 年12月22日

川崎市長 福 田 紀 彦

- 1 入札物件（一時貸付物件）
一般競争入札に付す一時貸付物件、予定価格（最低貸付料）等は、別表のとおりです。
- 2 貸付期間
令和 5 年 4 月 1 日から令和10年 9 月30日まで
※物件番号 1、2、3、4、5、6、9、10、11、12、13
令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年12月27日まで
※物件番号 7
令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 9 月30日まで
※物件番号 8
- 3 入札参加資格
次の条件を全て満たす方でなければ、入札に参加することはできません。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
 - (2) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
 - (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
 - (4) 国税又は市税の未納がないこと。
 - (5) 本入札案内書に定める条件及び法令等を遵守し、自動販売機等設置事業を行う資力、能力等を有する法人であること。
 - (6) 令和 2 年度及び令和 3 年度において、自動販売機等設置事業又はこれに類する事業の実績を有していること。
 - (7) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第 5 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 3 号に規定する暴力団員等、同条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第 7 条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
 - (8) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第 1 項又は第 2 項の規定に違反している事実がないこと。
 - (9) 委託契約その他の契約を締結するに当たり、相手方が前 2 号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結していないこと。

4 契約上の主な条件等

(1) 貸付契約の内容

本件一時貸付けは、地方自治法（昭和22年法律第 67号）第238条の 4 第 2 項第 4 号及び同法第238条の 5 第 1 項の規定に基づく土地又は建物の賃貸借契約です。借地借家法（平成 3 年法律第90号）の適用はありません。

(2) 用途の指定等

一時貸付物件は、自動販売機等設置事業の用途（以下「指定用途」という。）に供さなければなりません。また、自動販売機等設置事業に必要な工事費、維持管理費、光熱水費等の費用は全て借受人の負担となります。

(3) 禁止事項

一時貸付物件について、次の行為をすることはできません。

ア 一時貸付物件を指定用途以外の用途に使用すること。

イ 一時貸付物件に建物を建築し、又は工作物を設置すること（財産管理者が、電源等の確保のため必要があると認める場合を除く。）。

ウ 土壌の汚染、土地の形質の変更その他原状回復が困難となるような使用をすること。

エ 一時貸付物件を第三者に転貸し、又はそれに類似する行為をすること。

オ 本件賃借権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定すること。

カ 一時貸付物件において、公序良俗に反する行為をすること。

(4) 自動販売機等の設置等

借受人は、貸付期間の開始後、財産管理者の指示に従い、速やかに指定の位置に自動販売機等を設置してください。また、設置後において財産管理者が、安全管理上支障があると認めた場合は、その指示に従って必要な措置を講じてください。

ア 貸付期間を通じて常に使用可能な状態で設置されていること。

イ 自動販売機等の維持管理にあたっては、転倒防止、漏電防止、容器等の散乱防止など、利用者、近隣住民の安全、周辺環境の保全に十分に配慮すること。

ウ 販売品の在庫等の管理、補充、交換は、借受人の責任において、財産管理上及び近隣住民の生活に配慮した方法、頻度、時間帯等により行うこと。

エ 自動販売機の付近に飲料容器等の回収容器等を原則として 1 個以上設置し、空き缶等の使用済み容器が周囲に散乱しない頻度により回収して、適正に処分すること。

オ 自動販売機は、ノンフロン冷媒又は低 GWP 冷媒で、かつ、ヒートポンプ対応等エネルギー消費効率の優れた機種(年間消費電力量(カタログ値) 1,131 kWh/年未満のものに限る。)とすること。なお、適宜消灯・減光等を行い、節電対策に努めること。

カ 食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)を遵守し、販売品の賞味期限等の衛生管理対策の徹底を図ること。

(5) 販売品

ア 販売品は、別表に定められたものとする(財産管理者が認めた場合を除く。)。なお、酒税法第 2 条(昭和 28 年法律第 6 号)による酒類又はその類似品を販売することはできません。

イ 販売品の売価は、借受人により任意に設定することができます。

(6) 資料の提出等

ア 借受人は、毎年 1 回、一時貸付物件に設置した自動販売機の売上実績(売上数量、売上金額)を報告しなければなりません。川崎市は、当該売上実績について、市有財産の有効活用を推進するため必要とするときは、借受人の承諾なしに公開できるものとします。

イ 川崎市は、借受人が上記の禁止事項に違反している疑いがあるとき、債権の保全上必要があると認めるときは、借受人に対してその参考となるべき資料の提出又は報告を求めることができるものとします。

(7) 違約金

川崎市は、借受人が上記の禁止事項、資料の提出等の条件に違反した場合には、違約金を請求する場合があります。

5 入札案内書(入札参加申込書を含む。)の配布

本件入札に参加を希望する者には、次により入札案内書(入札参加申込書等)を配布します。

- (1) 配布場所 川崎市川崎区宮本町 6 番地
(明治安田生命川崎ビル 13 階)
川崎市財政局資産管理部資産運用課
電話 044-200-2086
- (2) 配布期間 令和 4 年 12 月 22 日(木)から令和 5 年 1 月 18 日(木)まで

6 入札参加申込みに必要な書類

入札参加申込みに必要な書類は、次のとおりです。

- (1) 入札参加申込書

(2) 自動販売機設置事業申告書

(3) 川崎市暴力団排除条例に係る誓約書

(4) 商業登記簿(履歴事項全部証明書)

(5) 代表者の印鑑証明書(法務局に届け出たもの)

(6) 国税の納税証明書(その 3 の 3「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明用)

(7) 市税納税証明書(川崎市競争入札参加資格審査申請用)

※ 川崎市内に事務所又は事業所を有している場合のみ

交付の申請にあたっては、「未納の税額がない証明(都道府県・市区町村)」を選択してください。詳細は各市税事務所にお問い合わせください。

(8) 財務諸表の写し

申込み時点において終了している事業年度のうち、直近 2 事業年度分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書を提出してください。

※ (4)~(7)の書類は、発行後 3 か月以内に取得したもの(原本)を提出してください。

7 入札参加申込書等の提出

本件入札に参加を希望する者は、上記 6 に記載された書類を次により提出しなければなりません。

(1) 提出場所 上記 5(1)に同じ

(2) 提出期間 令和 5 年 1 月 12 日(木)から令和 5 年 1 月 18 日(木)まで
午前 9 時~午後 4 時(正午~午後 1 時を除く。)

(3) 提出方法 持参

8 入札の手続等

次により入札を執行します。

(1) 入札の方法

入札は単価で行いますので、入札金額は月額貸付料(消費税及び地方消費税の額を含まないもの)を記入してください。入札書の提出は送付又は持参によるものとします。

ア 入札書の到着期限

令和 5 年 1 月 31 日(火)必着(持参の場合は令和 5 年 1 月 31 日(火)17 時まで)

イ 入札書の提出場所

『送付の場合』

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地

川崎市財政局資産管理部資産運用課資産管理担当

『持参の場合』

川崎市川崎区宮本町 6 番地

(明治安田生命川崎ビル 13 階)

川崎市財政局資産管理部資産運用課

(2) 入札保証金 免除

- (3) 開札の日時 令和 5 年 2 月 2 日(木)午前 9 時
- (4) 開札の場所 川崎市財政局資産管理部資産運用課
- (5) 落札者の決定等
最終的な確認を行い、落札候補者を落札者として決定します。

なお、確認の結果、申込書類や入札書等に不備があった場合は、当該落札候補者を失格とし、順次、価格の高い入札者について同様の確認を行い、落札候補者を落札者として決定します。

- (6) 入札の無効
入札案内書で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

- (1) 契約条項 入札案内書に記載してあります。
- (2) 契約書等作成の要否 要
- (3) 契約保証金 入札案内書に記載してあります。
- (4) 契約の締結日(予定) 令和 5 年 3 月 10 日(金)
- (5) 貸付料の支払い 入札案内書に記載してあります。

10 その他

- (1) 事情により予告なく入札を変更し、又は取り止める場合等があります。
- (2) 詳細は入札案内書によります。
- (3) この公告に関する問い合わせ先は、以下のとおりです。
上記 5(1)に同じ

別表

一時貸付物件一覧表・個別条件仕様書

物件番号 1

場所番号	財産名称・場所 (財産管理者・連絡先)	所在地 (住居表示)	開庁時間	職員数 (人)	年間利用者数 (人)	貸付面積 (㎡)	消費税	設置・運営 機(別記 1) ・回収容器 なし(別記 2)	販売品	令和3年 度の売上 数量 (本)	場所番号ご との最低賃 付料 (円/月)	最低賃付料 (円/月)
9	川崎市役所第3庁舎 地下2階 (総務企画局総務部庁舎管理課 044-200-2081)	川崎区東田町5-4	月～金曜日 午前8 時30分～午後5時 15分(祝休日・12 月29日～1月3日を 除く)	1,000	不明	1.13	課税	・災害対応 機(別記 1) ・回収容器 なし(別記 2)	飲料 (缶・ ペット ボトル)	5,649	12,000	12,000

※ 職員数、年間利用者数は近年の状況に基づき財産管理者が算出した概数であり、今後の人事異動、配置変更により変更になる場合があります。

※ 令和3年度の売上数量は参考情報であり、事業者の申告に基づくものである。

[別記1]

市内に震度5強以上の地震又は同等以上の災害が発生若しくは発生するおそれがある場合において、財産管理者が物資の提供を必要と判断したとき、自動販売機内の販売品を無料で提供できる機種とすること。なお、物資の提供に係る費用は借受人の負担とする。

[別記2]

飲料容器等の回収は川崎市において行うので、回収容器等の設置は不要とする。

【留意事項】

・場所番号9について

施設の1階、15階、16階、17階には給水スポットが設置されています。給水スポットについては、川崎市内の給水スポットのページを御参照ください。
(<https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000123017.html>)

別表

物件番号 2

場所番号	財産名称・場所 (財産管理者・連絡先)	所在地 (住居表示)	開庁時間	職員数 (人)	年間利用者数 (人)	貸付面積 (㎡) ※回収容器 等含む	消費税	設置・運営	販売品	令和 3 年 度の売上 数量 (本)	場所番号ご との最低賃 付料 (円/月)	最低賃付料 (円/月)
15	川崎生活環境事業所 1 階 (環境局生活環境部川崎生活環境 事業所 044-266-5747)	川崎区塩浜 4 丁目 11-5 (川崎区塩浜 4 丁目 11-9)	月～土曜日 午前 8 時 00 分～午後 4 時 45 分 (1 月 1 日～1 月 3 日を除く)	145		0.79	課税		飲料 (缶・ ペット ボトル)	5,509	13,000	
29	中原生活環境事業所 1 階 (環境局中原生活環境事業所 044-411-9220)	中原区中丸子 155-1	月～土曜日 午前 8 時 00 分～午後 4 時 45 分 (1 月 1 日～1 月 3 日を除く)	122		1.27	課税		飲料 (缶・ ペット ボトル)	5,574	13,000	
51	加瀬クリーンセンター 1 階 (環境局施設部加瀬クリーンセン ター 044-588-4241)	幸区南加瀬 4 丁目 264-6-4 (幸区南加瀬 4 丁目 40-23)	月～土曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 (1 月 1 日～1 月 3 日を除く)	31		1.13	課税		飲料 (缶・ ペット ボトル)	1,528	1,000	61,000
55	浮島処理センター 4 階 (環境局施設部浮島処理センター 044-287-9600)	川崎区浮島町 509-1	月～土曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 (12 月 29 日～ 1 月 3 日を除く)	68		0.90	課税		飲料 (缶・ ペット ボトル)	4,717	10,000	
237	南都リサイクルセンター 渡廊下 (環境局施設部処理計画課 044- 200-2576)	川崎区夜光 3 丁目 1- 3 (川崎区夜光 3 丁目 1-3)	月～土曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 (1 月 1 日～1 月 3 日 を除く)	47		0.90	課税		飲料 (缶・ ペット ボトル)	8,320	24,000	

※ 職員数は近年の状況に基づき財産管理者が算出した概数であり、今後の人事異動により変更になる場合があります。

※ 令和 3 年度の売上数量は参考情報であり、事業者の申告に基づくものである。

【留意事項】

・場所番号 51 について
施設の 3 階に設置している飲料自動販売機 1 台(令和 3 年度売上本数 873 本)は、今年度まで貸付期間が終了した後は設置いたしません。

別表

物件番号 3

場所番号	財産名称・場所 (財産管理者・連絡先)	所在地 (住居表示)	開庁時間	職員数(予定) (人)	年間利用者数 (見込み) (人)	貸付面積 (㎡) ※回収容器 等含む	消費税	設置・運営	販売品	令和3年 度の売上 数量 (本)	場所番号ご との最低賃 付料 (円/月)	最低貸付料 (円/月)
651	中部児童相談所 1階 (子ども未来局中部児童相談所 044-877-8111)	高津区久本1丁目 492-4 (高津区久本1丁目4 番1号)	月～金曜日 午前8 時30分～午後5時 (祝休日・12月29 日～1月3日を除 く)	60人	5,000人(子ども合 む)	1.50	課税	・災害対応 機(別記 1)	飲料 (缶・ ペット ボトル)	新規施設 のため実 績なし	4,000	4,000

[別記1]

市内に震度5強以上の地震又は同等以上の災害が発生若しくは発生するおそれがある場合において、財産管理者が物資の提供を必要と判断したとき、自動販売機内の販売品を無料で提供できる機種とすること。なお、物資の提供に係る費用は借受人の負担とする。

【留意事項】

- ・場所番号651について
4月1日開所予定の新規施設になります。
相談・支援部門の施設になります。

別表

物件番号 4

場所番号	財産名称・場所 (財産管理者・連絡先)	所在地 (住居表示)	開庁時間	職員数 (人)	年間利用者数 (人)	貸付面積 (㎡) ※回収容器 等含む	消費税	設置・運営	販売品	令和 3 年 度の売上 数量 (本)	場所番号ご との最低賃 付料 (円/月)	最低賃付料 (円/月)
607	千年新街市営住宅 (まちづくり局住宅政策部市営 住宅管理課 044-200-2951)	高津区千年新街45-1	市営住宅のため閉鎖等なし	/	/	3.00	非課税	・電気工事 等(更新) (別記1)	飲料(缶・ ペットボ トル)	4,635	8,000	
609	京町耐火C市営住宅 (まちづくり局住宅政策部市営 住宅管理課 044-200-2951)	川崎区京町3丁目 (川崎区京町3丁目14)	市営住宅のため閉鎖等なし	/	/	3.00	非課税	・電気工事 等(更新) (別記1)	飲料(缶・ ペットボ トル)	5,516	11,000	
612	藤崎真市営住宅 (まちづくり局住宅政策部市営 住宅管理課 044-200-2951)	川崎区藤崎3丁目53-1 (川崎区藤崎3丁目2-2)	市営住宅のため閉鎖等なし	/	/	3.00	非課税	・電気工事 等(更新) (別記1)	飲料(缶・ ペットボ トル)	2,850	500	
613	上平間五瀬市営住宅 (まちづくり局住宅政策部市営 住宅管理課 044-200-2951)	中原区上平間611-1	市営住宅のため閉鎖等なし	/	/	3.00	非課税	・電気工事 等(更新) (別記1)	飲料(缶・ ペットボ トル)	3,071	1,000	
614	榑原宗田市営住宅 (まちづくり局住宅政策部市営 住宅管理課 044-200-2951)	高津区榑原3丁目1098-1 (高津区榑原3丁目24)	市営住宅のため閉鎖等なし	/	/	3.00	非課税	・電気工事 等(更新) (別記1)	飲料(缶・ ペットボ トル)	2,267	500	24,000
622	小倉第4市営住宅 (まちづくり局住宅政策部市営 住宅管理課 044-200-2951)	幸区小倉4丁目1359-1 (幸区小倉4丁目5-7)	市営住宅のため閉鎖等なし	/	/	3.00	非課税	・電気工事 等(更新) (別記1)	飲料(缶・ ペットボ トル)	2,032	500	
624	千年市営住宅 (まちづくり局住宅政策部市営 住宅管理課 044-200-2951)	高津区千年1227-2	市営住宅のため閉鎖等なし	/	/	3.00	非課税	・電気工事 等(更新) (別記1)	飲料(缶・ ペットボ トル)	3,191	2,000	
629	小倉北市営住宅 (まちづくり局住宅政策部市営 住宅管理課 044-200-2951)	幸区小倉2丁目954-1 (幸区小倉2丁目6)	市営住宅のため閉鎖等なし	/	/	3.00	非課税	・電気工事 等(更新) (別記1)	飲料(缶・ ペットボ トル)	2,843	500	

※ 令和 3 年度の売上数量は参考情報であり、事業者の申告に基づくものである。

【別記1】

当該設置場所の電源設備は事業者が設置したものであり、継続使用の協議が整わず従前の自動販売機の撤去と同時に電源も撤去された場合は、新たに電源工事を要する。

別表

物件番号 5

場所番号	財産名称・場所 (財産管理者・連絡先)	所在地 (住居表示)	開庁時間	職員数 (人)	年間利用者数 (人)	貸付面積 (㎡) ※回収容器 等含む	消費税	設置・運営	販売品	令和3年 度の売上 数量 (本)	場所番号ご との最低賃 付料 (円/月)	最低賃付料 (円/月)
616	有馬第1市営住宅 (まちづくり局住宅政策部市営 住宅管理課 044-200-2951)	宮前区東有馬5丁目325-9 (宮前区東有馬5丁目20)	市営住宅のため閉鎖等なし			3.00	非課税	・電気工事 等(更新) (別記1)	飲料(缶・ ペットボト ル)	4,470	8,000	
617	宿河原東市営住宅 (まちづくり局住宅政策部市営 住宅管理課 044-200-2951)	多摩区宿河原7丁目2178-1 (多摩区宿河原7丁目13)	市営住宅のため閉鎖等なし			3.00	非課税	・電気工事 等(更新) (別記1)	飲料(缶・ ペットボト ル)	3,585	2,000	
618	西馬込市営住宅 (まちづくり局住宅政策部市営 住宅管理課 044-200-2951)	多摩区長沢4丁目8075-1 (多摩区長沢4丁目12)	市営住宅のため閉鎖等なし			3.00	非課税	・電気工事 等(更新) (別記1)	飲料(缶・ ペットボト ル)	7,263	18,000	
623	菅生市営住宅 (まちづくり局住宅政策部市営 住宅管理課 044-200-2951)	宮前区大蔵3丁目1501-8 (宮前区大蔵3丁目5-1)	市営住宅のため閉鎖等なし			3.00	非課税	・電気工事 等(更新) (別記1)	飲料(缶・ ペットボト ル)	2,343	500	36,000
626	中野島市営住宅 (まちづくり局住宅政策部市営 住宅管理課 044-200-2951)	多摩区中野島6丁目2008-1 (多摩区中野島6丁目4)	市営住宅のため閉鎖等なし			3.00	非課税	・電気工事 等(更新) (別記1)	飲料(缶・ ペットボト ル)	2,044	500	
631	高山市営住宅 (まちづくり局住宅政策部市営 住宅管理課 044-200-2951)	宮前区平2丁目325-1 (宮前区平2丁目23)	市営住宅のため閉鎖等なし			3.00	非課税	・電気工事 等(更新) (別記1)	飲料(缶・ ペットボト ル)	4,153	7,000	

※ 令和3年度の売上数量は参考情報であり、事業者の申告に基づくものである。

[別記1]

当該設置場所の電源設備は事業者が設置したものであり、継続使用の協議が整わず従前の自動販売機の撤去と同時に電源も撤去された場合は、新たに電源工事を要する。

別表

物件番号 6

場所番号	財産名称・場所 (財産管理者・連絡先)	所在地 (住居表示)	開庁時間	職員数 (人)	年間利用者数 (人)	貸付面積 (㎡) ※回収容器 等含む	消費税	設置・運営	販売品	令和 3 年 度の売上 数量 (本)	場所番号ご との最低賃 付料 (円/月)	最低賃付料 (円/月)
89	船客待合所 1 階 (港湾局川崎港管理センター港 湾管理課 044-287-6024)	川崎区千鳥町 (川崎区千鳥町15- 7)	月～金曜日 午前9 時00分～午後5時 (休日・12月29 日～1月3日を除 く)	9	2,000	0.90	課税		飲料 (缶・ ペット ボトル)	2,519	1,000	1,000

※ 職員数、年間利用者数は近年の状況に基づき財産管理者が算出した概数であり、今後の人事異動、配置変更により変更になる場合があります。

※ 令和 3 年度の売上数量は参考情報であり、事業者の申告に基づくものである。

別表

物件番号 7

場所番号	財産名称・場所 (財産管理者・連絡先)	所在地 (住居表示)	開庁時間	職員数 (人)	年間利用者数 (人)	貸付面積 (㎡) ※回収容器 等含む	消費税	設置・運営	販売品	令和 3 年 度の売上 数量 (本)	場所番号ご との最低賃 付料 (円/月)	最低賃付料 (円/月)
92	川崎区役所大師支所 1階 (川崎区役所大師支所区民セン ター 044-271-0136)	川崎区東門前2丁目 1-1 (川崎区東門前2丁 目1-1)	月～金曜日 午前8 時30分～午後5時 (休日・12月29 日～1月3日を除 く)	132	30,000	1.28	課税	・ユニバー サルデザイン ン(別記 1)	飲料 (缶・ ペット ボトル)	8,853	16,000	16,000

※ 職員数、年間利用者数は近年の状況に基づき財産管理者が算出した概数であり、今後の人事異動、配置変更により変更になる場合があります。
 ※ 令和 3 年度の売上数量は参考情報であり、事業者の申告に基づくものである。

【別記 1】

ユニバーサルデザインの使用を施した自動販売機とすること。

【留意事項】

場所番号92について

令和 7 年 1 月に施設が閉鎖される予定ですので、貸付期間の終期は令和 6 年 1 月 2 7 日（貸付期間は約 1 年 9 か月間）になります。閉鎖時期が変更される場合には貸付期間の変更について協議を行います。

別表

物件番号 8

場所番号	財産名称・場所 (財産管理者・連絡先)	所在地 (住居表示)	開庁時間	職員数 (人)	年間利用者数 (人)	貸付面積 (㎡) ※回収容器 等含む	消費税	設置・運営	販売品	令和 3 年 度の売上 数量 (本)	場所番号ご との最低賃 付料 (円/月)	最低賃付料 (円/月)
197	教育文化会館 1 階 (川崎区役所まづくり推進部 生涯学習支援課 044-233-6361)	川崎区富士見 2 丁目 1-3 (川崎区富士見 2 丁 目 1-3)	8 時 30 分～21 時 30 分 (第 3 月 曜日、 12 月 29 日～1 月 3 日 を除く)	18	85,252	0.95	課税		飲料 (缶・ ペット ボトル)	10,594	29,000	29,000

※ 職員数、年間利用者数は近年の状況に基づき財産管理者が算出した概数であり、今後の人事異動、配置変更により変更になる場合があります。
 ※ 令和 3 年度の売上数量は参考情報であり、事業者の申告に基づくものである。

【留意事項】

場所番号 197 について

令和 6 年度後半に施設が閉鎖される予定ですので、貸付期間の終期は令和 6 年 9 月 30 日 (貸付期間は 1 年 6 か月) になります。閉鎖時期が変更される場合には貸付期間の変更について協議を行います。

別表

物件番号 9

場所番号	財産名称・場所 (財産管理者・連絡先)	所在地 (住居表示)	開庁時間	職員数 (人)	年間利用者数 (人)	貸付面積 (㎡) ※回収容器 等含む	消費税	設置・運営	販売品	令和 3 年 度の売上 数量 (本)	場所番号ご との最低賃 付料 (円/月)	最低賃付料 (円/月)
98	川崎区役所道路公園センター 1 階 (川崎区役所道路公園センター 管理課 044-244-3206)	川崎区大島1丁目 25-4 (川崎区大島1丁目 25-10)	月～金曜日 午前8 時30分～午後5時 (休日・12月29 日～1月3日を除 く)	57	300	1.06	課税	・災害対応 機(別記 1) ・電子マ ネー利用可 ル(別記2)	飲料 (缶・ ペット ボトル)	4,473	3,900	3,900

※ 職員数、年間利用者数は近年の状況に基づき財産管理者が算出した概数であり、今後の人事異動、配置変更により変更になる場合があります。

※ 令和 3 年度の売上数量は参考情報であり、事業者の申告に基づくものである。

[別記 1]

市内に震度 5 強以上の地震又は同等以上の災害が発生若しくは発生するおそれがある場合において、財産管理者が物資の提供を必要と判断したとき、自動販売機内の販売品を無料で提供できる機種とすること。なお、物資の提供に係る費用は借受人の負担とする。

[別記 2]

交通系 IC カード (Suica, PASMO) の電子マネーが使用できる自動販売機とすること。

別表

物件番号 10

場所番号	財産名称・場所 (財産管理者・連絡先)	所在地 (住居表示)	開庁時間	職員数 (人)	年間利用者数 (人)	貸付面積 (㎡) ※回収容器 等含む	消費税	設置・運営	販売品	令和 3 年 度の売上 数量 (本)	場所番号ご との最低賃 付料 (円/月)	最低賃付料 (円/月)
100	幸区役所 4 階 (幸区役所まちづくり推進部総務課 044-556-5645)	幸区戸手本町1丁目 11-1	月～金曜日 午前8時30分～午後5時 (祝休日・12月29日～1月3日を除く)及び毎月第2、第4土曜日8時半～午後0時半	349	127,500	1.13	課税	・電子マネー利用可 (別記1) ・回収容器の共用(別記2)	飲料 (缶・ペットボトル)	7,033	17,000	
103	幸区役所道路公園センター1階 (幸区役所道路公園センター管理課 044-544-5500)	幸区下平間池淵 地357-5 (幸区下平間357-3)	月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分(祝休日・12月29日～1月3日を除く)	48	720	1.20	課税		飲料 (缶・ペットボトル)	2,588	1,000	38,000
204	幸市民館・図書館1階 (幸区役所まちづくり推進部生涯学習支援課 044-541-3910)	幸区戸手本町1丁目 11-2	毎日午前9時から午後9時(毎月第3水曜日、12月29日～1月3日を除く)	30	20,000	1.50	課税		飲料 (缶・ペットボトル)	6,245	20,000	

※ 職員数、年間利用者数は近年の状況に基づき財産管理者が算出した概数であり、今後の人事異動、配置変更により変更になる場合があります。

※ 令和3年度の売上数量は参考情報であり、事業者の申告に基づくものである。

【別記1】

交通系ICカード(Suica/PASMO)の電子マネーが使用できる自動販売機とすること。

【別記2】

回収容器の設置スペースについては、隣の自動販売機設置事業者と共有し、回収方法等については事業者間において調整を行うこと。

【留意事項】

- ・場所番号100について
施設の1階には給水スポットが設置されています。給水スポットについては、川崎市内の給水スポットのページを御参照ください。
(<https://www.city.kawasaki.jp/300/page/000123017.html>)
- ・場所番号204について
施設の1階に設置している飲料自動販売機1台(令和3年度売上本数 1,194本)は、今年度末で貸付期間が終了した後は設置いたしません。
令和8年度以降に施設の大規模改修の予定があるため、場合によっては自動販売機を移設もしくは撤去していただく可能性があります。

別表

物件番号 11

場所番号	財産名称・場所 (財産管理者・連絡先)	所在地 (住居表示)	開庁時間	職員数 (人)	年間利用者数 (人)	貸付面積 (㎡) ※回収容器 等含む	消費税	設置・運営	販売品	令和3年 度の売上 数量 (本)	場所番号ご との最低賃 付料 (円/月)	最低賃付料 (円/月)
238	中原市民館【区分】2階 (中原区役所まちづくり推進部 生涯学習支援課 044-433-7773)	中原区新丸子東3丁 目1100-12	月～日曜日 午前8 時30分～午後9時 (休館日となる第3 月曜日と12月29日 ～1月3日を除く)	常時約10人から20 人程度(委託業者 スタッフを含む)	65,000	1.32	課税	・災害対応 機(別記 1) ・電子マ ネー利用可 ル(別記2)	飲料 (缶・ ペット ボトル)	13,551	38,000	38,000

※ 職員数、年間利用者数は近年の状況に基づき財産管理者が算出した概数であり、今後の人事異動、配置変更により変更になる場合があります。

※ 令和3年度の売上数量は参考情報であり、事業者の申告に基づくものである。

[別記1]

市内に震度5強以上の地震又は同等以上の災害が発生若しくは発生するおそれがある場合において、財産管理者が物資の提供を必要と判断したとき、自動販売機内の販売品を無料で提供できる機種とすること。なお、物資の提供に係る費用は借受人の負担とする。

[別記2]

交通系ICカード(Suica,PASMO)の電子マネーが使用できる自動販売機とすること。

別表

物件番号 12

場所番号	財産名称・場所 (財産管理者・連絡先)	所在地 (住居表示)	開庁時間	職員数 (人)	年間利用者数 (人)	貸付面積 (㎡) ※回収容器 等含む	消費税	設置・運営	販売品	令和 3 年 度の売上 数量 (本)	場所番号ご との最低賃 付料 (円/月)	最低賃付料 (円/月)
128	臨港消防署 4階 (消防局総務部施設整備課 044-223-2550)	川崎区池上新町3丁目1-11 (川崎区池上新町3丁目1-5)	24 時間体制	88	7,000	1.08	課税		飲料(缶・ ペットボト ル)	6,907	18,000	
132	臨港消防署浮島出張所 1階 (消防局総務部施設整備課 044-223-2550)	川崎区浮島町509-1	24 時間体制	14	100	0.81	課税		飲料(缶・ ペットボト ル)	2,371	1,000	
135	川崎消防署小田出張所 1階 (消防局総務部施設整備課 044-223-2550)	川崎区小田7丁目5-6 (川崎区小田7丁目3-41)	24 時間体制	27	100	1.31	課税		飲料(缶・ ペットボト ル)	4,464	10,000	
136	川崎消防署大島出張所 3階 (消防局総務部施設整備課 044-223-2550)	川崎区大島上町20-2 (川崎区大島上町20-3)	24 時間体制	22	100	0.85	課税		飲料(缶・ ペットボト ル)	2,479	1,000	
138	幸消防署 1階 (消防局総務部施設整備課 044-223-2550)	幸区戸手2丁目86-1 (幸区戸手2丁目12-1)	24 時間体制	78	7,000	0.85	課税		飲料(缶・ ペットボト ル)	5,625	14,000	67,500
141	中原消防署【区分】 4階 (消防局総務部施設整備課 044-223-2550)	中原区新丸子東3丁目1175-1	24 時間体制	65	7,000	1.05	課税		飲料(缶・ ペットボト ル)	7,828	21,000	
601	大島上町地内防火貯水槽 (消防局総務部施設整備課 044-223-2550)	川崎区大島上町10-10	閉鎖等なし			0.86	非課税	・電気工事 等(更新) (別記1)	飲料(缶・ ペットボト ル)	2,593	500	
632	麻生消防署王禅寺出張所 (消防局総務部施設整備課 044-223-2550)	麻生区王禅寺東4丁目1438-242 (麻生区王禅寺東4丁目1-6)	24 時間体制	22	100	0.88	非課税	・電気工事 等(更新) (別記1)	飲料(缶・ ペットボト ル)	3,164	2,000	

※ 職員数、年間利用者数は近年の状況に基づき財産管理者が算出した概数であり、今後の人事異動、配置変更により変更になる場合があります。

※ 令和 3 年度の売上数量は参考情報であり、事業者の申告に基づくものである。

[別記 1]

当該設置場所の電源設備は事業者が設置したものであり、継続使用の協議が整わず従前の自動販売機の撤去と同時に電源も撤去された場合は、新たに電源工事を要する。

別表

物件番号 13

場所番号	財産名称・場所 (財産管理者・連絡先)	所在地 (住居表示)	開庁時間	職員数 (人)	年間利用者数 (人)	貸付面積 (㎡) ※回収容器 等含む	消費税	設置・運営	販売品	令和3年 度の売上 数量 (本)	場所番号ご との最低賃 付料 (円/月)	最低賃付料 (円/月)
184	橋高等学校1階 (教育委員会事務局教育環境整 備推進室 044-200-3270)	中原区中丸子長島290	月～金曜日 午前7時～午後10 時 土日祝日 午前7時頃～午後 9時頃 (部活動や学校行事による/ 学校閉庁日が年に5日間あ る)	105	987 (職員と生徒の総 数)	0.66	課税		飲料 (缶・ ペット ボトル)	6,132	15,000	15,000

※ 職員数、年間利用者数は近年の状況に基づき財産管理者が算出した概数であり、今後の人事異動、配置変更により変更になる場合があります。

※ 令和3年度の売上数量は参考情報であり、事業者の申告に基づくものである。

川崎市公告第1315号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和 4 年12月23日

川崎市長 福 田 紀 彦

競争入札に付する事項	件 名	災害用携帯トイレ購入
	履行場所	堤根処理センター等備蓄倉庫
	履行期間	令和 5 年 3 月31日
参加資格	(1) 川崎市契約規則第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和 3 ・ 4 年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「消防・防災用品」に記載されており、A 又は B の等級に格付けされていること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第 2 条第 1 項第 1 号による中小企業者であること。 (6) 平成24年 4 月 1 日以降に、この購入（製造）物品についての類似の契約実績があること。 なお、契約実績については、1 契約につき1,000,000円以上とします。 また、川崎市以外の他官公庁、民間企業との契約実績でもかまいません。 (7) この購入（製造）物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し確実に納入できること。 (8) この購入（製造）物品の納入後、不良品についてすべて責任をもって無償で修理又は交換できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地 明治安田生命ビル13階 電話番号 044-200-2093	
入札日時等	令和 5 年 1 月30日11時00分（川崎市役所入札室 砂子平沼ビル7階）	
入札保証金	要	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は契約課ホームページ「入札情報 かわさき」をご覧ください。	

川崎市公告第1316号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和 4 年12月26日

川崎市長 福 田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 王禅寺処理センタープロワ点検整備業務委託
- (2) 履行場所 川崎市麻生区王禅寺1285番地
- (3) 履行期間 契約日から令和 5 年 3 月24日(金)まで
- (4) 業務概要 王禅寺処理センターに設置されているプロワの機能を正常に維持するために必要な点検整備を実施するものである。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第 2 条の規定に基づく指名停止期間中でないこと。

- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和 3 ・ 4 年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」種目「電気・機械設備保守点検」に登録されていること。
- (4) 過去 2 年間に本市、他官公庁又は民間において、同種プロワ点検整備業務の契約実績を有すること。
- (5) 業務の全部を一括又は主要な部分を第三者に委託しないこと。また、競争入札参加申込書にて、一部再委託を申請する場合は、再委託確認書を提出すること。

3 競争入札参加申込書及び再委託確認書の配布、提出、仕様書閲覧及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加申込書及び上記 2 の(4) の書類を提出してください。また、競争参加申込書にて一部再委託を申請する場合は再委託確認書を提出してください。

- (1) 配布・提出・仕様書閲覧場所及び問い合わせ先

〒215-0013

川崎市麻生区王禅寺1285番地

王禅寺処理センター

技術係 山口、金子、鈴木

電話 044-966-6135 F A X 044-951-0314

※ 競争入札参加申込書及び再委託確認書については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。

(2) 配布・提出・仕様書閲覧期間

令和 4 年12月26日(月)9時から令和 5 年 1 月 6 日(金)17時まで

(令和 5 年 1 月 1 日から令和 5 年 1 月 3 日まで及び12時から13時までの間は除く)

(3) 提出方法

持参 (持参以外は無効とします。)

(4) 提出書類

ア 競争入札参加申込書

イ 上記 2(4)の契約内容を確認できる契約書等の写し

ウ 再委託確認書 (一部再委託を申請する場合)

4 競争入札参加資格確認通知書、質問書及び仕様書の交付

競争入札参加申込書を提出し、競争入札参加資格があると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書等を令和 5 年 1 月16日(月)までに交付します。

なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり受け取りに来てください。

(1) 交付場所 上記 3(1)に同じ

(2) 交付日時 令和 5 年 1 月16日(月)

9時から17時まで

(12時から13時までの間は除く)

5 質問書の受付・回答

(1) 質問受付日

令和 5 年 1 月16日(月)9時から令和 5 年 1 月18日(水)17時まで

(持参する場合、12時から13時までの間は除く)

(2) 質問書の様式

配布する「質問書」の様式により提出してください。

(3) 質問受付方法

ア 電子メール 30ouzen@city.kawasaki.jp

イ F A X 044-951-0314

ウ 持参 上記 3(1)に同じ

(4) 回答方法

令和 5 年 1 月20日(金)に、全ての競争入札参加者へ電子メールにて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、この競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記 2 の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 競争入札参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

(2) 入札・開札の日時 令和 5 年 1 月25日(水)10時00分

(3) 入札・開札の場所 川崎市麻生区王禅寺1285番地 王禅寺処理センター 3階会議室

(4) 入札書の提出方法 持参 (持参以外は無効とします。)

(5) 入札保証金 免除

(6) 落札者の決定方法 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

(7) 再度入札の実施 落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。(開札に立ち会わない者は、再度入札に参加の意思がないものとみなします。)

(8) 入札の無効 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金 免除

(2) 契約書の作成 要

(3) 契約規則等の閲覧 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさき (<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>) の「契約関係規定」から閲覧できます。

9 その他

(1) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(2) 公告に関する問い合わせ先は、上記 3 (1)に同じです。

(3) 詳細は入札説明書によります。

川崎市公告第1317号

一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和4年12月26日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 日吉小学校ほか2校産業廃棄物収集運搬・処分業務委託
- (2) 履行場所 川崎市幸区北加瀬1-37-1ほか2校(詳細は別紙のとおり)
- (3) 履行期間 契約日から令和5年3月31日まで

2 競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「廃棄物関連業務」で登録されていること。
- (4) 過去2年間に本市、他官公庁又は民間において、産業廃棄物(金属くず等)の運搬・処理業務の契約実績を有すること。
- (5) 産業廃棄物処分業許可証及び産業廃棄物収集運搬業許可証を取得していること。
- (6) 自社もしくは、上記(3)に記載されている子会社や協力会社等資本関係がある業者で運搬が可能であること。

3 一般競争入札参加申込書の配布・提出及び仕様書等の閲覧

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布・提出場所

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市環境局脱炭素戦略推進室

(川崎市役所第3庁舎17階)

大和田、中野

電話 044-200-1223

FAX 044-200-3921

一般競争入札参加申込書及び図面関係を除く入札関係書類は、インターネットからもダウンロードすることができます。

(「入札情報かわさき」の「入札情報」の委託の欄の「入札公表」の中にあります。「入札情報かわさき」
<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

(2) 配布・提出・仕様書等閲覧期間

令和4年12月26日(月)から令和5年1月4日(木)まで

午前9時～午後5時(ただし、年末年始閉庁日及び正午～午後1時を除く)

(3) 提出方法

ア 持参

イ 郵送

なお、郵送により入札参加申込書を提出する場合は、速やかに3(1)の所管課に必ず電話してください。

(4) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書

イ 上記2(4)の契約内容を確認できる契約書等の写し

ウ 上記2(5)の許可証の写し

エ 上記2(6)の自社以外で運搬する場合、自社との関係を確認できる書類

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

入札参加申込書を提出した者には、令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに令和5年1月12日(木)までに送付します。

なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付又は3(1)の場所で令和5年1月12日(木)午後5時まで配布します。

5 入札説明書及び仕様書の交付

入札参加申込書を提出した者には、入札説明書、仕様書を当該委任先メールアドレスに送付します。なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者には3(1)の場所で令和5年1月12日(木)午前9時から午後5時まで配布します。

また、入札説明書及び仕様書は3(1)の場所及び(2)の提出期間において閲覧に供します。

6 仕様書等に関する質問・回答

(1) 質問

次により仕様書等の内容に関し、質問することができます。

また、入札参加者以外の質問には回答しませんので御注意ください。

ア 質問書の配布

仕様書の配布と同じ

イ 質問書の提出場所

3(1)と同じ

ウ 質問書の提出期間

令和5年1月12日(木)から令和5年1月16日(月)まで

(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く)

午前9時～午後5時(ただし、正午～午後1時を除く)

エ 質問書の提出方法

(ア) 持参

(イ) F A X

(ウ) メール

なお、F A X 又はメールにより提出した場合は、速やかに 3(1)の所管課まで電話連絡願います。

電 話 044-200-1223

F A X 044-200-3921

E-mail 30dtanso@city.kawasaki.jp

(2) 回答

ア 回答日

令和 5 年 1 月 18 日(水)

イ 回答方法

回答については、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を、令和 3・4 年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに送付します。

なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者には F A X で送付又は 3(1)の場所で配布します。(午前 9 時～午後 5 時(ただし、正午～午後 1 時を除く))

また、回答後の再質問は受付しません。

7 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、開札前に次のいずれかに該当するときは、入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記 2 の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法等

入札書の提出日時 令和 5 年 1 月 23 日(月)
午前 9 時 00 分

入札書の提出場所 川崎市役所第 3 庁舎 15 階
第 1 会議室

(2) 入札保証金

免除とします。

(3) 開札の日時・場所

8(1)に同じ

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第 14 条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

(5) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約手続等

(1) 契約保証金 免除

(2) 前払金 無

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市ホームページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

- (1) この委託契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。
- (3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (4) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ
別紙

履行場所

番号	施設名	住所
1	日吉小学校	川崎市幸区北加瀬 1-37-1
2	東小倉小学校	川崎市幸区東小倉 1-1
3	下平間小学校	川崎市幸区下平間 175

川崎市公告第 1318 号

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成 10 年法律第 91 号)第 6 条第 1 項の規定に基づき、大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、同法第 6 条第 3 項の規定において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

令和 4 年 12 月 26 日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドン・キホーテかわさき店
神奈川県川崎市幸区神明町 1-44-1
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
みずほ信託銀行株式会社
代表取締役 梅田 圭
東京都千代田区丸の内一丁目 3 番 3 号
- 3 変更した事項
 - (1) 設置者の住所
(変更前) 東京都中央区八重洲 1 丁目 2 番 1 号
(変更後) 東京都千代田区丸の内一丁目 3 番 3 号
 - (2) 小売業者の代表者氏名
(変更前) 代表取締役 成沢 潤治
(変更後) 代表取締役 吉田 直樹
- 4 変更の年月日

- (1) 令和 3 年 11 月 22 日
- (2) 令和元年 9 月 25 日
- 5 変更する理由
 - (1) 設置者の住所が変更となったため
 - (2) 小売業者の代表者が変更となったため
- 6 届出の年月日
令和 4 年 12 月 21 日
- 7 届出及び添付書類の縦覧場所
経済労働局観光・地域活力推進部商業・サービス業振興担当
(川崎フロンティアビル 10 階)
- 8 届出及び添付書類の縦覧期間及び時間帯
令和 4 年 12 月 26 日から令和 5 年 4 月 26 日の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで。
ただし、土曜日及び日曜日、休日、12 月 29 日から 1 月 3 日を除く。
- 9 法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公告の日から 4 月以内に、川崎市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。
- 10 意見書の提出期限及び提出先
令和 5 年 4 月 26 日
経済労働局観光・地域活力推進部商業・サービス業振興担当

川崎市公告第 1319 号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和 4 年 12 月 26 日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 件名
令和 4 年度非常用発電装置点検整備業務委託
 - (2) 履行場所
川崎市中原区小杉町 3 - 245
中原区役所ほか 3 か所
 - (3) 履行期間
契約日から令和 5 年 3 月 31 日まで
 - (4) 委託概要
中原区役所ほか 3 か所に設置している防災設備用の非常用発電装置について、当該装置が常時適切に稼働できるよう定期点検及び整備作業を実施する。
- 2 一般競争入札参加資格
この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。
 - (1) 川崎市契約規則(昭和 39 年川崎市規則第 28 号) 第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
 - (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による

指名停止期間中でないこと。

- (3) 令和 3・4 年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」、種目「電気・機械設備保守点検」に登録されていること。
- (4) 過去 5 年間で 2 件以上、国又は地方公共団体において非常用発電装置の保守点検又は点検整備に係る契約を締結し、これらを全て誠実に履行していること。
- 3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問合せ先
この入札に参加を希望する者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書、類似の契約実績を証する書類(契約書の写し等業務内容がわかるもの)を持参により提出してください。
 - (1) 配布・提出場所及び問合せ先
〒210-8577
川崎市川崎区東田町 5 番地 4
川崎市役所第 3 庁舎 7 階
危機管理本部危機管理部 情報・無線担当
電話 044-200-2856(直通)
FAX 044-200-3972
E-mail 60kikika@city.kawasaki.jp
 - (2) 配布・提出期間
令和 4 年 12 月 26 日(月)から令和 5 年 1 月 6 日(金)までの午前 9 時から正午及び午後 1 時から午後 5 時までとします。ただし、令和 4 年 12 月 29 日(木)から令和 5 年 1 月 3 日(火)までの期間を除きます。
- 4 入札説明会及び入札説明書
 - (1) 入札説明会
実施しません。
 - (2) 入札説明書の交付
業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」の場所において、「3(2)配布・提出期間」の期間で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。
- 5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付
一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。
 - (1) 日時
令和 5 年 1 月 11 日(水) 午後 5 時まで
ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、同日

の未明に電子メールで配信されます。

(2) 場所

「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」に同じ。

6 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」に同じ。

(2) 質問受付期間

令和 4 年12月26日(月)から令和 5 年 1 月13日(金)までの午前 9 時から正午及び午後 1 時から午後 5 時までとします。ただし、令和 4 年12月29日(木)から令和 5 年 1 月 3 日(火)までの期間、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除きます。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

持参、電子メール、F A X 又は郵送によります。(電子メール又は F A X で送付した場合は、送付した旨を「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」の問合せ先に電話にて連絡ください。)

ア 電子メール 60kikika@city.kawasaki.jp

イ F A X 044-200-3972

ウ 郵送 「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」に同じ。ただし、「6(2)質問受付期間」の期間内に必着のこと。

(5) 回答方法

令和 5 年 1 月17日(火)午後 5 時までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又は F A X にて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

7 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額(入札

書に記載した金額の10%)を加算した金額をもって契約金額とします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時 令和 5 年 1 月20日(金) 午前10時00分

イ 入札場所 川崎市川崎区東田町 5 番地 4

川崎市役所第 3 庁舎 7 階

災害対策本部事務局室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」で無効と定める入札は、無効とします。

9 契約の手続き等

(1) 契約保証金

免除とします。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記 3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 関連情報入手するための窓口は、「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」と同じです。

(3) 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

川崎市公告第1320号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和 4 年12月26日

川崎市長 福田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
備えるフェスタ2023設営等業務委託
- (2) 履行場所
川崎市幸区堀川町72-1
(ラゾーナ川崎 ルーファ広場及び平面駐車場西)
- (3) 履行期間
契約日から令和5年3月24日まで
- (4) 業務概要
川崎市が主催する「備えるフェスタ2023」設営及び撤去等を円滑に行い、イベントを事故なく万全に行う。
- 2 一般競争入札参加資格
この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。
 - (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
 - (2) 令和3・4年度業務委託有資格業者名簿の業種「その他」に記載されていること。
 - (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
 - (4) 過去5年間で、「備えるフェスタ」もしくは、備えるフェスタと同規模で、都道府県又は政令指定都市等が主催するイベント会場の設営、運営に係る履行完了実績に有すること。
- 3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問い合わせ先
この入札に参加を希望する者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書、類似の契約実績を証する書類(契約書の写し等業務内容がわかるもの)を持参により提出してください。
 - (1) 配布・提出場所及び問い合わせ先
〒210-8577
川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎7階
危機管理本部危機管理部 企画担当
電話 044-200-2894(直通)
FAX 044-200-3972
E-mail 60kikika@city.kawasaki.jp
 - (2) 配布・提出期間
令和4年12月26日(月)から令和4年12月28日(水)まで及び令和5年1月4日(木)の午前8時30分から午後5時まで並びに令和5年1月5日(金)の午前8時30分から正午までとします。ただし、平日の正午から午後1時までを除きます。
- 4 入札説明会及び入札説明書
 - (1) 入札説明会
実施しません。
 - (2) 入札説明書の交付

- 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」の場所において、「3(2)配布・提出期間」の期間で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。
- 5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付
一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。
 - (1) 日時
令和5年1月10日(火)
ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで配信されます。
 - (2) 場所
「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。
 - 6 仕様に関する問い合わせ
 - (1) 問い合わせ先
「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。
 - (2) 質問受付期間
令和4年12月26日(月)から令和4年12月28日(水)まで及び令和5年1月4日(木)から令和5年1月12日(木)までの午前8時30分から午後5時まで並びに令和5年1月13日(金)の午前8時30分から正午までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日及び平日の正午から午後1時までを除きます。
 - (3) 質問書の様式
入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。
 - (4) 質問受付方法
持参、電子メール、FAX又は郵送によります。(電子メール又はFAXで送付した場合は、送付した旨を「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」の問い合わせ先に電話にて御連絡ください。)ア 電子メール 60kikika@city.kawasaki.jp
イ FAX 044-200-3972
ウ 郵送 「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。ただし、「6(2)質問受付期間」の期間内に必着のこと。
 - (5) 回答方法
令和5年1月16日(月)に、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資

格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

7 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額（入札書に記載した金額の10%）を加算した金額をもって契約金額とします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時 令和 5 年 1 月 19 日(木) 午前 10 時 00 分

イ 入札場所 川崎市川崎区東田町 5 番地 4
川崎市役所第 3 庁舎 7 階
災害対策本部事務局室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第 14 条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第 7 条に該当する入札は無効とします。

9 契約の手続き等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第 33 条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の 10% を納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記 3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」と同じです。

(3) 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

川崎市公告第 1321 号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和 4 年 12 月 26 日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 南部リサイクルセンター排水処理設備点検整備業務委託
- (2) 履行場所 川崎市川崎区夜光 3 丁目 1 - 3
- (3) 履行期間 契約日から令和 5 年 3 月 24 日(金)まで
- (4) 業務概要 南部リサイクルセンターに設置されている排水処理設備の機能を正常に維持するために必要な点検整備を実施するものである。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和 39 年川崎市規則第 28 号）第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でない こと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和 3・4 年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」種目「電気・機械設備保守点検」に登載されていること。
- (4) 過去 2 年間に本市又は他官公庁において、同種業務かつ同等の契約実績を有すること。
- (5) 業務の全部を一括又は主要な部分を第三者に委託しないこと。また、競争入札参加申込書にて、一部再委託を申請する場合は、再委託確認書を提出すること。

3 競争入札参加申込書の配布、提出、仕様書閲覧及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加申込書、上記2の(4)及び(5)の書類を提出してください。

- (1) 配布・提出・仕様書閲覧場所及び問い合わせ先
〒210-8577
川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎16階
環境局施設部処理計画課 小澤、上村
電話 044-200-2590(直通)
 - (2) 配布・提出・仕様書閲覧期間
令和4年12月26日(月)から令和5年1月6日(金)9時から17時まで。
(12月29日から1月3日及び12時から13時の間は除く)
 - (3) 提出方法 持参(持参以外は無効とします)
 - (4) 提出書類
ア 上記2(4)の契約内容を確認できる契約書等の写し
イ 上記2(5)の再委託確認書(一部再委託を申請する場合)
- 4 競争入札参加資格確認通知書、質問書及び仕様書の交付
- 競争入札参加申込書を提出し、競争入札参加資格があると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書等を交付します。
- なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで令和5年1月13日(金)に配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり受け取りに来てください。
- (1) 交付場所 上記3(1)に同じ
 - (2) 交付日時 令和5年1月13日(金)9時から17時まで(12時から13時の間は除く)
- 5 質問書の受付・回答
- (1) 質問受付日
令和5年1月13日(金)から令和5年1月17日(火)9時から17時まで。
(土曜日、日曜日及び12時から13時の間は除く)
 - (2) 質問書の様式
配布する「質問書」の様式により提出してください。
 - (3) 質問受付方法
電子メール、FAXまたは持参によります。
ア 電子メール 30syori@city.kawasaki.jp
イ FAX 044-200-3923
ウ 持参 上記3(1)に同じ
 - (4) 回答方法
令和5年1月20日(金)

全社へ文書(電子メールまたはFAX)にて送付します。

- 6 競争入札参加資格の喪失
次のいずれかに該当するときは、この競争入札参加資格を喪失します。
 - (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
 - (2) 競争入札参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。
- 7 入札手続等
 - (1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。
 - (2) 入札・開札の日時 令和5年1月27日(金)13時15分
 - (3) 入札・開札の場所 川崎市役所第3庁舎11階会議室
 - (4) 入札書の提出方法 持参(持参以外は無効とします。)
 - (5) 入札保証金 免除
 - (6) 落札者の決定方法 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。
 - (7) 再入札の実施 落札者がいない場合は、直ちに再入札を行います。(開札に立ち会わない者は、再入札に参加の意思がないものとみなします。)
 - (8) 入札の無効 競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
- 8 契約手続等
 - (1) 契約保証金は、次のとおりとします。
 - ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。
 - イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。
 - (2) 契約書の作成 必要とします。
 - (3) 契約規則等の閲覧 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさき(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」から閲覧できます。
- 9 その他
 - (1) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定め

るところによります。

- (2) 公告に関する問い合わせ先は、上記 3(1)に同じです。
 (3) 詳細は入札説明書によります。

川崎市公告第1322号

一般競争入札について、次のとおり公告します。
 令和 4 年 12 月 26 日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 南加瀬小学校ほか 3 校産業廃棄物収集運搬・処分業務委託
 (2) 履行場所 川崎市幸区南加瀬 4-24-1 ほか 3 校 (詳細は別紙のとおり)
 (3) 履行期間 契約日から令和 5 年 3 月 31 日まで

2 競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和 39 年川崎市規則第 28 号)第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
 (3) 令和 3・4 年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「廃棄物関連業務」で登録されていること。
 (4) 過去 2 年間に本市、他官公庁又は民間において、産業廃棄物(金属くず等)の運搬・処理業務の契約実績を有すること。
 (5) 産業廃棄物処分業許可証及び産業廃棄物収集運搬業許可証を取得していること。
 (6) 自社もしくは、上記(3)に記載されている子会社や協力会社等資本関係がある業者で運搬が可能であること。

3 一般競争入札参加申込書の配布・提出及び仕様書等の閲覧

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加の申込みをしなければなりません。

- (1) 配布・提出場所
 〒210-8577
 川崎市川崎区宮本町 1 番地
 川崎市環境局脱炭素戦略推進室
 (川崎市役所第 3 庁舎 17 階) 大和田、中野
 電 話 044-200-1223
 F A X 044-200-3921
 一般競争入札参加申込書及び図面関係を除く入札関係書類は、インターネットからもダウンロードすることができます。

(「入札情報かわさき」の「入札情報」の委託の欄の「入札公表」の中にあります。「入札情報かわさき」

<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

- (2) 配布・提出・仕様書等閲覧期間
 令和 4 年 12 月 26 日(月)から令和 5 年 1 月 4 日(木)まで
 午前 9 時～午後 5 時 (ただし、年末年始閉庁日及び正午～午後 1 時を除く)

(3) 提出方法

- ア 持参
 イ 郵送
 なお、郵送により入札参加申込書を提出する場合は、速やかに 3(1)の所管課に必ず電話してください。

(4) 提出書類

- ア 一般競争入札参加申込書
 イ 上記 2(4)の契約内容を確認できる契約書等の写し
 ウ 上記 2(5)の許可証の写し
 エ 上記 2(6)の自社以外で運搬する場合、自社との関係を確認できる書類

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

入札参加申込書を提出した者には、令和 3・4 年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに令和 5 年 1 月 12 日(木)までに送付します。
 なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者には F A X で送付又は 3(1)の場所で令和 5 年 1 月 12 日(木)午後 5 時まで配布します。

5 入札説明書及び仕様書の交付

入札参加申込書を提出した者には、入札説明書、仕様書を当該委任先メールアドレスに送付します。なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者には 3(1)の場所で令和 5 年 1 月 12 日(木)午前 9 時から午後 5 時まで配布します。

また、入札説明書及び仕様書は 3(1)の場所及び(2)の提出期間において閲覧に供します。

6 仕様書等に関する質問・回答

(1) 質問

次により仕様書等の内容に関し、質問することができます。

また、入札参加者以外の質問には回答しませんので御注意ください。

- ア 質問書の配布
 仕様書の配布と同じ
 イ 質問書の提出場所
 3(1)と同じ
 ウ 質問書の提出期間

令和 5 年 1 月 12 日(木)から令和 5 年 1 月 16 日(月)まで
 (ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く)
 午前 9 時～午後 5 時 (ただし、正午～午後 1 時

を除く)

エ 質問書の提出方法

- (ア) 持参
- (イ) F A X
- (ウ) メール

なお、F A X又はメールにより提出した場合は、速やかに 3(1)の所管課まで電話連絡願います。

電 話 044-200-1223

F A X 044-200-3921

E-mail 30dtanso@city.kawasaki.jp

(2) 回答

ア 回答日

令和 5 年 1 月 18 日(水)

イ 回答方法

回答については、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を、令和 3・4 年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに送付します。

なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者には F A X で送付又は 3(1)の場所で配布します。(午前 9 時～午後 5 時(ただし、正午～午後 1 時を除く))

また、回答後の再質問は受付しません。

7 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、開札前に次のいずれかに該当するときは、入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記 2 の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法等

入札書の提出日時 令和 5 年 1 月 23 日(月)
午前 9 時 30 分

入札書の提出場所 川崎市役所第 3 庁舎 15 階
第 1 会議室

(2) 入札保証金

免除とします。

(3) 開札の日時・場所

8(1)に同じ

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第 14 条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

(5) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、

これを無効とします。

9 契約手続等

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 前払金 無
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市ホームページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

- (1) この委託契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。
- (3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (4) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ

別紙

履行場所

番号	施設名	住所
1	南加瀬小学校	川崎市幸区南加瀬 4-24-1
2	夢見ヶ崎小学校	川崎市幸区南加瀬 2-13-1
3	荻宿小学校	川崎市中原区荻宿 25-1
4	南原小学校	川崎市高津区上作延 796

川崎市公告第 1323 号

一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和 4 年 12 月 26 日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 岡上小学校ほか 3 校産業廃棄物収集運搬・処分業務委託
- (2) 履行場所 川崎市麻生区岡上 675-1 ほか 3 校(詳細は別紙のとおり)
- (3) 履行期間 契約日から令和 5 年 3 月 31 日まで

2 競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和 39 年川崎市規則第 28 号)第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和 3・4 年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「廃棄物関連業務」で登録されていること。
- (4) 過去 2 年間に本市、他官公庁又は民間において、

産業廃棄物(金属くず等)の運搬・処理業務の契約実績を有すること。

- (5) 産業廃棄物処分業許可証及び産業廃棄物収集運搬業許可証を取得していること。
- (6) 自社もしくは、上記(3)に登載されている子会社や協力会社等資本関係がある業者で運搬が可能であること。

3 一般競争入札参加申込書の配布・提出及び仕様書等の閲覧

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布・提出場所

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市環境局脱炭素戦略推進室

(川崎市役所第3庁舎17階) 大和田、中野

電 話 044-200-1223

F A X 044-200-3921

一般競争入札参加申込書及び図面関係を除く入札関係書類は、インターネットからもダウンロードすることができます。

(「入札情報かわさき」の「入札情報」の委託の欄の「入札公表」の中にあります。「入札情報かわさき」
<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

(2) 配布・提出・仕様書等閲覧期間

令和4年12月26日(月)から令和5年1月4日(水)まで
午前9時～午後5時(ただし、年末年始閉庁日及び正午～午後1時を除く)

(3) 提出方法

ア 持参

イ 郵送

なお、郵送により入札参加申込書を提出する場合は、速やかに3(1)の所管課に必ず電話してください。

(4) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書

イ 上記2(4)の契約内容を確認できる契約書等の写し

ウ 上記2(5)の許可証の写し

エ 上記2(6)の自社以外で運搬する場合、自社との関係を確認できる書類

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

入札参加申込書を提出した者には、令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに令和5年1月12日(木)までに送付します。

なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付又は3(1)の場所で令和5年1月12日(木)午後5時まで配布します。

5 入札説明書及び仕様書の交付

入札参加申込書を提出した者には、入札説明書、仕様書を当該委任先メールアドレスに送付します。なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者には3(1)の場所で令和5年1月12日(木)午前9時から午後5時まで配布します。

また、入札説明書及び仕様書は3(1)の場所及び(2)の提出期間において閲覧に供します。

6 仕様書等に関する質問・回答

(1) 質問

次により仕様書等の内容に関し、質問することができます。

また、入札参加者以外の質問には回答しませんので御注意ください。

ア 質問書の配布

仕様書の配布と同じ

イ 質問書の提出場所

3(1)と同じ

ウ 質問書の提出期間

令和5年1月12日(木)から令和5年1月16日(月)まで

(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く)

午前9時～午後5時(ただし、正午～午後1時を除く)

エ 質問書の提出方法

(ア) 持参

(イ) F A X

(ウ) メール

なお、F A X又はメールにより提出した場合は、速やかに3(1)の所管課まで電話連絡願います。

電 話 044-200-1223

F A X 044-200-3921

E-mail 30dtanso@city.kawasaki.jp

(2) 回答

ア 回答日

令和5年1月18日(水)

イ 回答方法

回答については、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を、令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに送付します。

なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはF A Xで送付又は3(1)の場所で配布します。(午前9時～午後5時(ただし、正午～午後1時を除く))

また、回答後の再質問は受付しません。

7 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、開札前に次のいずれかに該当するときは、入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記 2 の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法等

入札書の提出日時 令和 5 年 1 月 23 日(月)
午後 1 時 30 分

入札書の提出場所 川崎市役所第 4 庁舎 4 階
第 5 会議室

(2) 入札保証金

免除とします。

(3) 開札の日時・場所

8(1)に同じ

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第 14 条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

(5) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約手続等

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 前払金 無
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市ホームページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

- (1) この委託契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。
- (3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (4) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ

別紙

履行場所

番号	施設名	住所
1	岡上小学校	川崎市麻生区岡上675- 1

2	岡上わくわくプラザ	川崎市麻生区岡上675- 1
3	高津中学校	川崎市高津区久本 3-11- 2
4	平中学校	川崎市宮前区平 3-15- 1
5	金程中学校	川崎市麻生区金程 3-16- 1

川崎市公告第1324号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和 4 年 12 月 26 日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 浮島処理センター砂ろ過塔及び活性炭吸着塔点検整備業務委託
- (2) 履行場所 川崎市川崎区浮島町 509 番地 1
- (3) 履行期間 契約日から令和 5 年 3 月 17 日(金)まで
- (4) 業務概要 浮島処理センターに設置されている砂ろ過塔及び活性炭吸着塔の機能を正常に維持するために必要な点検整備業務

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和 39 年川崎市規則第 28 号)第 2 条の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和 3・4 年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」種目「電気・機械設備保守点検」に登録されていること。
- (4) 過去 2 年間に本市、他官公庁又は民間において、同種の砂ろ過塔及び活性炭吸着塔点検整備業務の契約実績を有すること。ただし民間実績については、同等の契約実績を有すること。
- (5) 業務の全部を一括又は主要な部分を第三者に委託しないこと。また、競争入札参加申込書にて、一部再委託を申請する場合は、再委託確認書を提出すること。

3 競争入札参加申込書の配布、提出、仕様書閲覧及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加申込書及び上記 2 の(4)、(5)の書類を提出してください。

- (1) 配布・提出・仕様書閲覧場所及び問い合わせ先
川崎市川崎区東田町 5 番地 4
川崎市役所第 3 庁舎 16 階
環境局施設部処理計画課 森田、村瀬
電話 044-200-2588(直通)

※ 競争入札参加申込書については、川崎市ホーム

ページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。

(2) 配布・提出・仕様書閲覧期間

令和4年12月26日(月)から令和5年1月13日(金)9時から17時まで

(土曜日、日曜日及び12時から13時の間は除く。)

(3) 提出方法 持参(持参以外は無効とします。)

(4) 提出書類

ア 競争入札参加申込書

イ 上記2(4)の契約内容を確認できる契約書等の写し

ウ 上記2(5)の再委託確認書(一部再委託を申請する場合)

4 競争入札参加資格確認通知書、質問書及び仕様書の交付

競争入札参加申込書を提出し、競争入札参加資格があると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書等を交付します。

なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで令和5年1月23日(月)までに配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり受け取りに来てください。

(1) 交付場所 上記3(1)に同じ

(2) 交付日時 令和5年1月23日(月)
9時から17時まで
(12時から13時の間は除く。)

5 質問書の受付・回答

(1) 質問受付日

令和5年1月23日(月)から令和5年1月27日(金)

(2) 質問書の様式 配布する「質問書」の様式により提出してください。

(3) 質問受付方法

ア 電子メール 30syori@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-200-3923

ウ 持参 上記3(1)に同じ
(持参の場合、土曜日、日曜日及び12時～13時の間は除く)

(4) 回答方法

令和5年2月1日(水)

全社へ文書(電子メールまたはFAX)にて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、この競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 競争入札参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載

をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

(2) 入札・開札の日時 令和5年2月6日(月)11時

(3) 入札・開札の場所 川崎市川崎区東田町5番地
4

(3) 入札・開札の場所 川崎市役所第3庁舎16階
環境局会議室

(4) 入札書の提出方法 持参(持参以外は無効とします。)

(5) 入札保証金 免除

(6) 落札者の決定方法 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

(7) 入札の無効 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金 免除

(2) 契約書の作成 要

(3) 契約規則等の閲覧 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさきの「契約関係規定」から閲覧できます。
(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

9 その他

(1) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(2) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。

(3) 詳細は入札説明書によります。

川崎市公告第1325号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

令和4年12月26日

川崎市市長 福田紀彦

1 各筆明細

利用権を設定する土地			利用権を設定する者			設定する利用権							利用権の設定を受ける者		利用権設定等促進事業の実施により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律関係
所在	現況地目	面積(m ²)	氏名又は名称	住所	利用権の種類	利用権の内容	始期	終期	借賃(年額)	借賃の支払方法	氏名又は名称	住所			
川崎市麻生区早野 字広地258- 1	畑	178	守谷 昭雄	川崎市麻生区早野 317	賃借権	普通畑	令和 5 年 2 月 1 日	令和 6 年 1 月 31 日	10,000	毎年 1 月末日までに貸手の口座へ入金する。	吉垣 和也		川崎市麻生区王禅寺285	賃貸借	
	畑	334													
川崎市麻生区早野 字広地258- 2	畑	1,019	三木 武	川崎市麻生区早野 412	賃借権	普通畑	令和 5 年 1 月 1 日	令和 8 年 1 月 31 日	15,000	毎年 1 月末日までに貸手の口座へ入金する。		吉垣 忠			
	畑	856													
川崎市麻生区岡上 字梨子ノ木1213	畑	371	梶 糸子	川崎市麻生区岡上 980	賃借権	普通畑	令和 5 年 2 月 1 日	令和 8 年 1 月 31 日	10,000	毎年 1 月末日までに貸手の口座へ入金する。					
	畑	196													
川崎市麻生区岡上 字小塚1386- 1	畑	162	山田 秀樹	川崎市麻生区岡上 2-14- 2	賃借権	普通畑	令和 5 年 2 月 1 日	令和 8 年 1 月 31 日	11,000	毎年 1 月末日までに貸手の口座へ入金する。					
	畑	162													

2 共通事項

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1 の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

(2) 借賃の減額

利用権の目的物（以下「目的物」という。）が農地である場合で、1 の各筆明細に定められた借賃の額が、災害その他の不可抗力により借賃より少ない収益となったときは、民法第609条（明治29年法律第89号）によりその収益の額に至るまで、乙は甲に対し借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定めるものとし、その協議が調わないときは、川崎市農業委員会が認定した額とする。

(3) 解約に当たっての相手方の同意

甲及び乙は、1 の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、相手方の同意を得るものとする。

(4) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

(5) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

(6) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(7) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかに問わず返還の代償を請求してはならない。

(8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙、川崎市農業委員会及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(10) その他

この農用地利用集積計画の定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙、川崎市農業委員会及び市が協議して定める。

2-2 特記事項

(1) 解除条件

利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事（平成12年6月1日付け農林水産事務次官通知（12構改B第404号）、農地法関係事務に係る処理基準第3の5の(2)に規定する年間150日以上）と認められない者になった場合に、農用地を適正に利用していないと認められるときは賃貸借又は使用貸借を解除する。

上記により解除するときは、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（平成26年9月、川崎市）第5-3-(3) 農用地利用集積計画の取消し等によるものとする。

(2) 農用地の利用状況についての報告義務

利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事と認められない者になった場合に、農業経営基盤強化促進法第18条第2項第7号及び同法施行規則第16条の2に規定する農用地の利用状況についての報告を市長にしなければならない。

川崎市公告第1326号

道路位置の指定について

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により道路の位置を次のとおり指定します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築審査課に備えて縦覧に供します。

令和4年12月26日

川崎市長 福田紀彦

築造主 住所・氏名	川崎市宮前区土橋2丁目6番地17 株式会社成建 代表取締役 常盤 孝一		
道路位置の 地名・地番	川崎市宮前区西野川一丁目3083番1、3086番、 3087番2の各一部 別図省略		
幅員	4.50メートル	延長	17.26メートル
	以下余白		以下余白
川崎市指令ま建指 第212号	指定 年月日	令和4年12月26日	

公告(調達)

川崎市公告(調達)第1号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年1月10日

川崎市長 福田紀彦

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 購入物品及び納入予定数量
重金属安定剤 約197トン
- (2) 購入物品の特質等
仕様書によります。
- (3) 納入場所
仕様書によります。
- (4) 納入期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- (5) 本案件は、紙入札方式により行います(電子入札はできません)。

2 一般競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則第2条の規定に該当する資格停止

期間中でないこと。

- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

- (3) 令和4年10月7日までに令和5・6年度競争入札参加資格の申請を行っており、令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の買入れ等有資格業者名簿の業種「薬品」種目「化学工業薬品」に登録が予定されており、A又はBの等級に格付けが予定されていること。(ただし、落札決定にあたっては実際に登録されていることを要します。)

なお、有資格業者名簿に登録のない者(入札参加業種・種目に登録のない者も含む)は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を令和5年1月20日までに行ってください。

- (4) この購入物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し確実に納入することができること。
- (5) この購入物品の納入後、アフターサービスを本市の求めに応じて、速やかに提供できること。

3 仕様書等の閲覧

次により仕様書等を閲覧することができます。

- (1) 窓口での閲覧の場合

ア 閲覧場所 川崎市役所財政局資産管理部契約課
担当 下山
〒210-8577
川崎市川崎区宮本町1番地
明治安田生命ビル13階
電話 044-200-2093

イ 閲覧期間 令和5年1月10日～令和5年1月20日
(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)
午前8時30分～正午、午後1時～午後5時

- (2) インターネットでの閲覧の場合

ア 閲覧場所 川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札情報」の物品の欄の「入札公表」

イ 閲覧期間 令和5年1月10日～令和5年1月20日
午前8時～午後8時

4 一般競争入札参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加申込書を提出しなければなりません。ただし、一般競争入札参加申込書の郵送による提出は認めません。

- (1) 配布、提出及び問い合わせ先

上記3(1)アに同じ。

なお、上記 3(2)のとおり、インターネットからも一般競争入札参加申込書をダウンロードすることができます。

(2) 配布・提出期間

上記 3(1)イに同じ。

5 入札説明書の交付

上記 4 により一般競争入札参加申込書を提出した者に無償で入札説明書を交付します。

また、入札説明書は上記 3 のとおり縦覧に供します。

6 一般競争入札参加者に求められる義務

(1) この入札の参加者は、次により仕様についての説明を受けなければなりません。

ア 日時 令和 5 年 1 月 26 日又は 27 日

時間については、別途入札参加者にお知らせします。

イ 場所 川崎市川崎区浮島町 509 番地 1

川崎市浮島処理センター 4 階

第 1 会議室

(2) この入札の参加者は、仕様書に定められた条件を満たす購入物品を納入できることを証するため、次のとおり書類を提出しなければなりません。

また、提出された書類等に関し説明を求められたときは、これに応じなければなりません。提出された書類等を審査した結果、当該物品を納入することができますと認められた者に限り、入札に参加することができます。

ア 提出書類

(ア) 上記 1(1)の購入物品の性状等に関する証明書類(仕様書によります。)

(イ) 上記 1(1)の購入物品を安定して供給できることを証明する書類(代理店証明書等)

イ 提出場所 上記 3(1)アに同じ。

ウ 提出期間 令和 5 年 1 月 30 日～令和 5 年 2 月 21 日

(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)

午前 8 時 30 分～正午、午後 1 時～午後 5 時

7 仕様書作成担当部署及び担当者

環境局施設部処理計画課 担当 佐藤

電話 044-200-2589

8 仕様書に関する質問・回答

(1) 質問

次により、仕様書の内容に関して質問することができます。

なお、仕様書の内容以外についての質問は受け付けません。

質問することができる方は、入札参加申込を済ま

せた方に限ります。

また、入札参加者以外へは回答しませんので御注意ください。

ア 質問書の取得方法

質問書の配布は、上記 3(1)ア の場所で行います。

また、質問書は、川崎市ホームページ(「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の「入札参加手続関係」)に掲載している「質問書(一般競争入札用)」からもダウンロードできます。

イ 提出場所、期間及び方法

次の期間に上記 3(1)ア の場所に質問書を持参するか、指定の電子メールアドレス宛てに E x c e l 形式のまま送付してください。

なお、質問書をメールにて送付した場合は、その旨を上記 3(1)ア の担当まで御連絡ください。

配布・提出期間 令和 5 年 1 月 10 日～令和 5 年 2 月 21 日

(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)

午前 8 時 30 分～正午、午後 1 時～午後 5 時

電子メールアドレス 23keiyak@city.kawasaki.jp

また、質問書を提出する場合には、紙の質問書と併せて、電子媒体(CD-R)に E x c e l 形式のまま保存した質問書を提出してください。(どちらか一方の場合には、質問を受け付けません。)

(2) 回答

ア 回答予定日 令和 5 年 3 月 8 日 午後 5 時まで

イ 回答方法

入札参加者から質問があった場合、すべての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を電子ファイルにし、入札参加申込者に対して、回答予定日までに 9 の入札参加資格確認通知書等に添付して交付します。

なお、回答後に再質問は受け付けません。

9 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、令和 5・6 年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「物品」の委任先メールアドレスに令和 5 年 3 月 8 日までに一般競争入札参加資格確認通知書等を送付します。

また、当該委任先のメールアドレスを登録していない者には、令和 5 年 3 月 8 日の午前 9 時～正午、午後 1 時～午後 5 時に上記 3(1)ア の場所において一般競争入札参加資格確認通知書等を交付します。

10 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加するこ

とができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

11 入札の手続等

- (1) 入札方法
薬品 1 トンあたりの単価で行います。
- (2) 入札・開札の日時及び場所
ア 日時 令和 5 年 3 月 17 日
午前 11 時 00 分
イ 場所 砂子平沼ビル 7 階入札室
(川崎市川崎区砂子 1 - 7 - 4)
- (3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び宛て先
ア 期限 令和 5 年 3 月 15 日 必着
イ 宛て先 上記 3(1)アに同じ
- (4) 入札保証金

川崎市契約規則第 9 条各号に該当する場合は、免除します。ただし、過去 3 年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第 9 条第 2 号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札案件ごとにそれぞれ入札単価に予定数量を乗じて得た額の 2 パーセントを入札書提出前に納付しなければなりません。

なお、郵便をもって入札する場合は、入札書と同時に納付することができます。

- (5) 落札者の決定方法
川崎市契約規則第 14 条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。
- (6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

12 契約の手続等

次により契約を締結します。ただし、当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決(令和 5 年 3 月頃)を要します。

(1) 契約保証金

川崎市契約規則第 33 条各号に該当する場合は、免除します。ただし、過去 3 年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎

市契約規則第 33 条第 5 号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約単価に予定数量を乗じて得た額の 10 パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)アの場所において閲覧できます。

13 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 詳細は、入札説明書によります。
- (3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (4) 落札者の決定後、苦情申立てが行われた場合、委員会申立ての検討期間中、契約締結等の手続を一時停止することがあります。

14 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
Heavy metal stabilizer, approximately 197t
- (2) Time-limit for tender: 11:00 AM, 17 March 2023
 - a Direct delivery
11:00 AM, 17 March 2023
 - b By mail
15 March 2023
- (3) Contact point for the notice:
KAWASAKI CITY OFFICE
Contract Section
Property Administration Department
Finance Bureau
1, Miyamoto-cho, Kawasaki-ku, Kawasaki-city,
Kanagawa
210-8577, Japan
TEL: 044-200-2093
- (4) Language:
Japanese is the only language used in all the contract procedures

川崎市公告(調達) 第 2 号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和 5 年 1 月 10 日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名
動物愛護センター施設維持管理業務委託
- (2) 履行場所
川崎市動物愛護センター
川崎市中原区上平間1700番地 8
- (3) 履行期間
令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで
- (4) 業務概要
動物愛護センターの設備機器の保守点検及び管理、衛生設備の保守点検及び管理、並びに敷地内の植栽管理について、仕様書に基づき適切に実施し、良好な施設機能を維持する。業務の概要は次のア～オによる。
- ア エレベーター保守点検
イ 衛生設備保守点検
ウ 空調換気設備等保守点検等
エ 消防設備保守点検
オ 植栽管理
- 2 競争参加資格者に関する事項
この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。
- (1) 令和 4 年 10 月 7 日までに令和 5・6 年度競争入札参加資格の申請を行っており、令和 5・6 年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録が予定されている者。(ただし、落札決定にあたっては実際に登録されていることを要します。)
- (2) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第 2 条第 1 項各号による中小企業者であること。
- (3) 川崎市契約規則(昭和 39 年川崎市規則第 28 号)第 2 条の規定に該当する資格停止期間中でないこと。
- (4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (5) 入札期日において、令和 4 年 10 月 7 日までに令和 5・6 年度競争入札参加資格の申請を行っており、令和 5・6 年度川崎市業務委託有資格業者名簿の以下の業務・種目、全てで登録が予定されている者(ただし、落札決定にあたっては実際に登録されていることを要します。)
- ア 業種「施設維持管理」種目「エレベーター」
イ 業種「施設維持管理」種目「空調・衛生設備」
ウ 業種「施設維持管理」種目「消火設備保守」
エ 業種「施設維持管理」種目「その他維持管理」
オ 業種「樹木管理」種目「樹木管理」
- (6) 平成 30 年度以降で官公庁又は民間において、類似の契約実績があること。
- 3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布及び提出
一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争

- 参加の申込をしなければなりません。
- (1) 配布・提出場所及び問合せ先
〒211-0013
川崎市中原区上平間1700番地 8
川崎市動物愛護センター 庶務担当 内山
電 話 044-589-7137
F A X 044-589-7138
E-mail 40dobutu@city.kawasaki.jp
- (2) 配布・提出期間
令和 5 年 1 月 10 日(火)から令和 5 年 1 月 24 日(火)までの下記の時間。
午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで。
ただし、金曜日、土曜日及び休日を除く。
- (3) 提出物
ア 一般競争入札参加資格確認申請書
イ 実績調書及び契約実績を確認できる契約書等の写し
- (4) 提出方法
持参とします。
- 4 入札説明書等の交付
上記 3 により一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者に、無償で入札説明書及び仕様書を交付します。
また、入札説明書及び仕様書は上記 3(1)の場所において、令和 5 年 1 月 10 日(火)から令和 5 年 1 月 24 日(火)午後 5 時まで縦覧に供します。ただし、金曜日、土曜日及び休日を除く。
- 5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付
一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、令和 5・6 年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに令和 5 年 1 月 31 日(火)までに送付します。
- 6 入札参加資格の喪失
一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。
- (1) 上記 2 に定める入札参加資格を満たさなくなったとき。
(2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。
- 7 仕様に関する問合せ
(1) 問合せ先
上記 3(1)に同じ
(2) 問合せ期間
令和 5 年 1 月 10 日(火)から令和 5 年 2 月 7 日(火)までの下記の時間。
午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時

まで。

(3) 問合せ方法

「質問書」の様式に必要事項を記入し、上記 3(1)まで持参(午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで。ただし、金曜日、土曜日及び休日を除く)、あるいは F A X 番号又は電子メールアドレス宛て送付してください。また、「質問書」送付後、送付した旨を上記 3(1)の担当宛て電話にて速やかに連絡してください。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、令和 5 年 2 月 15 日(水)までに、競争参加者全てに F A X 又は電子メールにて回答します。

8 入札の手續等

(1) 入札方法等

ア 入札書の提出方法

持参とします。

イ 入札日時

令和 5 年 2 月 22 日(水)午後 2 時

ウ 入札場所

川崎市中原区上平間 1700 番地 8

川崎市動物愛護センター 3 階研修室

(2) 入札保証金

免除とします。

(3) 開札の日時

上記 8(1)イと同じ

(4) 開札の場所

上記 8(1)ウと同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第 14 条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得第 7 条で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手續等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第 33 条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の 10 パーセントを納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 前払金

否

(4) 議決の要否

当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決(令和 5 年 3 月頃)を要します。

(5) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等については、上記 3(1)の場所及び川崎市ホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。(http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html)

10 その他

(1) 詳細は、入札説明書によります。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口は、上記 3(1)と同じです。

(3) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

川崎市公告(調達) 第 3 号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和 5 年 1 月 10 日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

動物愛護センター脱臭装置フィルター設置交換等委託

(2) 履行場所

川崎市動物愛護センター 川崎市中原区上平間 1700 番地 8

(3) 履行期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

(4) 業務概要

動物愛護センターの光触媒による脱臭装置(FU-1 及び FU-2)のフィルターの脱臭機能維持のため、現行の光触媒フィルター(セラミックフィルター)及びプレフィルターを交換するものである。業務の概要は次のア～イによる。

ア 脱臭装置(FU-1 及び FU-2)光触媒フィルター交換

(ア) FU-1 用光触媒フィルター(ユニット小) 10 段(フィルター 20 枚)

(イ) FU-1 用光触媒フィルター(ユニット大) 20 段(フィルター 80 枚)

(ウ) FU-2 用光触媒フィルター(ユニット大) 6 段(フィルター 24 枚)

イ 脱臭装置プレフィルター交換・廃棄

(ア) FU-1 用プレフィルター(大) 4 個

- (イ) FU-1用プレフィルター (小) 2個
- (ウ) FU-2用プレフィルター (大) 3個
- (エ) FU-1、2用プレフィルター廃棄

2 競争参加資格者に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 令和4年10月7日までに令和5・6年度競争入札参加資格の申請を行っており、令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録が予定されている者。(ただし、落札決定にあたっては実際に登録されていることを要します。)
- (2) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。
- (3) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当する資格停止期間中でないこと。
- (4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (5) 入札期日において、令和4年10月7日までに令和5・6年度競争入札参加資格の申請を行っており、令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「施設維持管理」種目「空調・衛生設備」で登録が予定されている者(ただし、落札決定にあたっては実際に登録されていることを要します。)
- (6) 平成30年度以降で官公庁又は民間において、類似の契約実績があること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布及び提出
一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込をしなければなりません。

- (1) 配布・提出場所及び問合せ先
〒211-0013
川崎市中原区上平間1700番地8
川崎市動物愛護センター 庶務担当 内山
電 話 044-589-7137
F A X 044-589-7138
E-mail 40dobutu@city.kawasaki.jp
- (2) 配布・提出期間
令和5年1月10日(火)から令和5年1月24日(火)までの下記の時間。
午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。
ただし、金曜日、土曜日及び休日を除く。
- (3) 提出物
ア 一般競争入札参加資格確認申請書
イ 実績調書及び契約実績を確認できる契約書等の写し
- (4) 提出方法
持参とします。

4 入札説明書等の交付

上記3により一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者に、無償で入札説明書及び仕様書を交付します。

また、入札説明書及び仕様書は上記3(1)の場所において、令和5年1月10日(火)から令和5年1月24日(火)午後5時まで縦覧に供します。ただし、金曜日、土曜日及び休日を除く。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに令和5年1月31日(火)までに送付します。

6 入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 上記2に定める入札参加資格を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

7 仕様に関する問合せ

- (1) 問合せ先
上記3(1)に同じ
- (2) 問合せ期間
令和5年1月10日(火)から令和5年2月7日(火)までの下記の時間。
午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。
- (3) 問合せ方法
「質問書」の様式に必要事項を記入し、上記3(1)まで持参(午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。ただし、金曜日、土曜日及び休日を除く)、あるいはF A X番号又は電子メールアドレス宛て送付してください。また、「質問書」送付後、送付した旨を上記3(1)の担当宛て電話にて速やかに連絡してください。
- (4) 回答方法
質問に対する回答は、令和5年2月15日(水)までに、競争参加者全てにF A X又は電子メールにて回答します。

8 入札の手続等

- (1) 入札方法等
ア 入札書の提出方法
持参とします。
イ 入札日時
令和5年2月22日(水)午後2時30分
ウ 入札場所

川崎市中原区上平間1700番地 8
川崎市動物愛護センター 3 階研修室

- (2) 入札保証金
免除とします。
- (3) 開札の日時
上記 8(1)イと同じ
- (4) 開札の場所
上記 8(1)ウと同じ
- (5) 落札者の決定方法
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した
予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価
格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価
格をもって入札を行った者を落札者とします。ただ
し、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあり
ます。
- (6) 入札の無効
入札に参加する資格のない者が行った入札及び川
崎市競争入札参加者心得第 7 条で無効と定める入札
は、これを無効とします。

9 契約の手続等

- (1) 契約保証金
ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、
免除します。
イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納
入しなければなりません。
- (2) 契約書作成の要否
要
- (3) 前払金
否
- (4) 議決の要否
当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会におけ
る、本調達に係る予算の議決(令和 5 年 3 月頃)を
要します。

(5) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等
については、上記 3(1)の場所及び川崎市ホームペ
ージの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲
覧することができます。<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>

10 その他

- (1) 詳細は、入札説明書によります。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口は、上記 3(1)
と同じです。
- (3) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川
崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定め
るところによります。

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとお
り公告します。

令和 5 年 1 月 10 日

川崎市長 福 田 紀 彦

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名
川崎市動物愛護センター飼養管理等業務委託
- (2) 履行場所
川崎市動物愛護センター
川崎市中原区上平間1700番地 8
- (3) 履行期間
令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで
- (4) 業務概要
収容動物の給餌、哺乳、給水等の飼養、飼育室等
の洗浄消毒、食器・布類の洗浄消毒・滅菌について、
感染症予防に対応した飼養管理業務等を実施します。

2 競争参加資格者に関する事項
この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて
満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第
2条の規定に該当する資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による
指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和 4 年 10 月 7 日までに令和 5・6 年度競争入札
参加資格の申請を行っており、令和 5・6 年度川崎
市業務委託有資格業者名簿に業種「その他業務」種
目「その他」で登録が予定されている者(ただし、
落札決定にあたっては実際に登録されていることを
要します)。なお、有資格業者名簿に登録のない者
(入札参加業種・種目に搭載のない者を含む)は、
財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格
審査申請を令和 5 年 1 月 24 日までに行ってください。
- (4) 平成 30 年度以降で官公庁又は民間において、動物
飼養管理業務委託で同規模の契約実績があること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布及び提出
一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争
参加の申込みをしなければなりません。

- (1) 配布・提出場所及び問合せ先
〒211-0013
川崎市中原区上平間1700番地 8
川崎市動物愛護センター 庶務担当 梅田
電 話 044-589-7137
F A X 044-589-7138
E-mail 40dobutu@city.kawasaki.jp
- (2) 配布・提出期間
令和 5 年 1 月 10 日(火)から令和 5 年 1 月 24 日(火)まで
の下記の時間。
午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時

まで。

ただし、金曜日、土曜日及び休日を除く。

(3) 提出物

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 実績調書及び契約実績を確認できる契約書等の写し

(4) 提出方法

持参とします。

4 入札説明書等の交付

上記 3 により一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者に、無償で入札説明書及び仕様書を交付します。

また、入札説明書及び仕様書は上記 3(1)の場所において、令和 5 年 1 月 10 日(火)から令和 5 年 1 月 24 日(火)午後 5 時まで縦覧に供します。ただし、金曜日、土曜日及び休日を除く。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、令和 5・6 年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに令和 5 年 1 月 31 日(火)までに送付します。

6 入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) 上記 2 に定める入札参加資格を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

7 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

上記 3(1)に同じ

(2) 問合せ期間

令和 5 年 1 月 10 日(火)から令和 5 年 2 月 7 日(火)までの下記の時間。

午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで。

(3) 問合せ方法

「質問書」の様式に必要事項を記入し、上記 3(1)まで持参(午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで。ただし、金曜日、土曜日及び休日を除く)、あるいは F A X 番号又は電子メールアドレス宛て送付してください。

また、「質問書」送付後、送付した旨を上記 3(1)の担当宛てに電話にて速やかに連絡してください。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、令和 5 年 2 月 15 日(水)までに、競争参加者全てに F A X 又は電子メールにて回答し

ます。

8 入札の手続等

(1) 入札方法等

ア 持参による入札の場合

(ア) 入札書の提出日時

令和 5 年 2 月 22 日(水)午後 3 時 00 分

(イ) 入札書の提出場所

川崎市動物愛護センター 3 階 研修室

川崎市中原区上平間 1700 番地 8

イ 郵送による入札の場合

(ア) 入札書の提出期限

令和 5 年 2 月 21 日(火)午後 5 時 必着

(イ) 入札書の提出先

〒211-0013

川崎市中原区上平間 1700 番地 8

川崎市動物愛護センター 庶務担当 梅田

電 話 044-589-7137

(2) 入札保証金

免除とします。

(3) 開札の日時

上記 8(1)ア(ア)と同じ

(4) 開札の場所

上記 8(1)ア(イ)と同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第 14 条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得第 7 条で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第 33 条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の 10 パーセントを納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 前払金

否

(4) 議決の要否

当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決(令和 5 年 3 月頃)を要します。

(5) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等

については、上記3(1)の場所及び川崎市ホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。(http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html)

10 その他

- (1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 詳細は、入札説明書によります。
- (3) 関連情報を入手するための照会窓口は、上記3(1)と同じです。
- (4) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

11 Summary

- (1) The Nature and quantity of the services to be required
The contract for the consignment of Animal breeding management.
- (2) Time-limit for tender
3:00 P.M. February 22,2023 (Wednesday)
- (3) Time-limit for tender by mail:
5:00 P.M. February 21,2023 (Tuesday)
- (4) Language and currency used in the contract formalities:
Japanese language and currency
- (5) Contact point for the notice:
Animal Protect Center
Health and Medical Policy
Health and Welfare Bureau
Kawasaki City
1700-8 Kamihirama, Nakahara-Ku, Kawasaki City
Kanagawa Prefecture, 211-0013, Japan
TEL: 044-589-7137
FAX: 044-589-7138
E-mail: 40dobutu@city.kawasaki.jp

川崎市公告(調達)第5号

一般競争入札について次のとおり公告します。
令和5年1月10日

川崎市長 福田紀彦

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名
保護収容動物運搬等業務委託
- (2) 履行場所
指定場所
- (3) 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- (4) 業務概要

川崎市が保護収容した動物(犬、猫、いえうさぎ、いえばと、あひる、にわとり等)の運搬業務、収容動物に関連する運搬業務及び犬の捕獲の補助業務、並びに飼養管理の補助業務を行うもの。

2 競争参加資格者に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当する資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和4年10月7日までに令和5・6年度競争入札参加資格の申請を行っており、令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「倉庫・運送業務」種目「運送業務」で登録が予定されている者(ただし、落札決定にあたっては実際に登録されていることを要します。)
- (4) 平成30年度以降で官公庁又は民間において、動物収容運搬業務委託又は動物由来感染症に対応した運搬業務委託で同規模の契約実績があること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布及び提出
一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込をしなければなりません。

- (1) 配布・提出場所及び問合せ先
〒211-0013
川崎市中原区上平間1700番地8
川崎市動物愛護センター 庶務担当 梅田
電話 044-589-7137
FAX 044-589-7138
E-mail 40dobutu@city.kawasaki.jp
- (2) 配布・提出期間
令和5年1月10日(火)から令和5年1月24日(火)までの下記の時間。
午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。
ただし、金曜日、土曜日及び休日を除く。

(3) 提出物

- ア 一般競争入札参加資格確認申請書
- イ 実績調書及び契約実績を確認できる契約書等の写し

(4) 提出方法

持参とします。

4 入札説明書等の交付

上記3により一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者に、無償で入札説明書及び仕様書を交付します。

また、入札説明書及び仕様書は上記3(1)の場所において、令和5年1月10日(火)から令和5年1月24日(火)午

後 5 時まで縦覧に供します。ただし、金曜日、土曜日及び休日を除く。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、令和 5・6 年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに令和 5 年 1 月 31 日(火)までに送付します。

6 入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 上記 2 に定める入札参加資格を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

7 仕様に関する問合せ

- (1) 問合せ先
上記 3(1)と同じ
- (2) 問合せ期間
令和 5 年 1 月 10 日(火)から令和 5 年 2 月 7 日(火)までの下記の時間。
午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで。
- (3) 問合せ方法
「質問書」の様式に必要事項を記入し、上記 3(1)まで持参(午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで。ただし、金曜日、土曜日及び休日を除く)、あるいは F A X 番号又は電子メールアドレス宛て送付してください。また、「質問書」送付後、送付した旨を上記 3(1)の担当宛て電話にて速やかに連絡してください。
- (4) 回答方法
質問に対する回答は、令和 5 年 2 月 15 日(水)までに、競争参加者全てに F A X 又は電子メールにて回答します。

8 入札の手続等

- (1) 入札方法等
 - ア 入札書の提出方法
持参とします。
 - イ 入札日時
令和 5 年 2 月 22 日(水)午後 3 時 30 分
 - ウ 入札場所
川崎市中原区上平間 1700 番地 8
川崎市動物愛護センター 3 階研修室
- (2) 入札保証金
免除とします。
- (3) 開札の日時
上記 8(1)イと同じ

(4) 開札の場所

上記 8(1)ウと同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第 14 条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得第 7 条で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第 33 条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の 10 パーセントを納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 前払金

否

(4) 議決の要否

当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決(令和 5 年 3 月頃)を要します。

(5) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等については、上記 3(1)の場所及び川崎市ホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。(http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html)

10 その他

- (1) 詳細は、入札説明書によります。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口は、上記 3(1)と同じです。
- (3) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

川崎市公告(調達)第 6 号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和 5 年 1 月 10 日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名
有害鳥獣捕獲等業務委託
- (2) 履行場所
川崎市内全域

(3) 履行期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(4) 業務概要

市内に出没するアライグマ(カニクイアライグマを含む。以下、同様)、ハクビシン及びカラスの巣立ちビナ等の捕獲等により、生活被害の低減を図り安全な市民生活を確保することを目的とする。

2 競争参加資格者に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当する資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 令和4年10月7日までに令和5・6年度競争入札参加資格の申請を行っており、令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建物清掃等」種目「建築物ねずみこん虫等防除」で登録が予定されている者(ただし、落札決定にあたっては実際に登録されていることを要します)。

(4) 捕獲器具、処分機等器具、及び車両を所有し、速やかに被害現場で対応することが可能であること。

(5) 平成30年度以降で官公庁又は民間において、有害鳥獣捕獲等業務委託で同規模の契約実績があること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込をしなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒211-0013

川崎市中原区上平間1700番地8

川崎市動物愛護センター 庶務担当 梅田

電話 044-589-7137

FAX 044-589-7138

E-mail 40dobutu@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和5年1月10日(火)から令和5年1月24日(火)までの下記の時間

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。

ただし、金曜日、土曜日及び休日を除く。

(3) 提出物

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 実績調書及び契約実績を確認できる契約書等の写し

(4) 提出方法

持参とします。

4 入札説明書等の交付

上記3により一般競争入札参加資格確認申請書を提

出した者に、無償で入札説明書及び仕様書を交付します。

また、入札説明書及び仕様書は上記3(1)の場所において、令和5年1月10日(火)から令和5年1月24日(火)午後5時まで縦覧に供します。ただし、金曜日、土曜日及び休日を除く。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに令和5年1月31日(火)までに送付します。

6 入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) 上記2に定める入札参加資格を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

7 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

上記3(1)に同じ

(2) 問合せ期間

令和5年1月10日(火)から令和5年2月7日(火)までの下記の時間。

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。

(3) 問合せ方法

「質問書」の様式に必要な事項を記入し、上記3(1)まで持参(午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。ただし、金曜日、土曜日及び休日を除く)、あるいはFAX番号又は電子メールアドレス宛て送付してください。また、「質問書」送付後、送付した旨を上記3(1)の担当宛て電話にて速やかに連絡してください。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、令和5年2月15日(水)までに、競争参加者全てにFAX又は電子メールにて回答します。

8 入札の手続等

(1) 入札方法等

ア 入札書の提出方法

持参とします。

イ 入札日時

令和5年2月22日(水) 午後4時00分

ウ 入札場所

川崎市中原区上平間1700番地8

川崎市動物愛護センター 3階研修室

- (2) 入札保証金
免除とします。
- (3) 開札の日時
上記 8(1)イと同じ
- (4) 開札の場所
上記 8(1)ウと同じ
- (5) 落札者の決定方法
川崎市契約規則第 14 条の規定に基づいて作成した
予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価
格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価
格をもって入札を行った者を落札者とします。ただ
し、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあり
ます。
- (6) 入札の無効
入札に参加する資格のない者が行った入札及び川
崎市競争入札参加者心得第 7 条で無効と定める入札
は、これを無効とします。

9 契約の手続等

- (1) 契約保証金
川崎市契約規則第 33 条第 5 号の適用により免除し
ます。
- (2) 契約書作成の要否
要
- (3) 前払金
否
- (4) 議決の要否
当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会におけ
る、本調達に係る予算の議決（令和 5 年 3 月頃）を
要します。
- (5) 契約条項等の閲覧
川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等
については、上記 3(1)の場所及び川崎市ホームペー
ジの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲
覧することができます。(http://www.city.kawasaki.
jp/233300/index.html)

10 その他

- (1) 詳細は、入札説明書によります。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口は、上記 3(1)
と同じです。
- (3) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川
崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定め
るところによります。

川崎市公告（調達）第 7 号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和 5 年 1 月 10 日

川崎市長 福田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
令和 4 年度ネットワークセキュリティ診断委託契
約
- (2) 履行場所
川崎市川崎区東田町 5 - 4
川崎市役所第 3 庁舎ほか
- (3) 履行期間
契約日から令和 5 年 3 月 31 日まで
- (4) 調達概要
ネットワークセキュリティ診断委託
詳細は「入札説明書」によります。

2 競争参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべ
て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和 39 年川崎市規則第 28 号）第
2 条の規定に該当しないこと。
- (2) 令和 3・4 年度業務委託有資格業者名簿の業種が
「電算関連業務」に登録されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格指名停止等要綱による指
名停止期間中でないこと。
- (4) 情報処理推進機構が作成した「情報セキュリティ
サービス基準適合サービスリスト」の「情報セキュ
リティ監査サービス」に記載のある業者であること。
- (5) ネットワークセキュリティ診断について、本市ま
たは他の官公庁において類似の契約実績があること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び
問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争
入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。

- (1) 配布・提出場所及び問い合わせ先
〒210-8577 川崎市川崎区東田町 5 - 4
(第 3 庁舎 9 階)
総務企画局情報管理部情報化施策推進室
近藤・飯島
電話 044-200-3076
F A X 044-200-3752
E-mail 17jouhou@city.kawasaki.jp

- (2) 配布・提出期間
令和 5 年 1 月 10 日(火)から令和 5 年 1 月 16 日(月)まで
とします（土曜日、日曜日を除く、毎日午前 8 時 30
分から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時 15 分ま
で）。

- (3) 提出方法
持参に限る。

- 4 一般競争入札参加資格確認通知書及び入札説明書の
交付
一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、
次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付しま

す。

(1) 場所

3(1)に同じ

(2) 日時

令和 5 年 1 月 19 日(木)

午前 8 時 30 分から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時 15 分まで

(3) 入札説明書の交付

一般競争入札参加資格確認通知書の交付の際に併せて、無償で入札説明書を交付します。

また、入札説明書は 3(1)の場所において令和 5 年 1 月 10 日(火)から令和 5 年 1 月 16 日(月)まで縦覧に供します(土曜日、日曜日を除く、毎日午前 8 時 30 分から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時 15 分まで)。

ア 入札説明書配布日時

令和 5 年 1 月 19 日(木)

午前 8 時 30 分から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時 15 分まで

イ 場所

3(1)に同じ

5 仕様に関する問い合わせ先

3(1)に同じ

質問受付期間は、令和 5 年 1 月 19 日(木)から令和 5 年 1 月 24 日(火)までとします(土曜日、日曜日及び休日を除く、毎日午前 8 時 30 分から 12 時まで及び午後 1 時から午後 5 時 15 分まで)。質問については、入札説明書に添付の「質問書」にて受け付けます。また、FAX・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください。

なお、回答は、令和 5 年 1 月 26 日(木)までに全社に FAX またはメールにて送付します。

6 競争参加資格の喪失

競争参加資格があると認められたものが、開札前に上記 2 の各号のいずれかの条件を欠いたときは、競争入札参加資格を喪失します。

7 入札の手續等

(1) 入札金額・方法等

ア 入札は、総額(税抜き)を入札金額として行います。また、この金額には契約期間内のサービス提供及びサービスの導入に際して必要となる各種調査、設定、代行手續き等に係る一切の費用を含め見積るものとします。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額に課される消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者

であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載するものとします。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名を記載した封筒に封印して提出してください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 令和 5 年 1 月 30 日(月) 午後 1 時 30 分

イ 場所 川崎市役所 第 3 庁舎 9 階 開発室 II

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第 14 条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約の手續き等

(1) 契約保証金

免除とします。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 落札者は契約書 2 通を作成し、令和 5 年 2 月 3 日(金)午後 5 時 15 分までに 3(1)の場所に持参してください。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

9 その他

(1) 契約手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 関連情報を入手するための窓口 3(1)に同じ

川崎市公告(調達)第 8 号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和 5 年 1 月 10 日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件 名 労働会館改修工事

(2) 履行場所 川崎市川崎区富士見 2 丁目 5 番 2 号

(3) 履行期限 令和 6 年 12 月 27 日

(4) 工事概要

ア 工事内容 公会堂の改修工事及び付属棟の新築工事

- イ 構造 (公会堂) R C 造地下 1 階地上 5 階建て
(付属棟：設備棟) R C 造 1 階建て
(付属棟：ゴミ置場) R C 造 1 階建て
- ウ 最高高さ (公会堂) 20.00m
- エ 建物面積 建築面積：(公会堂) 2,802.97㎡
(設備棟) 346.45㎡
(ゴミ置場) 10.98㎡
延べ面積：(公会堂) 9,606.44㎡
(設備棟) 346.45㎡
(ゴミ置場) 10.98㎡

(5) 総合評価採用理由

本工事は、技術的な工夫の余地が小さい工事であり、また、施工の確実性を確保するために、入札参加者の施工能力、施工計画、信頼性・社会性等と入札価格を一体として評価することが妥当と認められることから、総合評価一般競争入札（簡易型）を採用します。

(6) 予定価格（税抜） 未定

(7) 本案件は、電子入札案件です。入札参加希望者は本市の電子入札システムにより競争入札参加申込を行ってください。ただし、提出期限までに電子入札システムの利用者登録ができない場合は、紙入札方式に代えることができます。

2 一般競争入札参加資格

本工事の入札は、混合入札により執行します。

入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしている 2 者（以下それぞれ「代表者」及び「構成員 2」という。）、3 者（以下それぞれ「代表者」、「構成員 2」及び「構成員 3」という。）又は 4 者（以下それぞれ「代表者」、「構成員 2」、「構成員 3」及び「構成員 4」という。）により結成されている共同企業体（以下「特定 J V」という。）又は単体企業でなければなりません。

ただし、特定 J V の出資割合は、2 者による特定 J V の場合には全ての構成員を 20% 以上、3 者による特定 J V の場合には全ての構成員を 15% 以上、4 者による特定 J V の場合には全ての構成員を 10% 以上とし、いずれの場合も代表者は、他の構成員の割合を上回らなければなりません。

(1) 特定 J V の資格条件

ア 全ての構成員に必要な条件

- (ア) 川崎市契約規則第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (ウ) 令和 4 年 10 月 7 日までに令和 5 ・ 6 年度競争入札参加資格の申請を行っており、令和 5 ・ 6

年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」で登録が予定されている者。ただし、落札決定にあたっては実際に登録されていることを要します。

(エ) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。

(オ) 本工事の他の特定 J V の構成員になっていないこと。

イ 特定 J V の代表者に必要な条件

(ア) 令和 5 ・ 6 年度川崎市競争入札参加資格申請時における経営事項審査の総合評定値通知書の「建築一式」の総合評定値が 1200 点以上であること。

(イ) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。

(ウ) 監理技術者資格者証（業種「建築」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。

※ 当該技術者は議決予定月において、他の工事に従事していない者でなければなりません。ただし、配置予定技術者が他の工事に従事している場合、落札候補者となった日において、議決予定月の前月末日までに他の工事の従事期間が終了する予定であることの確認を要します。

なお、特例監理技術者を配置する場合は、2 現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。

ウ 特定 J V の構成員 2、構成員 3 及び構成員 4 に必要な条件

(ア) 令和 5 ・ 6 年度川崎市競争入札参加資格申請時における経営事項審査の総合評定値通知書の「建築一式」の総合評定値が 920 点以上であること。

(イ) 建築工事業に係る建設業の許可を受けていること。

(ウ) 主任技術者（業種「建築」）を専任で配置できること。

※ 当該技術者は議決予定月において、他の工事に従事していない者でなければなりません。ただし、配置予定技術者が他の工事に従事している場合、落札候補者となった日において、議決予定月の前月末日までに他の工事の従事期間が終了する予定であることの確認を要します。

(2) 単体企業の資格条件

「(1) 特定 J V の資格条件」のうち「ア 全ての構成員に必要な条件」及び「イ 特定 J V の代表者に

必要な条件」を全て満たす者であること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、2(1)イ(イ)については一般建設業の許可でも可とし、2(1)イ(ウ)については主任技術者でも可とします。

なお、本工事に監理技術者補佐を専任で配置する場合は、当該配置予定監理技術者は、2現場までの兼任を可とします。

※ 2(1)ア(ウ)の条件を満たしていない者(現在登録を予定しているが当該業種で登録を予定されていない者を含む。)は財政局資産管理部契約課に所定の様式を持参の上、資格審査申請を令和5年1月19日(木)までに行ってください。審査の結果、資格があると認められた場合は、2(1)ア(ウ)の条件を満たしているものとして取扱います。競争入札参加資格審査申請については下記3(2)にお問い合わせください。

※ 配置予定技術者は直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを要します。

3 設計図書類の縦覧及び配布

本案件は、設計図書の電子化実施対象案件です。入札参加申込みをした者には、本工事の設計図書を次により、電子媒体(DVD-R)で配布します。事前に契約課建築契約係(電話:044(200)2100)に電話連絡の上、配布時間の指定を受けてください。受け取りの際には、一般競争入札参加申込書を電子入札システムにより提出した場合は、提出完了時に表示される競争入札参加申込書提出完了画面を印刷したもの(紙により申込した場合は一般競争入札参加申込書の写し)又は資格確認通知書を持参してください。また、いずれの場合も受取人の名刺を持参してください。

(1) 縦覧及び配布期間

令和5年1月10日(火)から令和5年3月10日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から正午まで、午後1時から午後5時まで)

(2) 場所

川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係
川崎市川崎区宮本町6番地
明治安田生命ビル13階
電話 044-200-2100

4 特定JV新規登録申請

特定JVは、次の手続きが必要となります。

(1) 登録申請

入札参加申込締切日の前日までに、特定JV新規登録申請を行ってください。

本工事の特定JV新規登録申請は、業者登録システムによる申請により行います。

申請方法については、入札公表詳細に掲げている「特定JV新規登録申請について(操作説明ダイジェスト版)」を御覧ください。

(2) 申請受付

申請が受け付けられた場合、「申請受付完了」画面が表示されるとともに、登録した特定JV代表者の令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「工事」の委任先メールアドレスに「申請受付通知」が送信されます。また、翌日に特定JVとしての業者番号が記載された「JV登録完了通知」が送信されます。

(3) 参加申込時の注意点

下記5のとおり、入札参加申込を行ってください。入札参加申込は、特定JVとしての業者番号を使用してください。JV登録完了通知に記載されている業者番号以外で入札参加申込を行ったものは無効となる場合がありますので御注意ください。

(4) 共同企業体協定書及び委任状の提出(「入札公表詳細」に掲げる様式を使用)

次の期間内に、申込場所に持参又は郵送により提出してください。

提出期間:「入札公表詳細」の公表日から申込締切日の午前8時30分から正午まで、午後1時から午後5時まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。提出期間内必着。)

5 一般競争入札参加申込書等の提出

※ 特定JVの場合、入札参加申込締切日の前日までに上記4の特定JV新規登録申請がされていないと、電子入札システムでの参加申込ができません。

※ 「入札情報かわさき」の「電子入札」に掲載している川崎市電子入札運用基準の中の「入札参加申込について」を必ず御覧ください。

(1) 電子入札システムによる入札参加申込を行う場合 電子入札システムへの添付書類及び申込書提出期間

添付書類: 不要

提出期間:「入札公表詳細」の公表日から申込締切日の午前8時~午後8時、ただし、特定JVの場合は、JV登録完了通知受領後から申込締切日の午前8時~午後8時

(2) 紙により入札参加申込を行う場合

申込提出場所に提出する書類

一般競争入札参加申込書

※ 一般競争入札参加申込書は、ホームページ「入札情報かわさき」-「ダウンロードコーナー」-財政局「入札参加手続関係」からダウンロードで

きます。なお、特定 J V の場合は、「住所」欄は「特定 J V の所在地」、「商号又は名称」欄は「特定 J V の名称」、「代表者職氏名」欄は「特定 J V 代表者の代表者職氏名」を記載してください。

※ 特定 J V の場合は、上記 4(4)と同時の提出を可とします。同時に提出する場合、一般競争入札参加申込書の業者番号は、空欄として提出してください。

提出期間：「入札公表詳細」の公表日から申請申込締切日の午前 8 時 30 分から正午まで、午後 1 時から午後 5 時まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

6 仕様書等の積算に関する質問・回答

(1) 質問

次により仕様書等の積算内容に関してのみ、質問ができます。

(入札参加資格等に関する質問は、上記 3(2)にお問合せください。)

なお、仕様書等の積算内容以外の質問は受け付けません。入札参加者以外からの質問には回答しませんので御注意ください。

ア 電子入札システムによる質問方法

質問は、原則として、電子入札システムにより提出してください。質問入力方法の詳細については、ホームページ「入札情報かわさき」－「ダウンロードコーナー」－財政局「入札参加手続関係」に掲載している「電子入札システム質問回答機能操作方法」を参照してください。

※ 電子入札システムの質問内容欄に質問が入りきらない場合については、ホームページ「入札情報かわさき」－「ダウンロードコーナー」－財政局「入札参加手続関係」に掲載している「質問書(契約課契約用)」を Excel 形式のまま、電子入札システム上に添付して提出してください。

イ 入力・提出期間

「入札公表詳細」による。

※ ただし、電子入札システムによりがたい者は、上記 3(2)に、入力・提出期間の最終日午後 3 時までに質問書を持参してください。(持参については市役所開庁時間に限る。)なお、質問書は、ホームページ「入札情報かわさき」－「ダウンロードコーナー」－財政局「入札参加手続関係」に掲載している「質問書(契約課契約用)」を使用してください。また、質問書の持参提出後、質問締切日時までに質問書をエクセルデータのまま、契約事務担当宛(23keiyak@city.kawasaki.jp)にメールにて送付してください

(質問締切日時時点で持参又はメール送付のどちらか一方のみしか確認ができない場合には、質問受付をいたしません。)

(2) 回答

ア 回答日 「入札公表詳細」による。

イ 回答方法

回答については、入札参加者から質問が提出された場合にのみ、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書(PDFファイル)をホームページ「入札情報かわさき」－「業者登録システム」－「仕様書等ダウンロード」にて掲載します。なお、質問がなかった場合には、掲載はいたしません。

質問回答書は、競争入札参加資格があると認められた入札参加者が確認通知書を受信後に閲覧又は取得できます。閲覧又は取得方法の詳細についてホームページ「入札情報かわさき」－「ダウンロードコーナー」－財政局「入札参加手続関係」に掲載している「見積用設計図書・積算内訳書取得マニュアル」を御覧ください。

なお、回答後の再質問については受付をいたしません。

7 入札参加資格の喪失

上記 2 の各号いずれかの条件を欠いたときは、入札参加資格を喪失します。

8 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、参加資格業種に登録が予定されていることを確認し、その結果を確認通知書にて、令和 5・6 年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「工事」の委任先メールアドレスに、申請申込締切日後 1 週間以内に送付します。当該委任先メールアドレスに登録していない者には FAX で送付します。

なお、この確認通知は、申込時の登録情報により通知しているもので、最終的な入札参加資格の審査は、開札後、入札参加申込時に遡って、提出書類等の確認を行い、入札参加資格の有無を審査します。この結果、入札参加資格が無く申し込みを行った入札者の入札は無効とします。

9 入札手続等

次により入札を執行します。

(1) 入札書及び積算内訳書の提出

原則、電子入札システムによります。

ただし、電子入札システムによりがたい者は、紙入札方式で入札予定日時に上記 3(2)に持参又は下記 9(2)アに郵送してください。代理人をもって入札を行う場合は、委任状を持参してください。委任状の提出がない場合、押印漏れ等の不備がある場合は入

札に参加できない場合があります。また、入札書に代表者の押印並びに代理人氏名の記入及び押印が必要となります(代理人の印鑑は委任状に押印したものと同一印鑑を使用してください)。

入札額に相応する積算額が記入されている積算内訳書を、入札、再度入札の際に提出してください。

積算内訳書の書式は確認通知書受信後に取得できます。取得方法については、ホームページ「入札情報かわさき」-「ダウンロードコーナー」-「財政局「入札参加手続関係」に掲載している「見積用設計図書・積算内訳書取得マニュアル」を御覧ください。

ア 電子入札システムによる入札の場合

入札書の提出期限 令和5年3月10日(金)
午後4時

イ 持参による入札の場合

(ア) 入札書の提出期限 令和5年3月10日(金)
午後5時

(イ) 入札書の提出場所 上記3(2)と同じ

ウ 郵送(書留郵便に限る。)による入札の場合

(ア) 入札書の提出期限 令和5年3月10日(金)必着
(イ) 入札書の提出先 下記9(2)アと同じ

(2) 総合評価落札方式評価項目算定資料の提出

「総合評価落札方式評価項目算定資料」(以下「算定資料」という。)は、下記9(2)アに令和5年3月10日(金)午後5時(必着)までに提出してください。提出方法は原則郵送等によるものとします。持参の場合は下記9(2)イによるものとします。

この際、以下の書類も併せて提出してください。

・下請契約に関する誓約書(第3号様式)

ホームページ「入札情報かわさき」-「ダウンロードコーナー」-「財政局「入札参加手続関係」の中の「下請契約に関する誓約書(第3号様式)」を提出してください。

※ 本工事を一般建設業の許可を受けている者が受注する場合、下請契約の請負金額の合計が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)以上となることは、法令上認められていません。

※ 特定建設業の許可を有していて監理技術者を配置する場合は不要です。

ア 郵送等

期日までに到着するように、書留郵便等配達の方法が残る方法で送付してください。

また、送付後に財政局契約課建築契約係(電話:044(200)2100)に郵送提出した旨の連絡をお願いします。

送付先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所財政局資産管理部契約課建築契約係

※ 封筒には「総合評価落札方式評価項目算定資料在中(工事件名)」と大きく書いてください。

イ 持参

持参により提出する場合は、事前に契約課建築契約係(電話044-200-2100)に電話連絡の上、提出日時の指定を受けてください。事前に連絡がないもの、指定した日時以外に持参したものについては提出を認めません。

※ 持参の場合、封筒に「算定資料」を封入の上、提出することとします。封筒には「総合評価落札方式評価項目算定資料在中(工事件名)」と大きく書いてください。

ウ 算定資料

入札説明書別表1「総合評価落札方式評価項目算定資料」のとおり。

「算定資料」の様式は「入札公表詳細」から取得できます。

エ 提出された「算定資料」は返却しません。

10 総合評価落札方式の評価方法

(1) 評価項目の評価区分及び配点について

総合評価落札方式評価項目算定資料3号別紙「評価項目に対する配点及び自己採点表(以下「配点表」という。)」のとおり。

(2) 技術評価点の算出について

ア 本工事の入札参加資格を満たし、且つ提出された「算定資料」において評価基準に「無効」の項目がない者に標準点として100点を与えます。

イ 提出された「算定資料」について、「配点表」に基づき審査し、次の算式により求められた加算点と上記の標準点との合計を技術評価点とします。
加算点 = (入札参加者の得点合計 / 評価項目の配点合計) × 設定加算点

※小数点第5位以下切捨て

技術評価点 = 標準点 + 加算点

(3) 特定JVの評価について

特定JVでの申請における各評価項目の評価は、特定JVの代表者を対象に行うものとします。ただし、「配点表」の「企業の信頼性・社会性」の「官公需適格組合であること」については、特定JVの構成員(代表者を含む)を対象に評価を行うものとします。

(4) 審査方法について

審査の経緯は、原則として非公開とします。なお、

審査の過程において、提案内容に対するヒアリングを行う場合があります。実施する場合のみ該当者に連絡します。

11 開札予定日時及び場所

- (1) 開札予定日時 令和 5 年 3 月 23 日(木)午前 10 時
- (2) 開札場所 川崎市役所 財政局 資産管理部
契約課 建築契約係

12 落札者の決定方法

(1) 総合評価点の算出方法

予定価格の範囲内の金額で入札した者のうち、次の算式によって求められた総合評価点の最も高い者を落札候補者とします。また、最も高い者が複数ある場合には、くじにより落札候補者を決定します。

$$\text{総合評価点} = (\text{技術評価点} / \text{入札価格}) \times 100,000,000$$

※ 小数点第 5 位以下切捨て

※ ただし、調査基準価格(税抜)未満の金額で入札した者については、入札価格を調査基準価格(税抜)に置き換えた次の式により総合評価点を算出します。

$$\text{総合評価点} = (\text{技術評価点} / \text{調査基準価格(税抜)}) \times 100,000,000$$

(2) 落札者の決定

当該落札候補者について上記 2 に示した条件を満たしているかどうかの最終的な資格審査を実施し、その者の入札価格が調査基準価格(税抜)を下回っている場合には、併せてその者の入札価格による当該契約の適正な履行の確保についての適否を判断し、落札者として決定します。これら審査等の結果、当該落札候補者に資格がないと認めるとき又はその者の入札価格によっては、当該契約の適正な履行が確保されない恐れがあると認められるときは、当該入札を無効とし、順次、総合評価点の高い入札者について、必要に応じて、同様の審査等を実施し落札者を決定します。

※ 調査基準価格及び価格失格基準については、入札情報かわさきに掲げている「川崎市建設工事低入札価格調査取扱要領・運用指針」を御覧ください。

(3) 価格失格基準の設定 「有」

※ 落札候補者の入札価格が調査基準価格(税抜)を下回る場合において、積算内訳書に記載された積算額が価格失格基準のいずれかを下回った場合は、当該落札候補者を失格とします。

(4) 特定 J V の構成員の配置予定技術者届等の提出 (※特定 J V の場合に提出)

落札候補者は特定 J V の代表者以外の構成員の配置予定技術者に係る書類の提出が必要となります。

積算疑義申立てに関する手続期間の終了後に財政局資産管理部契約課から落札候補者へ電話連絡します。

落札候補者におかれては、契約事務担当宛(23keiyak@city.kawasaki.jp)に次の書類を翌日正午までに提出してください。提出は特定 J V の代表者が行ってください。落札候補者となった時点における最新版を使用してください。

ア 構成員の配置予定技術者届(第 1 号様式その 2) ホームページ「入札情報かわさき」-「ダウンロードコーナー」-財政局「入札参加手続関係」に掲載している「配置予定技術者届(第 1 号様式その 2)」

イ 構成員の配置予定主任技術者の 1、2 級の技術検定合格証明書等の写し、又は建設業法第 7 条第 2 号イ、ロ、ハのいずれかの条件を満たす主任技術者経歴証明書。(ホームページ「入札情報かわさき」-「ダウンロードコーナー」-財政局「入札参加手続関係」に掲載している「主任技術者経歴証明書(第 2 号様式)」)

ウ 構成員の配置予定技術者の雇用関係を確認できる書類(健康保険被保険者証等)

エ 構成員の営業所における専任技術者証明書

※ 技術者の専任が必要な案件について本市で営業所の専任技術者情報が確認できない場合のみ提出。

(5) 監理技術者補佐の配置予定技術者届等の提出 (※特例監理技術者を配置予定の場合に限る。)

落札候補者は配置予定監理技術者補佐に係る書類の提出が必要となります。積算疑義申立てに関する手続期間の終了後に財政局資産管理部契約課から落札候補者へ電話連絡します。落札候補者におかれては、「発注情報詳細」の契約事務担当に次の書類を翌日正午までに提出してください。

ア 配置予定監理技術者補佐の配置予定技術者届(第 1 号様式その 3) ホームページ「入札情報かわさき」-「ダウンロードコーナー」-財政局「入札参加手続関係」に掲載している「配置予定技術者届(第 1 号様式その 3)」

イ 配置予定監理技術者補佐の資格を有する書類(一級施工管理技士等の国家資格者などの合格証など)

※ 監理技術者補佐となるためには、主任技術者の資格を有する者(法第七条第二号イ、ロ又はハに該当する者)のうち一級の技術検定の第一次検定に合格した者(一級施工管理技士補)又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者で

あることが必要です。なお、監理技術者補佐として認められる業種は、主任技術者の資格を有する業種に限られます。

ウ 配置予定監理技術者補佐の雇用関係を確認できる書類（健康保険被保険者証等）

※ 特例監理技術者を配置する予定がある場合は、配置予定の当該監理技術者を既に配置している別の工事の工事監督部署に対し、その旨事前に説明を行うようにしてください。

※ 特例監理技術者が 2 現場を兼任するにあたって、各現場に監理技術者補佐を専任配置していないと建設業法違反となりますので、御注意ください。

※ 本市による資格審査終了後は、原則として、上記(4)及び(5)により届け出た配置予定技術者の変更はできません。

※ 配置予定技術者を配置できない場合

落札候補者となったにもかかわらず、「正当な理由」なしに技術者を配置できずに契約を締結できない場合は、川崎市競争入札参加者指名停止等要綱別表第 2 第 15 号「本市発注の競争入札において、正当な理由なく指定された期限までに本市が指定した参加資格の確認書類を提出しないとき。」に該当するものとして、指名停止措置の対象となりますので、十分に御注意ください

(6) 入札の無効

ア 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札はこれを無効とします。

イ 「算定資料」及び積算内訳書の提出がない者又は不備がある者の入札はこれを無効とします。

※ 「簡易型」における提案書作成時等の注意点と提案における「評価しない」「無効」の取扱いについては、「川崎市総合評価落札方式のガイドライン」を御覧ください。

ウ 「算定資料」による評価で、一項目でも「無効」に該当するものがあった者の入札はこれを無効とします。(技術評価点は計算せず、落札者としません。)

(7) 設計書に係る積算内容の確認及び疑義申立て

本工事の設計書に係る積算内容の確認及び疑義申立て先は、まちづくり局施設整備部公共建築担当です。

※ 積算疑義申立て制度の詳細については、ホームページ「入札情報かわさき」-「ダウンロードコーナー」-財政局「契約関係規定」に掲載している「工事請負契約の入札に係る積算疑義申立て手続に関する取扱要綱」を御覧ください。

(8) 評価結果等の公表

落札者を決定したときは、落札者その他の入札参加者の評価結果について、「入札情報かわさき」にて公表します。

公表された自らの評価結果について疑義がある場合は、公表された日から起算して 2 日以内に所定の様式（様式第 9 号）により照会することができます。

13 加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応

(1) 本工事の請負人が技術評価点において加算点を得た評価項目の一部又は全部について、工事の完成検査の結果、加算点を得るに至った評価区分の基準を満たしておらず、その責が請負人にあると認められる場合には、工事成績評定点の減点対象とします。

(2) 契約後に、建設業法に抵触しない範囲で、工事担当課と協議の上、技術者の変更が認められた場合は、変更後の技術者を評価対象として総合評価点を再計算します。この結果、入札時に比して当該評価点が下がった場合、原則として工事成績評定点の減点対象となります。

(3) 入札参加者が提出した「算定資料」に虚偽の記載等が明らかに悪質な行為があったと認められる場合には、川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱の規定に基づき指名停止等の適切な措置を講じます。

14 契約手続等

次により契約を締結します。ただし、当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における本調達に係る予算の議決（令和 5 年 3 月頃）を要します。

(1) 契約書の作成 要

(2) 契約保証金

契約金額の 10% とします。ただし、川崎市金銭会計規則第 8 条に定める有価証券（振替債を除く）の提供、又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除します。

なお、低入札価格調査を行った契約については、契約保証金 10% を 30% に加増します。

(3) 前払金 入札公表詳細を参照のこと。

中間前払金の適用については、ホームページ「入札情報かわさき」-「ダウンロードコーナー」-財政局「契約関係規定」に掲載している「川崎市公共工事の前払金に関する規則」、「川崎市公共工事中間前払金取扱要綱」を御覧ください。

本工事は、債務負担行為に係る契約の特則（川崎市工事請負契約約款第 67 条）に基づく、支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額を設定します

(前払金は会計年度毎の請求となり、前払金の額は各会計年度の出来高予定額に応じた額となります。)

(4) 議決を要する契約

本工事は、川崎市契約条例第 5 条に基づき、契約の締結に当たり、市議会の議決を要しますので、市議会(令和 5 年 6 月頃)で議決を得たときに契約を締結します。また、落札者には、その旨を記載した仮契約書を交付します。

15 特定工事請負契約(公契約対象)

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第 7 条第 1 項第 1 号に規定する特定工事請負契約(公契約)に該当します。

特定工事請負契約においては、川崎市契約条例第 8 条各号に掲げる事項を定めます。

特定工事請負契約は、下請も含め、市の定める基準を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。下請も含めて契約に違反した場合は受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性もありますので、入札に臨まれる際は十分に御注意ください。

詳しくは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及びホームページ「入札情報かわさき」の「特定工事請負契約」及び「特定業務委託契約の手引」を御確認ください。

16 下請負人の制限

健康保険法第 48 条、厚生年金保険法第 27 条、雇用保険法第 7 条の届出の義務を履行していない建設業者を下請負人とした場合は、契約違反となる場合がありますので御注意ください。

※ 平成 31 年 4 月 1 日から、制限の対象を 1 次下請負人に限らず「全ての下請負人」に拡大しておりますので御注意ください。

17 その他

(1) 本工事は、川崎市入札契約に関する共通事項(工事・市長事務部局・総合評価一般競争入札)の規定によらず、入札公告及び入札説明書の内容によるものとします。

(2) 当該契約において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限ります。

(3) 関連情報を入手するための照会窓口
上記 3(2)と同じ

(4) 契約条項等の閲覧
川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市総合評価一般競争入札実施要綱及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記 3(2)にて閲覧できます。

(5) 指定様式について

指定様式については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の入札公表詳細からダウンロードができます。ダウンロードすることができない者につ

いては上記 3(2)にて配布いたします。

(6) 週休 2 日制確保モデル工事の試行対象に該当するかについては、個別案件の仕様書を御確認ください。

※ 「川崎市週休 2 日制確保モデル工事試行実施要領」については、下記を御覧ください。

URL: <https://www.city.kawasaki.jp/500/page/0000105342.htm>

(7) 指名停止期間中の川崎市競争入札参加資格者との下請契約は認められておりませんので御注意ください。

【抜粋】川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱(下請等の禁止)

第 7 条 指名停止の期間中の有資格業者が、本市の契約に係る下請けをし、若しくは受託をすることを承認しないものとする。ただし、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続きの申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続きの申立てをしたことによる指名停止中の場合は、この限りでない。

(8) 契約締結後、当該工事の施工にあたっては、原則、下請人も含めて建設業退職金共済制度の履行が必要となります。

(9) 入札説明書の交付について

本工事に係る入札説明書は「入札情報かわさき」の「入札公表詳細」に掲載するほか、上記 3(1)の期間に上記 3(2)の場所で配布します。

18 Summary

(1) Subject matter of the contract:

Renovation of Labor Hall

(2) Time-limit for tender(electronic tender system):

4:00 p.m 10 March 2023

(3) Time-limit for tender(direct delivery) :

5:00 p.m 10 March 2023

(4) Deadline for tender (by registered mail) :

10 March 2023

(5) Contact point for the notice:

KAWASAKI CITY OFFICE

Contract Section

Asset Maintenance Department

Finance Bureau

1 ,Miyamoto-cho, Kawasaki-ku

Kawasaki, Kanagawa 210-8577 Japan

TEL: 044-200-2100

19 契約事務スケジュール

公告	令和 5 年 1 月 10 日(火)
競争入札参加申込	令和 5 年 1 月 10 日(火)から 令和 5 年 1 月 26 日(木)まで
資格確認通知送付	令和 5 年 1 月 31 日(火)(予定)

仕様書等に関する質問書受付	令和5年2月8日(水)まで
仕様書等に関する質問書への回答	令和5年2月15日(水)(予定)
入札書・算定資料提出開始	令和5年2月15日(水)から
入札書・算定資料提出締切	令和5年3月10日(金)
開札予定日	令和5年3月23日(木)
落札者決定、結果公表	令和5年3月31日(金)(予定)
仮契約書の交付	落札時に交付
本契約締結	市議会議決後 (令和5年6月ごろ)(予定)

※ 総合評価点の最も高い入札者の入札価格が調査基準価格を下回っている場合は、低入札価格調査を行いますので、落札者の決定及び結果公表は標記日程より遅くなる場合があります。

川崎市公告(調達)第9号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年1月10日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

川崎市役所第2庁舎ほか1施設で使用する電力の供給に関する契約

(2) 履行場所

川崎市川崎区砂子1-9-3 ほか1か所

(3) 履行期間

令和5年4月1日から令和5年11月30日まで

(4) 調達概要

上記期間内における単価納入契約の締結
調達見込数量 約1,301,000キロワット時

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 1(2)の場所を含む区域における電気の供給について、小売電気事業者として登録を受けている者であること。

(2) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 入札期日において令和5・6年度製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「その他物品販売」種目「電気供給」に登録されていること。なお、有資格業者名簿に登録のない者(入札参加業種に搭載のない者も含む。)は財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を令和5年1月18日(水)までに行うこと。

(5) 調達される電気の品質及び数量について、仕様書の内容を遵守し、確実に納入することができるとともに、アフターサービスを本市の求めに応じて、速やかに提供できること。

(6) 川崎市環境配慮電力入札実施要綱(平成20年10月1日制定)第4条第2項に基づき、Aランク又はBランクに格付けされている者であること。なお、Aランク又はBランクに格付けのない者は環境局地球環境推進室に所定の様式により、評価の申請を令和5年1月18日(水)までに行うこと。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書を提出してください。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-8577

川崎市川崎区東田町5-4

川崎市役所第3庁舎4階

総務企画局総務部庁舎管理課 庁舎設備担当

電話 044-200-3555(直通)

FAX 044-200-3749

E-mail 17tyosya@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和5年1月10日(火)から令和5年1月18日(水)までの午前9時00分から午後5時00分まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日並びに平日の正午から午後1時00分までを除きます。

4 入札説明会及び入札説明書

(1) 入札説明会

実施しません。

(2) 入札説明書の交付

調達の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、「3(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先」の場所において、「3(2) 配布・提出期間」の期間で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市のWEBページ(<https://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000146638.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 日時

令和5年1月30日(月) 午後5時00分まで

ただし、有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、同日の未明に

電子メールで配信されます。

(2) 場所

「3(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。

6 仕様に関する問い合わせ

(1) 問い合わせ先

「3(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。

(2) 質問受付期間

令和 5 年 1 月 10 日(火)から令和 5 年 2 月 6 日(月)までの午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分までとします。ただし、土曜日、日曜日及び祝日並びに平日の正午から午後 1 時 00 分までを除きます。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

持参、電子メール、F A X 又は郵送によります。(電子メール又は F A X で送付した場合は、送付した旨を「3(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先」の問い合わせ先に電話にて御連絡ください。)

ア 電子メール 17tyosya@city.kawasaki.jp

イ F A X 044-200-3749

ウ 郵送 「3(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。ただし、「6(2) 質問受付期間」の期間内に必着のこと。

(5) 回答方法

令和 5 年 2 月 10 日(金)午後 5 時 00 分までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又は F A X にて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

7 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札金額は予定使用電力量に対する総価で行います。入札者は見積った金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に入れ封印して持参してください。

ウ 契約電力の基本料金単価及び電力量料金単価を基に総価を算出してください。なお、基にした単

価に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額をもって、契約を締結するものとします。

(2) 入札書の提出方法及び入札・開札の日時・場所

ア 持参による入札の場合

(ア) 入札日時

令和 5 年 2 月 20 日(月) 午前 11 時 00 分

(イ) 入札場所

川崎市川崎区東田町 5 - 4

川崎市役所第 3 庁舎 12 階 共用会議室

イ 郵送による入札の場合

(ア) 入札書の提出期限

令和 5 年 2 月 17 日(金) 必着

(イ) 入札書の提出先

3(1)と同じ

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第 14 条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第 7 条に該当する入札は無効とします。

9 契約の手続き等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第 33 条 5 号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の 10% を納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 前払金

否

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記 3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先」と同じです。

(3) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決(令和 5 年 3 月頃)を

要します。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of product to be purchased:
Electricity about 1,301,000kWh to use at
Kawasaki City Office Building No.2 and 1 other
building
- (2) Time-limit for tender:
11:00 A.M. February, 20, 2023
- (3) Time-limit for tender by mail:
February, 17, 2023
- (4) Contact point for the notice :
KAWASAKI CITY OFFICE
City Hall Management Section
General Administration Department
General Affairs and Planning Bureau
5-4 Higasida-cho, Kawasaki-ku
Kawasaki City, Kanagawa, 210-8577, JAPAN
Tel 044-200-3555

税 公 告

川崎市税公告第157号

次の市税に係る納税通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和 4 年12月16日

川崎市長 福田 紀彦

年度	税 目	期別	この公告により 変更する納期限	件数 備考
令和 4 年度	市民税・県民税 (普通徴収)	11月 随時分 以降	令和 5 年 1 月 4 日 (11月随時分)	計50件
令和 4 年度 (令和 3 年度 課税分)	市民税・県民税 (普通徴収)	11月 随時分	令和 5 年 1 月 4 日 (11月随時分)	計 7 件

(別紙省略)

川崎市税公告第158号

次の市税に係る課税額変更（取消）通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和 4 年12月16日

川崎市長 福田 紀彦

年度	税 目	期別	この公告により 変更する納期限	件数 備考
令和 4 年度	市民税・県民税 (普通徴収)	第 1 期 分以降	/	計 1 件

(別紙省略)

川崎市税公告第159号

差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和 4 年12月16日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第160号

差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和 4 年12月16日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第161号

交付要求通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和 4 年12月16日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

上下水道局告示

川崎市上下水道局告示第49号

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者
の指定について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成
10年川崎市水道局規程第3号）第4条の規定に基づき、
川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者として次の者
を指定したので、同規程第9条第1号の規定により告示
します。

令和4年12月23日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

- 1 指 定 番 号 第1876号
氏名又は名称 株式会社上田設備
住 所 神奈川県川崎市宮前区宮崎二丁目7
番地43エスティー宮崎台1F
代表者氏名 上田 淳
指定年月日 令和5年1月1日
有効期限 令和9年12月31日
- 2 指 定 番 号 第1877号
氏名又は名称 株式会社N-Vision
住 所 広島市中区鶴見町8番57号
代表者氏名 中村 信幸
指定年月日 令和5年1月1日
有効期限 令和9年12月31日
- 3 指 定 番 号 第1878号
氏名又は名称 合同会社オフィスララ
住 所 千葉県袖ヶ浦市蔵波2960番地123
代表者氏名 藤沼 由佳
指定年月日 令和5年1月1日
有効期限 令和9年12月31日
- 4 指 定 番 号 第1879号
氏名又は名称 サリミトレーディング株式会社
住 所 東京都港区赤坂九丁目6番30-515
号
代表者氏名 サリミ・ファリボス
指定年月日 令和5年1月1日
有効期限 令和9年12月31日
- 5 指 定 番 号 第1880号
氏名又は名称 株式会社アモール
住 所 東京都町田市つくし野二丁目33番地
1
代表者氏名 和知 幹夫
指定年月日 令和5年1月1日
有効期限 令和9年12月31日
- 6 指 定 番 号 第1881号

- 氏名又は名称 Y'sカンパニー
住 所 川崎市川崎区大島上町22番19号
リポーンハイツ107
代表者氏名 吉田 清
指定年月日 令和5年1月1日
有効期限 令和9年12月31日
- 7 指 定 番 号 第1882号
氏名又は名称 佐舗設備
住 所 川崎市宮前区南野川1丁目18番14号
代表者氏名 佐舗 義隆
指定年月日 令和5年1月1日
有効期限 令和9年12月31日
 - 8 指 定 番 号 第1883号
氏名又は名称 有限会社MYS
住 所 埼玉県さいたま市北区別所町76-8
代表者氏名 堀江 成章
指定年月日 令和5年1月1日
有効期限 令和9年12月31日

川崎市上下水道局告示第50号

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者
の指定事項の変更について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成
10年川崎市水道局規程第3号）第6条の規定に基づき、
次の指定給水装置工事事業者の指定事項の変更を行いま
したので、同規程第9条第3号の規定により告示します。

令和4年12月23日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

- 1 指 定 番 号 第774号
氏名又は名称 株式会社折本設備
住 所 神奈川県相模原市南区御園四丁目12
番12号
代表者氏名 (新) 折本 隆広
(旧) 高橋 幸男
変更年月日 令和4年5月31日
- 2 指 定 番 号 第991号
氏名又は名称 株式会社フルカワ
住 所 横浜市中区元浜町四丁目35番地
代表者氏名 (新) 多根 与四秀
(旧) 多根 興四郎
変更年月日 平成29年11月11日
- 3 指 定 番 号 第994号
氏名又は名称 丸ノ内工業株式会社
住 所 東京都練馬区大泉町二丁目26番1号
代表者氏名 (新) 朝永 利幸
(旧) 中野 泰作
変更年月日 令和4年10月21日
- 4 指 定 番 号 第1061号

- 氏名又は名称 株式会社ミナミ設備サービス
住 所 横浜市南区別所二丁目20番3号
代表者氏名 (新)野中 秀樹
(旧)松本 光磨
変更年月日 令和4年8月27日
- 5 指 定 番 号 第1084号
氏名又は名称 東鹿園株式会社
住 所 川崎市麻生区王禅寺1241番地
代表者氏名 (新)木原 義房
(旧)木原 義公
変更年月日 平成24年5月1日
- 6 指 定 番 号 第1124号
氏名又は名称 株式会社アンセイ
住 所 (新)東京都世田谷区駒沢一丁目4番15号
(旧)東京都世田谷区駒沢四丁目19番10号
代表者氏名 青木 幹
変更年月日 平成26年9月26日
- 7 指 定 番 号 第1251号
氏名又は名称 株式会社ユタカ工業
住 所 東京都北区浮間五丁目15番22号
代表者氏名 (新)中島 新吾
(旧)中島 豊
変更年月日 平成27年7月27日
- 8 指 定 番 号 第1259号
氏名又は名称 株式会社ライフサポート
住 所 東京都三鷹市牟礼五丁目8番18号信濃ビル
代表者氏名 (新)藤門 篤史
(旧)田辺 功
変更年月日 令和4年7月1日
- 9 指 定 番 号 第1278号
氏名又は名称 有限会社和田建設
住 所 神奈川県相模原市中央区上溝2265番地の16
代表者氏名 (新)和田 雅嗣
(旧)和田 貢
変更年月日 平成27年3月17日
- 10 指 定 番 号 第1292号
氏名又は名称 前澤給装工業株式会社
住 所 (新)東京都目黒区鷹番二丁目14番4号
(旧)東京都目黒区鷹番二丁目13番5号
代表者氏名 (新)谷合 祐一
(旧)尾崎 武壽
変更年月日 (住所)平成27年9月1日

- (代表者氏名) 令和3年6月25日
- 11 指 定 番 号 第1457号
氏名又は名称 株式会社久保水道
住 所 東京都足立区加賀一丁目17番15号
代表者氏名 (新)佐藤 博規
(旧)久保 誠二郎
変更年月日 令和4年11月1日

川崎市上下水道局告示第51号

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程(平成10年川崎市水道局規程第3号)第6条の規定に基づき、次の指定給水装置工事事業者の指定の廃止を行いましたので、同規程第9条第3号の規定により告示します。

令和4年12月23日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

- 1 指 定 番 号 第572号
氏名又は名称 佐舗設備株式会社
住 所 川崎市宮前区南野川1丁目18番14号
代表者氏名 佐舗 義隆
廃止年月日 令和4年11月30日
- 2 指 定 番 号 第1235号
氏名又は名称 有限会社福留設備工業
住 所 埼玉県新座市石神二丁目3-17
代表者氏名 福留 準一
廃止年月日 令和4年12月12日

川崎市上下水道局告示第52号

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の休止について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程(平成10年川崎市水道局規程第3号)第6条の規定に基づき、次の指定給水装置工事事業者の指定の休止を行いましたので、同規程第9条第3号の規定により告示します。

令和4年12月23日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

- 1 指 定 番 号 第1190号
氏名又は名称 東管工業株式会社
住 所 横浜市旭区善部町8-1
代表者氏名 伊東 浩一
休止年月日 令和4年12月14日

川崎市上下水道局告示第53号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づいて、川崎市入江崎余熱利用プールの指定管理者を次のとおり指定しましたので、川崎市入江崎余熱利用プール条例(平成8年川崎市条例第7号)第13

条第 3 項の規定により告示します。

令和 4 年 12 月 23 日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

管理を行わせる施設の名称及び所在地	川崎市入江崎余熱利用プール 川崎市川崎区塩浜 3 丁目 24 番 12 号
指定管理者	(所在地)東京都渋谷区道玄坂 1 丁目 10 番 8 号 (名 称)株式会社東急スポーツオアシス 代表取締役 山岸 通庸
指定期間	令和 5 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

川崎市上下水道局告示第 54 号

川崎市排水設備指定工事店の指定について

川崎市排水設備指定工事店の指定等に関する規程(平成 22 年川崎市水道局規程第 64 号)第 5 条の規定に基づき、川崎市排水設備指定工事店として指定したので、同規程第 12 条第 1 号の規定により告示します。

令和 4 年 12 月 26 日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

1 指定有効期間
(案件 1)

令和 5 年 1 月 01 日から
令和 9 年 10 月 31 日まで

2 指定工事店
指 定 番 号 1208
商号又は名称 有限会社脇田設備工業
営業所所在地 川崎市麻生区栗木台 1 丁目 6 番 1 号
飯草ハイツ B-101
代表者氏名 脇田 慶治
指 定 番 号 1209
商号又は名称 株式会社大和設備
営業所所在地 神奈川県藤沢市円行 1870 番地 2
代表者氏名 小川 貴史

上下水道局公告

川崎市上下水道局公告第 105 号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和 4 年 12 月 20 日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

競争入札に付する事項	件 名	生田浄水場 産業廃棄物(ポリ塩化アルミニウム)収集運搬処分委託(単価契約)
	履行場所	川崎市多摩区生田 1-1-1 (生田浄水場内)
	履行期間	令和 5 年 3 月 31 日限り
参加資格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和 3・4 年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「廃棄物関連業務」、種目「産業廃棄物収集運搬業」で登録されている者 (4) 次のア、イの条件をすべて満たすこと。なお、いずれも許可品目の種類に「廃酸」が含まれていること。 ア 川崎市(又は神奈川県)及び処分地において、産業廃棄物収集運搬業の許可を有していること。 イ 処分地において、産業廃棄物処分業の許可を有していること。	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地) 電話 044-200-2097	
入札日時等	令和 5 年 1 月 17 日 14 時 00 分 (砂子平沼ビル 7 階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。	

川崎市上下水道局公告第 106 号

一般競争入札について次のとおり公告します。

(案件 1)

令和 4 年 12 月 20 日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

競争入札に付する事項	件 名	駅前本町 350mm~100mm 配水管布設替工事
	履行場所	自:川崎区駅前本町 14-6 先 至:川崎区駅前本町 10-5 先

	履行期間	契約の日から130日間
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和 3・4 年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和 3・4 年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和 3・4 年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「A」又は「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第 2 条第 1 項第 1 号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証（業種「水道施設」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2 現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町 1 番地） 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和 5 年 1 月 23 日 午後 1 時 30 分 （財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階））	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件 2)

競争入札に付する事項	件名	戸手ポンプ場ほか耐水化工事
	履行場所	川崎市幸区戸手 4-4-2 ほか
	履行期間	契約日から令和 5 年 10 月 27 日まで
参加資格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。	

参加資格	<p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和 3・4 年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和 3・4 年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和 3・4 年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建具」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第 2 条第 1 項第 1 号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 建具工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証（業種「建具」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地）</p> <p>電話番号 044-200-2100</p>
入札日時等	<p>令和 5 年 1 月 27 日 午後 2 時 30 分</p> <p>(財政局資産管理部契約課建築契約係（明治安田生命ビル13階）)</p>
入札保証金	<p>免</p>
契約書作成	<p>要</p>
入札の無効	<p>この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。</p>
その他	<p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>

(案件 3)

競争入札に付する事項	件 名	令和 4 年度西部下水管内管きょ緊急補修第 2 号工事
	履行場所	川崎市宮前区地内ほか
	履行期間	契約の日から令和 5 年 9 月 30 日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和 3・4 年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p>	

参加資格	<p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和 3・4 年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和 3・4 年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」種目「下水道開削」ランク「B」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第 2 条第 1 項第 1 号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者（業種「土木」）を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p> <p>ただし、本工事の請負金額が 3,500 万円（建築一式工事の場合は 7,000 万円）未満となった場合は専任を要しません。</p>
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地） 電話番号 044-200-2099</p>
入札日時等	<p>令和 5 年 1 月 23 日 午後 1 時 30 分 (財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル 13 階）)</p>
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件 4)

競争入札に付する事項	件名	令和 4 年度南部下水管内管きよ緊急補修第 2 号工事
	履行場所	川崎市川崎区、幸区地内ほか
	履行期間	契約の日から令和 5 年 9 月 29 日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和 3・4 年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和 3・4 年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和 3・4 年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」種目「下水道開削」ランク「B」で登録されていること。 (6) 令和 3・4 年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が 30 点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第 2 条第 1 項第 1 号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p>	

参 加 資 格	<p>(9) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。） ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099</p>
入札日時等	<p>令和5年1月27日 午後1時30分 (財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階）)</p>
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	<p>この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。</p>
そ の 他	<p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>

上下水道局公告（調達）

川崎市上下水道局公告（調達）第1号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年1月10日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

1 競争入札に付する事項

- (1) 購入物品及び数量
自動車賃貸借3台一式（普通特種）
- (2) 購入物品の特質等
仕様書によります。
- (3) 納入場所
仕様書によります。
- (4) 納入期間
令和6年3月1日～令和13年2月28日
- (5) 本案件は、電子入札案件です。競争入札参加希望者は本市の電子入札システムにより競争入札参加申込みを行ってください。ただし、提出期限までに本市の電子入札システムの利用者登録ができない場合

は、紙入札方式に代えることができます。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 入札期日において、令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「リース」、種目「車両」に登載される予定であり、かつ、ランク「A」又は「B」の等級に格付けされる予定であること。（ただし、落札決定に当たっては実際に登録されていることを要します。）

なお、有資格業者名簿に登載予定のない者（入札参加業種・種目に登載予定のない者を含む。）は、財政局資産管理部契約課で所定の様式により、資格審査申請を令和5年1月24日までに行ってください。

3 入札説明書等の閲覧及び交付

入札説明書等は、インターネットからダウンロードすることができます。（「入札情報かわさき」の「入札情報」物品の欄の「上下水道局入札公表」の中にあり

ます。)

また、次により入札説明書等を閲覧することができます。

なお、希望者には次により無償で交付します。

(1) 場所 川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係
〒210-8577

川崎市川崎区宮本町 1 番地

明治安田生命ビル13階

電話 044-200-2091

(2) 期間 令和 5 年 1 月 10 日(公告日)～令和 5 年 1 月 24 日

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

午前 8 時 30 分～正午、午後 1 時～午後 5 時

4 競争入札参加申込書等の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布

競争入札参加申込書等は、インターネットからダウンロードすることができます。「入札情報かわさき」の「入札情報」物品の欄の「上下水道局入札公表」の中にあります。ダウンロードができない場合には、3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します。

(2) 提出期間

令和 5 年 1 月 10 日(公告日)～令和 5 年 1 月 24 日

午前 8 時から午後 8 時まで

※ただし、競争入札参加申込書等を 3(1)の場所に持参する場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前 8 時 30 分から正午まで、午後 1 時から午後 5 時までとします。

(3) 電子入札システムによる申込ができない場合の提出場所

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町 1 番地

明治安田生命ビル13階

川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係

担当 菅原

電話 044-200-2091

なお、競争入札参加申込書等の郵送による提出は認めません。

5 競争入札参加希望者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、競争入札参加申込書を提出し、かつ、仕様書に定められた条件を満たす物品のリース及び役務を確実に履行することができることを証明する 6 の書類を、競争入札参加の申込時に提出しなければなりません。

また、提出された書類に関し、説明を求められたときはこれに応じなければなりません。提出された書類

を審査した結果、この物品のリース及び役務を確実に履行することができる者と認められた者に限り、入札に参加することができます。(ただし、仕様書に定められた条件を満たす物品のリース及び役務を確実に履行できることを証明する書類等の提出後に納入予定のリース物品に変更が生じる場合は、3(1)の場所に事前連絡の上、令和 5 年 2 月 15 日までに 7 の担当課の承認を得ることとします。その結果、担当課の承認を得られなかった者の入札は無効とします。)

6 競争入札参加の申込を行う時に必要な書類

納入物品のカタログ(調達予定車種がわかるように目印等を入れること)

7 仕様書作成担当者

川崎市上下水道局総務部管財課 担当 三浦

電話 044-200-2875

8 仕様書に関する質問、回答

(1) 質問

次により、仕様書の内容に関して質問することができます。

なお、仕様書以外の質問は受け付けません。

質問することができる方は、入札参加申込を済ませた方に限ります。

また、入札参加者以外からの質問には回答しませんので御注意ください。

ア 電子入札システムによる質問方法

電子入札システムによる質問は、次の期間に入力・提出してください。

入力・提出期間 令和 5 年 1 月 10 日～令和 5 年 1 月 24 日

午前 8 時～午後 8 時

質問の入力方法の詳細については、「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の上下水道局「入札参加手続関係」に掲げる「電子入札システム質問回答機能操作方法」を参照してください。

イ 質問書の提出方法

電子入札システムによりがたい者は、次の期間に上記 3(1)の場所に質問書を持参するか、指定の電子メールアドレス宛てに E x c e l 形式のまま送付してください。

なお、質問書をメールにて送付した場合は、その旨を上記 4(3)の担当まで御連絡ください。

配布・提出期間 令和 5 年 1 月 10 日～令和 5 年 1 月 24 日

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

午前 8 時 30 分～正午、

午後 1 時～午後 5 時

電子メールアドレス 23keiyak@city.kawasaki.jp
質問書の配布についても、上記3(1)の場所で行います。

なお、質問書は、「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の上下水道局「入札参加手続関係」に掲げる「質問書（一般競争入札用）」からダウンロードできます。

また、持参により質問書を提出する場合には、紙の質問書と併せて、電子媒体（CD-R）にExcel形式のまま保存した質問書を提出してください。（どちらか一方の場合には、質問を受け付けません。）

(2) 回答

ア 回答日時

令和5年2月7日 午前9時まで

イ 回答方法

回答については、入札参加者から質問が提出された場合のみ、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書（PDFファイル）を「入札情報かわさき」の「仕様書等ダウンロード」に掲載します。

なお、質問がなかった場合には、通知・掲載はいたしません。

質問回答書は、入札参加資格があると認められた入札参加者が確認通知書を受信後に閲覧又は取得できます。取得方法については、「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の上下水道局「入札参加手続関係」の欄の「電子入札システム質問回答機能操作方法」を御覧ください。

また、回答後に再質問は受け付けません。

9 確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「物品」の委任先メールアドレスに、令和5年2月7日までに確認通知書を送付します。

また、当該委任先のメールアドレスを登録していない者には、令和5年2月7日の午前9時～正午に3(1)の場所において確認通知書を交付します。

10 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、開札前に次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格要件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

11 入札の手続等

(1) 入札方法

総価で行います。入札（見積）書は賃貸借（84ヶ月分）の税抜き額を記載してください。

なお、リース物品の価格のほか、輸送費、保険料、保守等役務の履行に関する一切の諸経費を含めた入札金額を見積もるものとしてください。

入札金額は、税抜き価格をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。

また、次により入札を執行します。

電子入札システムによります。ただし、電子入札システムによりがたい者は、紙入札方式で入札予定日時に砂子平沼ビル7階入札室に持参してください。

ア 電子入札システムによる入札の場合

令和5年2月21日 午前9時30分

イ 持参による入札の場合

(ア) 入札書の提出日時 令和5年2月21日

午前10時30分

(イ) 入札書の提出場所 砂子平沼ビル7階入札室

（川崎市川崎区砂子1-7-4）

ウ 郵送（書留郵便に限る。）による入札の場合

(ア) 入札書の提出期限 令和5年2月17日必着

(イ) 入札書の提出先 3(1)に同じ。

(2) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和5年2月21日 午前10時30分

イ 場所 砂子平沼ビル7階入札室

（川崎市川崎区砂子1-7-4）

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市上下水道局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局において定める川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

12 契約の手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

契約金額の10パーセントとします。ただし、川崎市上下水道局契約規程第33条各号のいずれかに該当する場合は、免除とします。

- (2) 契約書作成の要否
必要とします。
- (3) 契約条項等の閲覧
川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程、川崎市上下水道局競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

13 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 詳細は、入札説明書によります。
- (3) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程、川崎市上下水道局競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (4) 川崎市上下水道局は、翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合、この契約を変更又は解除することができるものとします。また、上記変更又は解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市上下水道局に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとしします。
- (5) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和 5 年 3 月頃）を要します。

14 Summary

- (1) Nature of the products to be leased:
3 Cars leasing contract complete set (Ordinary special)
- (2) Time-limit for tender:
- a By electronic bidding system
9:30 A.M. 21 February 2023
- b Direct delivery
10:30 A.M. 21 February 2023
- c By mail
17 February 2023
- (3) Contract point for the notice:
KAWASAKI CITY OFFICE
Contract Section
Property Administration Department
Finance Bureau
1 Miyamoto-cho, Kawasaki-ku, Kawasaki-city,
Kanagawa
210-8577, Japan
TEL: 044-200-2091
- (4) Language:
Japanese is the only language used in all the contract procedures

交 通 局 公 告

川崎市交通局公告第61号

交通局用地（自動販売機設置）の一時貸付契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和 4 年 12 月 26 日

川崎市交通事業管理者

交通局長 中 上 一 夫

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

交通局用地（自動販売機設置）一時貸付け

(2) 貸付物件名及び貸付所在地並びに台数

ア 塩浜営業所内（屋内）：川崎市川崎区塩浜 2- 2- 1

食品用自動販売機 1
台、飲料用自動販売
機 3 台

イ 鷺ヶ峰営業所内（屋内）：川崎市宮前区菅生ヶ
丘 41- 1

食品用自動販売機 2
台、飲料用自動販売
機 3 台

(3) 契約期間

各一時貸付物件の契約期間は、契約日から令和 10 年 3 月 31 日までとします。

(4) 貸付期間

各一時貸付物件の貸付期間は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 5 年間（60 箇月）となります。

(5) 最低貸付料（月額・税抜）

ア 物件 No.1 塩浜営業所内（屋内）：12,000 円

イ 物件 No.2 鷺ヶ峰営業所内（屋内）：12,000 円

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たしていなければなりません。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。

(2) 川崎市交通局契約規程（昭和 42 年交通局規程第 4 号）第 2 条の規定に該当しないこと。

(3) 地方公営企業法施行令第 26 条の 5 により貸付が認められている法人であること。

(4) 国税及び地方税の未納がないこと。

(5) 入札参加申込に必要な書類を提出すること。

(6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 8 条第 2 項第 1 号に掲げる処分を受けている団体でないこと。

- (7) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第2条に規定する暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
 - (8) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反している事実がないこと及び警察当局から排除要請がある者でないこと。
 - (9) 入札説明書に定める条件及び法令等を遵守し、自動販売機及び飲料容器等の回収容器等（以下「自動販売機等」という。）を設置して運営する事業（以下「自動販売機設置事業」という。）を行う資力、能力等を有すること。
 - (10) 令和2年度及び3年度において、自動販売機設置事業又はこれに類する事業の実績を有していること。
 - (11) その他法令等の規定により、川崎市（交通局）との間で交通局用地（自動販売機設置）の一時貸付契約ができない者でないこと。
- 3 入札説明書及び一般競争入札参加資格確認申請書等の交付
- 入札の参加を希望する者には、次のとおり入札説明書及び一般競争入札参加資格確認申請書等を交付します。
- (1) 期間

令和4年12月26日(月)から令和5年1月16日(月)までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで（土曜日、日曜日、国民の祝日及び12月29日から1月3日を除く。）
 - (2) 場所及び問い合わせ先

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
川崎御幸ビル9階
川崎市交通局企画管理部経理課
出納係 多和田、笹森
電話 044-200-3227
 - (3) ホームページについて

これらの様式は、市バスホームページ内「入札情報」の「入札公表」の「交通局貸付事業」からダウンロードもできます。
- 4 一般競争入札参加に必要な書類
- 入札説明書によります。
- 5 一般競争入札参加に必要な手続
- 本入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加の申込みを行わなければなりません。
- 一般競争入札参加資格確認申請書及び4の書類は、次により直接持参し、提出してください。
- なお、一般競争入札参加資格確認申請書等の郵送等による提出は認めません。

- (1) 場所

3(2)と同じ
 - (2) 期間

令和5年1月6日(金)から令和5年1月16日(月)までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）
- 6 一般競争入札参加資格確認の通知
- 一般競争入札参加資格確認申請書等を提出した者には、その結果を令和5年1月24日(火)までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。
- 7 一般競争入札参加資格の喪失
- 一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。
- (1) 2に定める資格条件を満たさなくなったとき。
 - (2) 一般競争入札参加資格確認申請書その他の提出書類について、虚偽の記載をしたとき。
- 8 入札の手続等
- 1(2)の貸付物件名ごとにそれぞれ入札及び契約に付するものとし、1箇月間の貸付料（税抜額）で入札を行います。
- (1) 入札方法
 - ア 持参による入札の場合
 - (ア) 日 時

一般競争入札参加資格確認通知書到達後から令和5年1月31日までの、午前9時から正午及び午後1時から午後4時まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）
 - (イ) 場 所

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
川崎御幸ビル9階
川崎市交通局企画管理部経理課
 - イ 郵送による入札の場合
 - (ア) 期 限

令和5年1月31日(火) 必着
 - (イ) 宛 先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市交通局企画管理部経理課長
必ず書留郵便により送付してください。
 - (2) 入札保証金

免除
 - (3) 開札の日時及び場所
 - ア 日 時

令和5年2月2日(木) 午後2時
 - イ 場 所

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
川崎御幸ビル8階会議室
 - (4) 落札者の決定方法

1(5)の最低貸付料以上の入札価格のうち、最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

また、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上いるときは、くじにより落札者を決定します。くじを辞退することはできません。

(5) 入札の無効

川崎市交通局競争入札参加者心得第7条の規定により無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

次により契約を締結します。

(1) 契約の締結期限

令和5年3月10日(金)までに川崎市(交通局)と本件契約を締結しなければなりません(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)

(2) 契約保証金

契約金額(貸付期間の賃料総額)の10分の1以上(1円未満切り上げ)とします。

(3) 契約書作成の要否

必要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市交通局契約規程及び川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3(2)の場所において閲覧できます。

10 貸付金額の納入期限日等

入札説明書によります。

11 自動販売機に係る電気料金相当額の負担

自動販売機に係る電気を川崎市(交通局)の施設から受電する場合は、電気料金相当額を納付しなければなりません。

なお、電気料金相当額は、入札説明書により算定した額とし、各年度の電気料金相当額を当該年度の貸付人が指定する日までに納付していただきます。

12 その他

(1) 事情により予告なく入札の中止や内容の変更をすることがあります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例(昭和39年川崎市条例第14号)、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(4) この契約の目的物に係る税制改正が実施された場合は、それによるものとします。

(5) この公告に関する問い合わせ先は、3(2)に同じです。

病 院 局 公 告

川崎市病院局公告第53号

入 札 公 告

川崎市立井田病院における入院セット提供等実施事業者の一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年12月16日

川崎市病院事業管理者 金 井 歳 雄

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名 川崎市立井田病院における入院セット提供等実施事業者の選定

(2) 履行場所 川崎市中原区井田2-27-1
川崎市立井田病院

(3) 履行方法 地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第2項第4号の規定に基づく
行政財産の一時貸付契約

(4) 貸付期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日までとする。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号の規定に該当しないこと。

(2) 川崎市病院局契約規程(平成17年川崎市病院局規程第39号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 国税又は市税の未納がないこと。

(5) 「川崎市立井田病院における入院セット提供等実施事業者 一般競争入札貸付案内書」(以下「案内書」という。)に定める条件及び法令を遵守し、入院セット提供等実施事業を運営できる資力、能力等を有すること。

(6) 直近2年間に、許可病床数が200床以上の病院において入院セット提供等実施事業を運営した実績を有していること。

(7) 川崎市暴力団排除条例(平成24年川崎市条例第5号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものでないこと。

(8) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項又は第2項の規定に違反している事実がないこと。

(9) 委託契約その他の契約を締結するに当たり、相手方が前2号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結していないこと。

3 契約条項を示す場所

川崎市立井田病院事務局庶務課
〒211-0035
川崎市中原区井田 2-27-1
電 話 044-766-2188 (代表)

4 入札及び開札の日時、場所

- (1) 入札受付 令和 5 年 1 月 30 日(月)
午前 10 時 30 分から午前 11 時
まで
- (2) 入札及び開札の日時 令和 5 年 1 月 30 日(月)
午前 11 時
- (3) 入札及び開札の場所 川崎市立井田病院 2 階
第 1・2 会議室

5 入札保証金

本入札に係る入札保証金の納付は免除します。

6 契約書作成の要否

契約締結に当たっては、契約書を作成するものとします。

7 その他

- (1) 詳細は案内書によります。案内書(様式類を含む)、仕様書等は川崎市立井田病院ホームページからダウンロードできます。
- (2) この公告に関する問い合わせ先は、以下のとおりです。
川崎市中原区井田 2-27-1
川崎市立井田病院事務局庶務課庶務係
電 話 044-766-2188 (代表)
F A X 044-788-0231
電子メールアドレス 83idasyo@city.kawasaki.jp

川崎市病院局公告第54号

入 札 公 告

物品調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和 4 年 12 月 26 日

川崎市病院事業管理者 金 井 歳 雄

1 総則

- (1) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報入手するための照会窓口は、次のとおりです。
病院局経営企画室契約担当 (以下「病院局契約担当」といいます。)
川崎市川崎区砂子 1 丁目 8 番地 9
川崎御幸ビル 7 階
電話 044-200-3857 (直通)
- (2) 川崎市病院局契約規程 (以下「契約規程」といいます。) 及び川崎市病院局競争入札参加者心得 (以下「参加者心得」といいます。) ほかの契約関係規程並びに物品調達に関する仕様書等入札に必要な書類は、病院局契約担当の窓口で閲覧できるほか、イ

ンターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧及びダウンロードすることができます。

(<https://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>)

- (3) 本書に示された諸手続きで期間が定められている場合、休庁日は当該期間から除かれます。さらに、閲覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の日の午前 8 時 30 分から正午までと、午後 1 時から午後 5 時 15 分までに限ります。
- (4) 競争参加の申込み及び競争参加資格について
ア 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められた期間に病院局契約担当窓口への持参により受け付けます。
イ 本書において「名簿」とは、「令和 3・4 年度川崎市製造の請負、物件の買入れ等有資格業者名簿」をいいます。競争参加者は、別紙の案件ごとに定められた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。
(ア) 契約規程第 2 条の規定に該当しないこと。
(イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。
(ウ) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資格及び能力を有すること。
(エ) 本書に定める各種書面の提出、現場説明会への出席等の競争参加者の義務を誠実に履行すること。
ウ 競争参加資格があると認められた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。
エ 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。
- (5) 仕様等に関する問合せの方法について
仕様等に関する問合せは、質問書(様式は病院局入札情報のページで取得できます。)により受け付けます。また、提出された質問書は、1(1)の照会窓口へ回答書とともに掲示を行い、併せて 1(2)の病院局入札情報のページにも掲載を行います。
- (6) 入札及び開札について
ア 入札及び開札の日時、場所等については、別紙の案件ごとの定めるところによります。
イ 入札書の提出方法は、持参とします。
ウ 入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限

及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた旨の書面を事前に提出しなければなりません。

エ 入札保証金は免除します。

オ 落札者の決定については、別紙の案件ごとに契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあるほか、最低制限価格が設定されている案件については、その価格に満たない価格で入札した者の入札は無効とします。

入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、再度入札を行います。ただし、その前回の入札が参加者心得の

(案件 1)

競争入札に付する事項	件名	川崎病院で使用する電池電源式骨手術器械の調達
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1 (川崎市立川崎病院)
	履行期間	契約締結日から令和5年3月31日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種「医療機器」 種目「医療機器」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし。
競争参加の申込	令和4年12月26日から令和5年1月13日まで受け付けます。	
現場説明会	行いません。	
入札及び開札	日時	令和5年1月23日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

(案件 2)

競争入札に付する事項	件名	川崎病院で使用する高精細モニタの調達
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1 (川崎市立川崎病院)
	履行期間	契約締結日から令和5年3月31日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種「コンピュータ」 種目「コンピュータ」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし。
競争参加の申込	令和4年12月26日から令和5年1月13日まで受け付けます。	
現場説明会	行いません。	
入札及び開札	日時	令和5年1月23日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

規定により無効とされた者及び開札に立会わない者は再度入札に参加できません。

カ 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

(7) 契約の締結について

落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締結します。

ア 契約保証金は契約金額の10パーセントとします。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は免除します。

イ 契約書の作成を必要とします。

(8) その他

この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、契約規程、参加者心得等の定めるところによります。

川崎市病院局公告第55号

入 札 公 告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年12月26日

川崎市病院事業管理者 金 井 歳 雄

1 総則

- (1) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報を入力するための照会窓口は、次のとおりです。

病院局経営企画室契約担当（以下「病院局契約担当」といいます。）

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル7階

電 話 044-200-3857（直通）

- (2) 川崎市病院局契約規程（以下「契約規程」といいます。）及び川崎市病院局競争入札参加者心得（以下「参加者心得」といいます。）ほかの契約関係規程並びに調達に関する仕様書等入札に必要な書類は、病院局契約担当の窓口で閲覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧及びダウンロードすることができます。

(<https://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>)

- (3) 本書に示された諸手続きで期間が定められている場合、休庁日は当該期間から除かれます。さらに、閲覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。

- (4) 競争参加の申込み及び競争参加資格について

ア 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められた期間に病院局契約担当窓口への持参により受け付けます。

イ 本書において「名簿」とは、「令和5・6年度業務委託有資格業者名簿」をいいます。競争参加者は、別紙の案件ごとに定められた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。

- (ア) 契約規程第2条の規定に該当しないこと。
 (イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。
 (ウ) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資格及び能力を有すること。
 (エ) 本書に定める各種書面の提出、現場説明会への出席等の競争参加者の義務を誠実に履行すること。

ウ 競争参加資格があると認められた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、

別途お知らせします。

エ 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。

- (5) 仕様等に関する問合せの方法について

仕様等に関する問合せは、質問書（様式は病院局入札情報のページで取得できます。）により受け付けます。また、提出された質問書は、1(1)の照会窓口に戻るとともに掲示を行い、併せて1(2)の病院局入札情報のページにも掲載を行います。

- (6) 入札及び開札について

ア 入札及び開札の日時、場所等については、別紙の案件ごとの定めるところによります。

イ 入札書の提出方法は、持参とします。

ウ 入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた旨の書面を事前に提出しなければなりません。

エ 入札保証金は免除します。

オ 落札者の決定については、別紙の案件ごとに契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあるほか、最低制限価格が設定されている案件については、その価格に満たない価格で入札した者の入札は無効とします。入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、再度入札を行います。ただし、その前回の入札が参加者心得の規定により無効とされた者及び開札に立会わない者は再度入札に参加できません。

カ 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

- (7) 契約の締結について

落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締結します。

ア 契約保証金は契約金額の10パーセントとします。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は免除します。

イ 契約書の作成を必要とします。

ウ 令和5年第1回川崎市議会定例会における本調達に係る予算の議決を必要とします。

- (8) その他

この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、契約規程、参加者心得等の定めるところによります。

(案件 1)

競争入札に付する事項	件名	川崎病院給食業務委託
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1 (川崎市立川崎病院)
	履行期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種「給食調理業務」 種目「給食サービス」
	地域区分	設定しません。
その他		1 過去5年間(公告日から起算する。)に病床規模500床以上の病院において、元請として類似の受託実績を2件以上有していること。 (申込時に契約書の写しを提出すること。) 2 産科病棟及び小児病棟の受託実績を有していること。 3 一般財団法人医療関連サービス振興会から「医療関連サービスマーク」の認定を受けていること。又は厚生省令で定める基準(医療法施行規則第9条の14)に適合していること。 (申込時に認定証書の写しを提出すること。) 4 競争参加申込後、職員同行の上、現場視察を行うことを必須とします。(現場視察時に、献立表を入札参加申込事業者へ配布します。)
競争参加の申込	令和4年12月26日から令和5年1月13日まで受け付けます。	
現場説明会	実施しません。	
入札及び開札	日時	令和5年1月23日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	
特定業務委託に関する事項	<p>本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約に該当します。</p> <p>特定業務委託契約は、下請事業者も含め、市の定める基準(作業報酬下限額)を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。</p> <p>また、本案件は、年度ごとに定める最新の作業報酬下限額を適用することとなります。</p> <p>下請事業者も含めて契約に違反した場合には受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性もありますので、入札に臨まれる際には十分に御注意ください。</p> <p>詳しくは、川崎市財政局資産管理部契約課ホームページ「入札情報かわさき」の、川崎市契約条例、川崎市病院局契約規程、「特定工事請負契約及び特定業務委託契約の手引き」を御確認ください。 (https://www.city.kawasaki.jp/233300/category/252-7-0-0-0-0-0-0.html)</p>	

病院局公告(調達)

川崎市病院局公告(調達)第1号

入札公告

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年1月10日

川崎市病院事業管理者 金井 歳 雄

1 総則

- (1) 別紙の案件に係る契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報入手するための照会窓口は、次のとおりです。
病院局経営企画室契約担当(以下「病院局契約担当」といいます。)
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
川崎御幸ビル7階
電話 044-200-3857(直通)
- (3) 川崎市病院局契約規程(以下「契約規程」といいます。)及び川崎市病院局競争入札参加者心得(以

下「参加者心得」といいます。)ほかの契約関係規程並びに調達に関する仕様書等入札に必要な書類は、病院局契約担当の窓口で閲覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧及びダウンロードすることができます。

(<https://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>)

- (4) 別紙の案件の入札に関する苦情等については、川崎市政府調達苦情処理検討委員会へ申し立てることができます。落札者の決定後、苦情申し立てが行われた場合、川崎市政府調達苦情処理検討委員会の申し立て検討期間中、契約手続を一時停止することができます。
- (5) 本書に示された諸手続で期間が定められている場合、休庁日は当該期間から除かれます。さらに、縦覧を含む諸手続の時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。
- (6) 本書に定める事項のほか調達の詳細は、仕様書及び契約規程の定めるところによります。

2 競争参加の申込み及び競争参加資格について

- (1) 競争参加申込書は、案件ごとに定めた期間に病院局契約担当窓口で受け付けます。
- (2) 競争参加者は、案件ごとに定めた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。
 - ア 契約規程第2条の規定に該当しないこと。
 - イ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。
 - ウ 法令等に従い、本件調達を確実に履行する資格及び能力を有すること。
 - エ 本書に定める各種書面の提出、受領等、競争参加者の義務を誠実に履行すること。
- (3) 「令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿(以下「名簿」といいます。)」に登録のない者(別紙の案件に定められた業種に登録のない者も含みます。)は、所定の様式をもって競争参加の申込締切日までに財政局資産管理部契約課で資格審査の申請を行ってください。
- (4) 競争参加資格があると認められた者には、案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。
- (5) 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。

3 仕様等に関する問合せの方法について

仕様等に関する問合せは、質問書(様式は病院局入札情報のページで取得できます。)により受け付けます。また、提出された質問書は1(2)の照会窓口で回答書と共に掲示を行い、併せて1(3)の病院局入札情報のページにも掲載を行います。

4 入札及び開札について

- (1) 入札及び開札の日時、場所等については、案件ごとの定めるところによります。
- (2) 入札及び開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。なお、代理人が立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた書面を事前に提出しなければなりません。
- (3) 郵便により入札書を提出する場合は、封筒の書式その他の事項について、必ず事前に病院局契約担当に御相談ください。提出は、3の回答が掲載された後に受け付けます。
- (4) 落札者の決定については、契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、再度入札を行います。

なお、その前回の入札が参加者心得の規定により無効とされた者、並びに開札に立会わない者は再度入札に参加できません。

- (5) 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

5 契約の締結について

落札者とは案件ごとに次の条件で契約を締結します。ただし、川崎市議会定例会において、以下の案件に係る予算が議決されることを条件とします。

- (1) 契約保証金は契約金額の10パーセントとします。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は保証金の納付を免除します。
- (2) 前払金の適用はありません。
- (3) 契約書の作成を必要とします。
- (4) 令和5年第1回川崎市議会定例会における本調達に係る予算の議決を必要とします。

6 その他

この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、契約規程、参加者心得等の定めるところによります。

(案件 1)		
競争入札に付する事項	件名	川崎病院清掃業務委託
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1 (川崎市立川崎病院)
	履行期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種 「建物清掃等」 種目 「建築物清掃」
	地域区分	設定しません。
	その他	<p>1 清潔区域の現場責任者については、法令等の規定するところにより、清潔区域（ICU、CCU、手術室等）の清掃業務に関し専門的知識及び経験を有すること。</p> <p>2 医療法施行規則第9条の15に規定されている全ての条件を満たしていることを証明できる次の(1)又は(2)のいずれかの書面を提出すること。</p> <p>(1) 財団法人医療関連サービス振興会の医療関連サービスマーク制度による認定証書の写し</p> <p>(2) (1)の認定を取得していない場合は、次の全ての書面</p> <p>ア 病院清掃の現場責任者となる者の経歴書</p> <p>イ 所有する清掃用具及び消毒用具の機種の数の一覧表（高性能フィルター付真空掃除機等の所有一覧表）</p> <p>ウ 作業方法、清掃用具及び消毒等の使用及び管理方法、感染の予防方法について記載した標準作業書</p> <p>エ 業務の管理体制を記載した業務案内書</p> <p>オ 業務上必要な研修実施調書</p> <p>3 人工や単価、清掃の種類等が分かる積算の内訳（様式任意）を入札書とともに提出すること。</p> <p>4 履行の確実性を保証するための誓約書を提出すること。（競争参加申込時に別添誓約書を提出すること。）</p>
競争参加の申込	令和5年1月10日から令和5年1月27日まで受け付けます。	
現場視察	設定しません。	
入札及び開札	日時	令和5年2月24日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
郵便による入札書の提出	提出期限	令和5年2月22日 必着
	提出先	川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市病院局経営企画室経理担当課長
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	
特定業務委託に関する事項	<p>本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約に該当します。</p> <p>特定業務委託契約は、下請事業者も含め、市の定める基準（作業報酬下限額）を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。</p> <p>また、本案件は、年度ごとに定める最新の作業報酬下限額を適用することとなります。</p> <p>下請事業者も含めて契約に違反した場合には受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性もありますので、入札に臨まれる際には十分に御注意ください。</p> <p>詳しくは、川崎市財政局資産管理部契約課ホームページ「入札情報かわさき」の、川崎市契約条例、川崎市病院局契約規程、「特定工事請負契約及び特定業務委託契約の手引き」を御確認ください。</p> <p>(https://www.city.kawasaki.jp/233300/category/252-7-0-0-0-0-0-0.html)</p>	

S u m m a r y	<p>1 Nature and quantity of services to be purchased: Cleaning in Kawasaki Municipal Kawasaki Hospital</p> <p>2 Time-limit for tender: 10:00 A.M. 24th February 2023</p> <p>3 Time-limit for tender by mail: 22nd February 2023</p> <p>4 Contact point for the notice: KAWASAKI CITY OFFICE Contract Section, Management Planning Office, Municipal Hospital Management Bureau Kawasakimiyuki bldg. 7F 1-8-9, Isago, Kawasaki Kawasaki, Kanagawa, 210-0006, JAPAN Tel 044-200-3857 (Direct-in)</p>
---------------	--

(案件 2)

競争入札に 付する事項	件名	井田病院清掃業務委託
	履行場所	川崎市中原区井田 2-27-1 (川崎市立井田病院)
	履行期間	令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで
競争参加資格	名簿の 登録	業種 「建物清掃等」 種目 「建築物清掃」
	地域区分	設定しません。
	その他	<p>次の条件を全て満たすこと。</p> <p>1 清潔区域の現場責任者については、法令等の規定するところにより、清潔区域（HCU、CCU、手術室等）の清掃業務に関し専門的知識及び経験を有すること。</p> <p>2 医療法施行規則第 9 条の 15 に規定されている全ての条件を満たしていることを証明できる次の(1)又は(2)のいずれかの書面を提出すること。</p> <p>(1) 財団法人医療関連サービス振興会の医療関連サービスマーク制度による認定証書の写し</p> <p>(2) (1)の認定を取得していない場合は、次の全ての書面</p> <p>ア 病院清掃の現場責任者となる者の経歴書</p> <p>イ 所有する清掃用具及び消毒用具の機種の数の一覧表（高性能フィルター付真空掃除機等の所有一覧表）</p> <p>ウ 作業方法、清掃用具及び消毒等の使用及び管理方法、感染の予防方法について記載した標準作業書</p> <p>エ 業務の管理体制を記載した業務案内書</p> <p>オ 業務上必要な研修実施調書</p> <p>3 人工や単価、清掃の種類等が分かる積算の内訳（様式任意）を入札書とともに提出すること。</p> <p>4 履行の現実性を保証するための誓約書を提出すること。（競争参加申込時に別添誓約書を提出すること。）</p>
競争参加の申込	令和 5 年 1 月 10 日から令和 5 年 1 月 27 日まで受け付けます。	
現場視察	設定しません。	
入札及び開札	日時	令和 5 年 2 月 24 日 午前 10 時 00 分
	場所	川崎市川崎区砂子 1 丁目 8 番地 9 川崎御幸ビル 7 階 病院局会議室

郵便による 入札書の提出	提出期限 令和 5 年 2 月 22 日 必着
	提出先 川崎市川崎区宮本町 1 番地 川崎市病院局経営企画室経理担当課長
予 定 価 格	公表しません。
最低制限価格	設定しません。
特定業務委託に 関する事項	<p>本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第 7 条第 1 項第 2 号に規定する特定業務委託契約に該当します。</p> <p>特定業務委託契約は、下請事業者も含め、市の定める基準（作業報酬下限額）を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。</p> <p>また、本案件は、年度ごとに定める最新の作業報酬下限額を適用することとなります。</p> <p>下請事業者も含めて契約に違反した場合には受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性もありますので、入札に臨まれる際には十分に御注意ください。</p> <p>詳しくは、川崎市財政局資産管理部契約課ホームページ「入札情報かわさき」の、川崎市契約条例、川崎市病院局契約規程、「特定工事請負契約及び特定業務委託契約の手引き」を御確認ください。</p> <p>(https://www.city.kawasaki.jp/233300/category/252-7-0-0-0-0-0-0.html)</p>
S u m m a r y	<p>1 Nature and quantity of services to be purchased: Cleaning in Kawasaki Municipal Ida Hospital</p> <p>2 Time-limit for tender: 10:00 A.M. 24th February 2023</p> <p>3 Time-limit for tender by mail: 22nd February 2023</p> <p>4 Contact point for the notice: KAWASAKI CITY OFFICE Contract Section, Management Planning Office, Municipal Hospital Management Bureau Kawasakimiyuki bldg. 7F 1-8-9, Isago, Kawasaki Kawasaki, Kanagawa, 210-0006, JAPAN Tel 044-200-3857 (Direct-in)</p>

(案件 3)

競争入札に 付する事項	件 名	感染性産業廃棄物及び産業廃棄物収集運搬処理業務委託
	履行場所	川崎市立川崎病院 (川崎市川崎区新川通12-1) 川崎市立井田病院 (川崎市中原区井田2-27-1)
	履行期間	令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで
競争参加資格	名簿の 登録	業種 「医療関連業務」 種目 「医療系産業廃棄物処分業」
	地域区分	設定しません。
	その他	<p>次の条件を全て満たすこと。</p> <p>1 「産業廃棄物収集運搬業」、「産業廃棄物処分業」、「特別産業廃棄物収集運搬業」並びに「特別産業廃棄物処分業」の許可を自社において有しており、当該業務で必要とする廃棄物種類が記載されていること (許可証明書の写しを参加申込時に提出すること)</p> <p>2 最終処分地が確保されていること ※ 契約書に最終処分地を記載します。</p>

競争参加の申込	令和 5 年 1 月 10 日から令和 5 年 1 月 26 日まで受付けます。	
現 場 説 明 会	行いません。(現場視察希望の場合は、入札参加申込後、直接、次の担当と調整してください。) 川崎市立川崎病院 (代表) 044-233-5521 庶務課 管理係 岩本 川崎市立井田病院 (代表) 044-766-2188 庶務課 管理係 八十島	
入札及び開札	日 時	令和 5 年 2 月 22 日 午前 10 時 00 分
	場 所	川崎市川崎区砂子 1 丁目 8 番地 9 川崎御幸ビル 7 階 病院局会議室
郵便による 入札書の提出	提出期限	令和 5 年 2 月 20 日 必着
	提 出 先	川崎市川崎区宮本町 1 番地 川崎市病院局経営企画室経理担当課長
予 定 価 格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	
S u m m a r y	1 Nature and quantity of services to be purchased: Collection, transportation and disposal of infectious industrial waste and industrial waste to be discharged at Kawasaki Municipal Kawasaki Hospital and Ida Hospital 2 Time-limit for tender: 10:00 A.M. 22 nd February 2023 3 Time-limit for tender by mail: 20 th February 2023 4 Contact point for the notice: KAWASAKI CITY OFFICE Accounting section, Management Planning Office, Municipal Hospital Management Bureau Kawasakimiyuki bldg. 7F 1-8-9, Isago, Kawasaki Kawasaki, Kanagawa, 210-0006, JAPAN Tel 044-200-3857 (Direct-in)	

消 防 局 公 告

川崎市消防局公告第14号

指定催しの指定について

川崎市火災予防条例第57条の3の規定に基づき、下記の催しを指定催しとして指定したので、次のとおり公告します。

令和 4 年 12 月 21 日

川崎市消防長 原 田 俊 一

指定催しの名称	川崎大師平間寺初詣
開催場所	川崎大師平間寺 (川崎市川崎区大師町 4 番 48 号) 周辺
開催期間	令和 4 年 12 月 31 日から令和 5 年 2 月 3 日まで

教 育 委 員 会 告 示

川崎市教育委員会告示第27号

川崎市教育委員会定例会を次のとおり招集します。

令和 4 年 12 月 16 日

川崎市教育委員会

教育長 小田嶋 満

- 日 時 令和 4 年 12 月 23 日(金) 14 時 00 分から
- 場 所 川崎市役所第 3 庁舎 15 階
第 1・2・3 会議室
- 議 事 議案第 44 号 人事について
- その他報告等

川崎市教育委員会告示第28号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づいて、川崎市立日本民家園及び川崎市青少年科学館の指定管理者を次のとおり指定しましたので、川崎市立日本民家園条例(昭和 42 年川崎市条例第 19 号)第 5 条第 3 項及び川崎市青少年科学館条例(昭和 46 年川崎市条例第 24 号)第 5 条第 3 項の規定により告示します。

令和 4 年 12 月 22 日

川崎市教育委員会

教育長 小田嶋 満

管理を行わせる施設の名称及び所在地	川崎市立日本民家園 川崎市多摩区枳形7丁目1番1号 川崎市青少年科学館 川崎市多摩区枳形7丁目1番2号
指定管理者	(所在地) 東京都千代田区内幸町一丁目1番1号 (名称) 生田緑地共同事業体 (代表者) 株式会社日比谷花壇 代表取締役 宮島 浩彰
指定期間	令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

- ※ 上記施設のほか、川崎市長が管理する次の施設についても、横断的に管理を行わせることとします。
- ・生田緑地(川崎市多摩区枳形7丁目地内他(川崎市藤子・F・不二雄ミュージアム、川崎国際生田緑地ゴルフ場等の区域を除く。))
 - ・川崎市岡本太郎美術館(川崎市多摩区枳形7丁目1番5号)

川 崎 区 告 示

川崎市川崎区告示第6号

令和4年9月30日に申請された住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第22条に基づく転入届出は、錯誤の届出であることが判明したため、これを無効とします。よって、次の住民票の写しはその交付日をもって無効とします。

令和4年12月16日
川崎市川崎区長 増田 宏之

- 1 該当者
住 所 川崎市川崎区日進町9番地16
メゾンアサヒ 212
氏 名 D I N G M E N G
生年月日 1998年11月14日
- 2 無効とする住民票の写し 交付通数
令和4年10月31日 1通

※ この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴え(以下「取消訴訟」といいます。)は、前記の審査請求についての裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、取消訴訟は、前記の審査請求についての裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避ける

ため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも取消訴訟を提起することができます。

川 崎 区 公 告

川崎市川崎区公告第179号

国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年12月16日
川崎市川崎区長 増田 宏之

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第180号

国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年12月16日
川崎市川崎区長 増田 宏之

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第181号

国民健康保険給付費返還請求通知書兼納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第231条の3第4項で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年12月16日
川崎市川崎区長 増田 宏之

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第182号

次の介護保険料に係る還付通知書を別紙記載の者に送

達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)第143条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年12月16日

川崎市川崎区長 増 田 宏 之

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第183号

介護保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)第143条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年12月16日

川崎市川崎区長 増 田 宏 之

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第184号

次の後期高齢者医療保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第112条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年12月16日

川崎市川崎区長 増 田 宏 之

年度	科 目	期別	この公告により変更する納期限	件数備考
令和4年度	後期高齢者医療保険料	特徴第1期以降	/	計2件
令和4年度	後期高齢者医療保険料	第1期以降		令和5年1月4日
令和4年度	後期高齢者医療保険料	第4期以降	令和5年1月4日	計1件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第185号

国民健康保険料に係る差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及

び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年12月16日

川崎市川崎区長 増 田 宏 之

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第186号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年12月20日

川崎市川崎区長 増 田 宏 之

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第187号

督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)第143条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年12月20日

川崎市川崎区長 増 田 宏 之

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第188号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第112条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年12月20日

川崎市川崎区長 増 田 宏 之

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第189号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年12月20日

川崎市川崎区長 増田 宏之

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第190号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年法律192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年12月20日

川崎市川崎区長 増田 宏之

年度	科 目	期別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数備考
令和4年度	国民健康保険料	5期	令和5年1月5日(5期)	計20件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第191号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年12月20日

川崎市川崎区長 増田 宏之

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第192号

介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)第143条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告し

ます。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年12月20日

川崎市川崎区長 増田 宏之

年度	科 目	期別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数備考
令和4年度	介護保険料	第8期	令和5年1月5日	計24件

(別紙省略)

幸 区 公 告

川崎市幸区公告第67号

国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年12月16日

川崎市幸区長 赤坂 慎一

(別紙省略)

川崎市幸区公告第68号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条及び住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権削除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和4年12月16日

川崎市幸区長 赤坂 慎一

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

(別紙省略)

川崎市幸区公告第69号

川崎市印鑑条例（昭和51年川崎市条例第8号）第12条第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和4年12月16日

川崎市幸区長 赤坂慎一

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

（別紙省略）

川崎市幸区公告第70号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年12月20日

川崎市幸区長 赤坂慎一

年度	科 目	期別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数備考
令和4年度	介護保険料	第6期	令和5年1月5日	計1件
令和4年度	介護保険料	第7期	令和5年1月5日	計1件

（別紙省略）

川崎市幸区公告第71号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年12月20日

川崎市幸区長 赤坂慎一

年度	科 目	期別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数備考
令和4年度	後期高齢者医療保険料	第2期	令和5年1月5日	計1件
令和4年度	後期高齢者医療保険料	第3期	令和5年1月5日	計1件
令和4年度	後期高齢者医療保険料	第4期	令和5年1月5日	計1件

（別紙省略）

川崎市幸区公告第72号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年12月20日

川崎市幸区長 赤坂慎一

（別紙省略）

中 原 区 公 告

川崎市中原区公告第66号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年12月20日

川崎市中原区長 板橋茂夫

（別紙省略）

川崎市中原区公告第67号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年12月20日

川崎市中原区長 板橋茂夫

年度	科目	期別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
令和4年度	介護保険料	第7期	令和5年1月5日	計2件

(別紙省略)

川崎市中原区公告第68号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年12月20日

川崎市中原区長 板橋茂夫

年度	科目	期別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
令和4年度	後期高齢者医療保険料	第4期	令和5年1月5日	計1件

(別紙省略)

川崎市中原区公告第69号

国民健康保険料に係る差押調書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年12月20日

川崎市中原区長 板橋茂夫

(別紙省略)

高 津 区 公 告

川崎市高津区公告第87号

国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年12月16日

川崎市高津区長 鈴木哲朗

(別紙省略)

川崎市高津区公告第88号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年12月20日

川崎市高津区長 鈴木哲朗

(別紙省略)

川崎市高津区公告第89号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年12月20日

川崎市高津区長 鈴木哲朗

年度	科目	期別	滞納処分に着手し得る日	件数・備考
令和4年度	介護保険料	第8期分	令和5年1月5日 (第8期分)	計4件

(別紙省略)

川崎市高津区公告第90号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年12月20日

川崎市高津区長 鈴木哲朗

年度	科 目	期別	滞納処分に着手し得る日	件数・備考
令和4年度	後期高齢者医療保険料	第5期分	令和5年1月5日(第5期分)	計1件

(別紙省略)

宮 前 区 公 告

川崎市宮前区公告第41号

国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年12月16日

川崎市宮前区長 南 昭 子

(別紙省略)

川崎市宮前区公告第42号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年12月20日

川崎市宮前区長 南 昭 子

(別紙省略)

川崎市宮前区公告第43号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年12月20日

川崎市宮前区長 南 昭 子

(別紙省略)

川崎市宮前区公告第44号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年12月20日

川崎市宮前区長 南 昭 子

(別紙省略)

多 摩 区 公 告

川崎市多摩区公告第56号

国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年12月16日

川崎市多摩区長 藤 井 智 弘

(別紙省略)

川崎市多摩区公告第57号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年12月20日

川崎市多摩区長 藤 井 智 弘

(別紙省略)

川崎市多摩区公告第58号

介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交

付します。

令和4年12月20日

川崎市多摩区長 藤井智弘

(別紙省略)

川崎市多摩区公告第59号

次の国民健康保険料に係る差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年12月22日

川崎市多摩区長 藤井智弘

年度	科目	期別	変更する納期限	件数備考
令和4年度				計1件

(別紙省略)

川崎市多摩区公告第60号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条及び住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権削除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知が送達できないので公示します。

令和4年12月23日

川崎市多摩区長 藤井智弘

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

(別紙省略)

川崎市多摩区公告第61号

川崎市印鑑条例(昭和51年川崎市条例第8号)第12条第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和4年12月23日

川崎市多摩区長 藤井智弘

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

(別紙省略)

麻生区公告

川崎市麻生区公告第51号

国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年12月16日

川崎市麻生区長 三瓶清美

(別紙省略)

川崎市麻生区公告第52号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年12月20日

川崎市麻生区長 三瓶清美

(別紙省略)

川崎市麻生区公告第53号

保険料に係る差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律192号)第78条及び介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)第143条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和 4 年 12 月 20 日

川崎市麻生区長 三 瓶 清 美

(別紙省略)

--	--